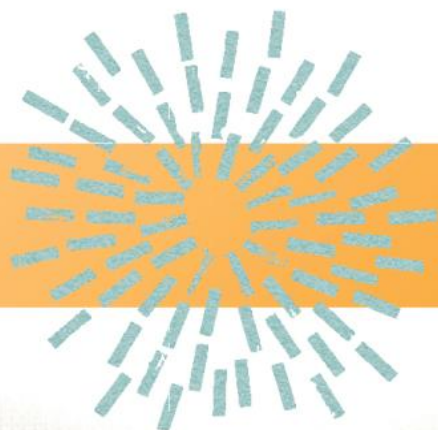


活力・魅力が
つながるまち 太子町



太子町都市計画マスタープラン





「活力・魅力がつながるまち 太子」の実現に向けて

本町では、平成 10 年に初めて「太子町都市計画マスタープラン」を策定し、平成 22 年に改定、平成 25 年に部分改定を行い、まちづくりを進めてまいりました。

全国的に人口減少や少子高齢化が進行していく中、人口増加を続けてきた当町でも実質的な人口減少に直面し、今後も人口減少が続くことが予想されています。しかしながら、社会情勢はこれまでにないスピードで変化しており、早い段階からこれらに対応し、地域活力に満ちた持続可能なまちづくりが必要です。

このような背景から、時代の変化や多様化する住民ニーズに対応した都市構造をめざすとともに、都市と自然との共生、産業振興、地域資源の保全・活用など、本町の総合的な都市づくりの方向性を見直すことを目的に、本計画を改定いたしました。

本計画は、当町における 20 年後の将来を見据えながら、10 年後を目標とした土地利用のあり方や都市施設の整備方針を示しており、「全体構想」と「地域別構想」から構成しております。

今後は本計画に基づき、「活力・魅力がつながるまち 太子」の実現に向け、住民の皆様とともにまちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の改定にあたり、アンケートやワークショップなどを通じ、貴重なご意見やご提言を頂きました住民の皆様をはじめ、多くの関係者の皆様に対し、心からお礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

太子町長 服部千秋

目 次

第1章 基本的事項

太子町都市計画マスタープランの策定に際して	2
太子町都市計画マスタープランの策定の背景	3
上位・関連計画	4

第2章 太子町の現状と課題

太子町の概況	10
まちづくりの課題	42

第3章 全体構想

まちづくりの基本目標	48
都市の将来像	49
都市づくりの基本的な考え方	49
まちづくりの目標	50
将来の都市構造	52
まちづくりの方針	54

第4章 地域別構想

地域区分	74
斑鳩地域	75
石海地域	87
太田地域	99
龍田地域	111

第5章 実現化方策

協働によるまちづくりの推進	122
効率的な都市計画行政の推進	125
太子町都市計画マスタープランの進行管理	126

参考資料

用語集	128
策定経緯	134

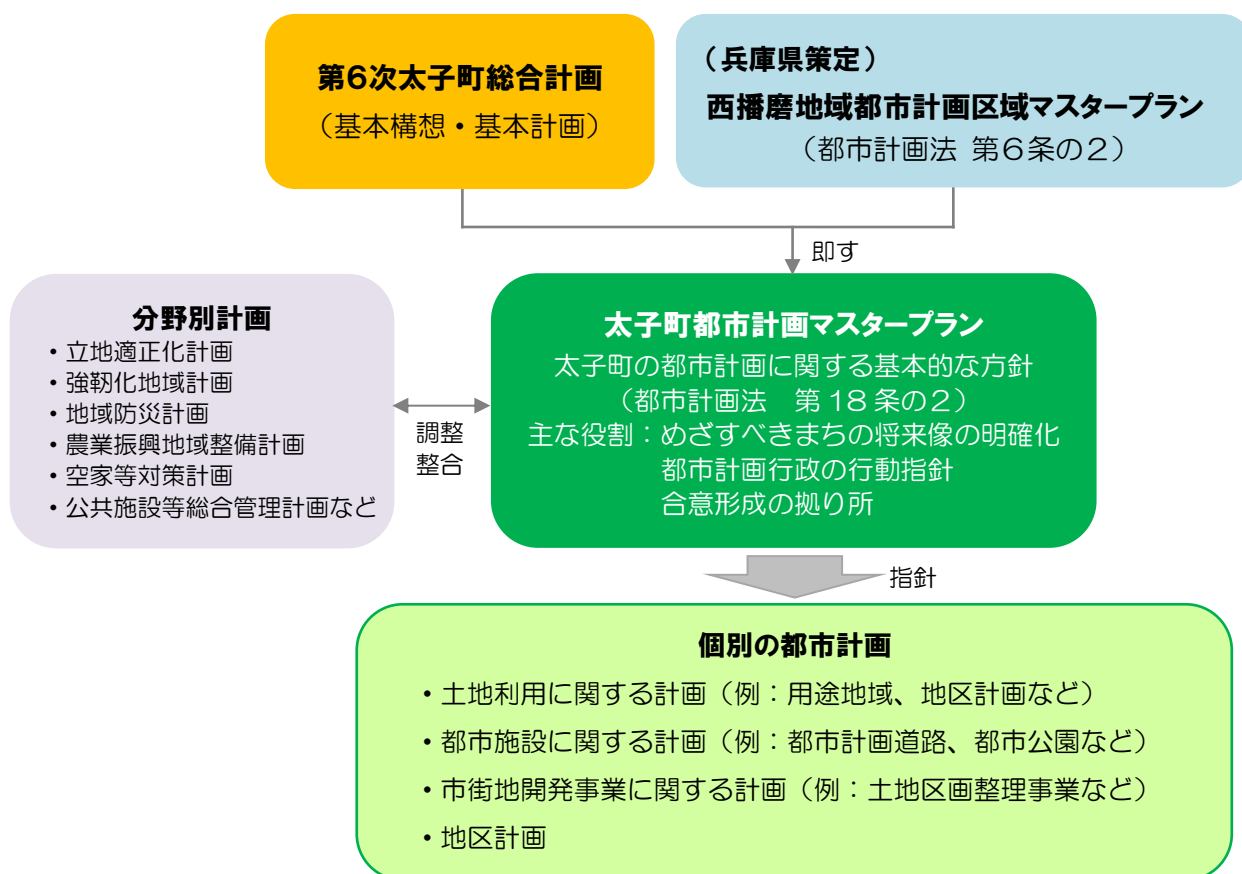
第1章 基本的事項

太子町都市計画マスタープランの策定に際して

目的と役割

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、めざすべきまちの将来像とその実現に向けたまちづくりに関する基本的な方針をまとめたものです。

太子町都市計画マスタープランは、町が定める最上位計画である「第6次太子町総合計画」、県が定める「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」を踏まえ、社会経済情勢にも配慮し、住民の意見を反映して作成するものです。



目標年次

都市計画マスタープランは、20年後の将来を見据えながら、道路や公園、市街地の具体的な整備等について、10年後の目標を示すものです。

このため、この計画の目標年次は、20年後の令和22年（2040年）の都市の姿を展望しつつ、策定から10年後の令和12年（2030年）を目標年次とします。

対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象とした計画ですが、太子町は、行政区域全域が中播磨都市計画区域内に含まれていることから、本計画は太子町全域を対象として定めます。

太子町都市計画マスタープランの策定の背景

社会の国際化・高度情報化等により産業構造の変化、高齢化・核家族化等による社会構造の変化が進展し、その一方で、ゆとりと豊かさを求めるなど、ライフスタイルも高度化・多様化してきたことから、平成4年に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が創設され、市町村自らが住民の参加のもと、都市の将来像や都市づくりの目標・課題、都市施設の整備方針、地域ごとの将来あるべき姿、実現に向けた方策を定めることとなりました。

これを受け本町では、平成10年3月に『豊かな歴史と美しい自然の中で生活文化を創造するまち、太子』を基本理念とする太子町都市計画マスタープランを策定し、平成22年3月には、社会経済情勢等の変化に対応するため、新たなまちづくりの理念を『美しい自然と快適な暮らしが織りなす“和のまち 太子”』とした計画の改定を行いました。

その後、さらに10年が経過し、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、人々の生活ニーズの多様化、都市計画の見直し、厳しさを増す財政状況など、都市（まち）を取り巻く状況は大きく変化し、右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。また、地域活力の維持・発展に向けて、誰もが暮らしやすい、活動しやすいまちづくりを進める必要性が高まっています。

兵庫県においては、令和2年を目標とする「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」が改定され、本町においては、目標年次が令和11年の『和のまち 太子』をまちづくりの基本目標とする「第6次太子町総合計画」を策定しました。

これらを踏まえ、次世代につなぐ太子町の実現に向けた都市計画の基本的な方針として、実行・実現性のあるまちづくりを推進するため、太子町都市計画マスタープランの見直しを行うものです。



第2次太子町都市計画マスタープラン

上位・関連計画

第6次太子町総合計画

位置づけ

人口減少や少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展、長引く経済の低迷など、自治体を取り巻く社会経済情勢はめまぐるしく変化しています。町においては、複雑化、多様化する行政課題に対応していくため、今後も長期的な視点でまちづくりを総合的、計画的に進めていくための「第6次太子町総合計画」を策定するものです。

本計画をよりどころに、住民と企業、町が互いに協力し、創意工夫してまちづくりに取り組んでいきます。

計画期間

- 基本構想：令和2年度～令和11年度
- 前期基本計画：令和2年度～令和6年度

まちづくりの基本目標

- 和のまち 太子

策定の背景と社会潮流

- 人口減少と少子高齢化の進行
- 多様な連携と協働によるまちづくりの推進
- 安全・安心なまちづくりへのニーズの高まり
- 産業経済と雇用環境の変化
- 高度情報化社会の進展
- 「持続可能な開発目標(SDGs)」の推進

まちづくりの5つの Plan（基本政策）

- Plan1 いきいきと輝くまち(活力・魅力)
- Plan2 学び成長するまち(子育て・教育)
- Plan3 未来を守るまち(安全・安心)
- Plan4 元気で笑顔のまち(健康・福祉)
- Plan5 快適で持続するまち(都市機能・行政基盤)



第6次太子町総合計画

都市計画マスタープランに関連する施策

基本政策	大施策	中施策	小施策（基本事務）
Plan1 いきいきと輝く まち(活力・魅力)	1. 地域活動の 推進	(1)協働のまちづくり の推進	・住民参画の推進 ・住民団体等との協働 ・企業との協働
	2. 地域産業の 活性化	(1)魅力ある農林業の 推進	・担い手の育成・確保 ・集落営農や認定農業者の育 成・支援 ・有害鳥獣対策の推進 ・ほ場整備の推進
		(2)産業の活性化	・経営基盤の安定化と事業承 継・支援 ・創業者の育成・支援 ・魅力ある店舗等の誘致・集 約
	3. 地域資源の 活用	(1) まちの 魅 力 の 創 出・向上	・観光資源の活用と創出 ・特産品のブランド力向上 ・移住定住の促進・支援
		(2)にぎわいと活力の 創出・維持	・中心市街地の活性化 ・町縁辺部の活性化
	Plan5 快適で持続する まち(都市機能・ 行政基盤)	1. 都市機能の 整備促進	(1)計画的な土地利用 の推進
(2)交通ネットワーク の整備			・道路環境の整備 ・公共交通網の整備
(3)上下水道の整備・ 維持管理			・施設や管路等の整備・管理 ・事業運営の安定化
2. 行政基盤の 確立		(1)行政機能の強化	・行政組織の強化 ・広報広聴の充実 ・広域行政の推進
		(2)財政運営の健全化	・財政運営の健全化 ・公共施設等の管理、活用

第2次太子町人口ビジョン(人口目標)

位置づけ

太子町の人口の現状、今後の推計を明らかにし、住民と企業、町が人口問題の意識を共有するため、まちのめざすべき将来の方向と人口の将来の展望を示します。

目標年次

〇2045年

将来推計人口・人口目標

人口減少や少子高齢化の傾向は将来的にわたり続いていくことが想定され、平成30(2018)年に公表された国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」においては、2045年の太子町の人口は28,480人と推計されています。

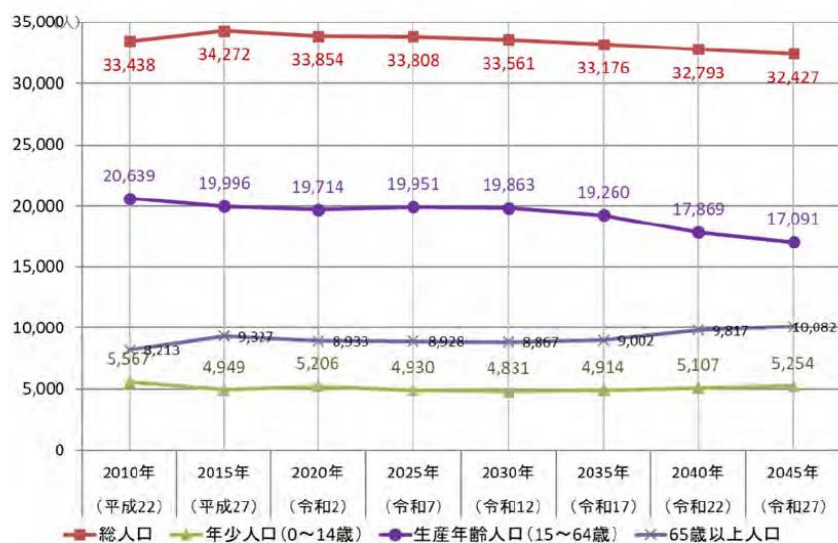
将来にわたって活力ある地域社会を維持していくためには、町の持つ住みよさとまちの魅力を磨くことにより、子育て世代を中心とした生産年齢人口を増加させることで人口減少の抑制に取り組むとともに、長期的な展望に基づき合計特殊出生率の向上をめざすことが必要であると考えています。

第6次太子町総合計画(第2次総合戦略)における2045年における町の人口目標については、国立社会保障・人口問題研究所の推計人口から約4千人の増加をめざし、32,427人(第1次人口ビジョンの目標値を踏襲)と設定、その人口目標に向けて戦略的事業を積極的に展開していきます。

〇2045年の人口目標 32,427人

〇国立社会保障・人口問題研究所推計 28,480人(+3,947人)

短期的には社会増につなげ、長期的には出生率の向上による自然増につなげます。



太子町立地適正化計画

立地適正化計画が目指す都市像

○多世代交流による町の活力向上を目指し 良好な住環境整備による住みよい持続可能なまち

まちづくりの方針

方針1

賑わいと個性あふれ
歩いて暮らせるまちづくり
【拠点の形成・魅力向上】
町の活力を支え地域交流を
促す拠点を形成し、拠点性
強化とともにまちの魅力向
上を図ります。

方針2

人と地域をつなぐ
まちづくり
【東西、南北都市軸の構築・
強化】
拠点間及び隣接自治体との
広域交流・連携のため公共
交通網の強化・充実を図り
ます。

方針3

安心して住み続けられる
まちづくり
【定住人口、生活利便性の
維持】
既存集落の生活利便性の維
持及び拠点間との連携強化
を図ります。

都市構造の実現に向けた誘導方針

【斑鳩地域】

- 歴史・文化・地域交流拠点周辺における賑わい創出
- 都市機能集積と併せた住環境整備による快適な生活圏の形成

【石海地域】

- JR 網干駅周辺の立地優位性を活かした市街地形成
- （都）龍野線整備による南北都市軸への機能集積

【太田地域】

- 東西都市軸の交通・生活利便性の維持・向上
- 既存集落の生活も支える市街化区域縁辺部の都市機能の維持

【龍田地域】

- 都市計画道路整備を見据えた拠点間とのネットワーク形成
- 既存集落の良好な住環境維持

都市計画の整備・開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)

西播磨地域都市計画区域マスタープランは、2市2町（姫路市・たつの市・福崎町・太子町）からなる中播都市計画区域と西播、山崎、西播磨高原の各都市計画区域について、長期的な視点に立った将来像やその実現に向けての道筋を明らかにし、主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めたものです。

都市づくりの基本理念

成熟の時代にふさわしい、安全・安心で魅力あるまちづくりを総合的に展開するための県の基本的な考え方を明らかにした「まちづくり基本方針」に即し、地域が主役となった持続可能な地域の形成に向け、今後の都市づくりを進める。

兵庫県の都市づくりの目標

- ア 安全・安心な都市空間の創出
- イ 地域主導による魅力的な都市づくり
- ウ 持続可能な都市構造の形成

都市づくりの方向性（本都市計画区域の都市づくりの目標）

- ア 安全で安心な都市づくり
- イ 地域資源を生かした地域間交流都市づくり
- ウ 広域的な水と緑のネットワークを生かしたうるおいある都市づくり

第2章 太子町の現状と課題

太子町の概況

位置と地勢

太子町は兵庫県南西部の西播磨地域に位置し、東側は姫路市、西側はたつの市に接しています。姫路市中心部までは約 12km、神戸市中心部までは約 75km で、東西 6.4km、南北 3.7km、面積 22.61km² であり、県下 41 市町のうち、加古郡播磨町、芦屋市に次いで 3 番目に小さな町です。

また、揖保川の下流域に位置し、町の西側を林田川、中央付近を大津茂川が流れており、標高 10m 前後の平坦な土地が広がっています。町の東部には標高 249.9m の城山、標高 215.9m の京見山などがあり、姫路市との境になっています。町内には標高 104.0m の立岡山や、標高 165.1m の檀特山などがあります。



社会的条件

人口及び世帯数

【人口の推移】

平成 27 年国勢調査人口は 33,690 人となっています。年齢階層別にみると、年少人口（15 歳未満）は、平成 22 年以降、生産年齢人口（15 歳以上 65 歳未満）は平成 12 年以降減少していますが、老年人口（65 歳以上）は平成 12 年以降増加が続いており、平成 27 年の高齢化率は 24.5%となっています。

【人口の推移】

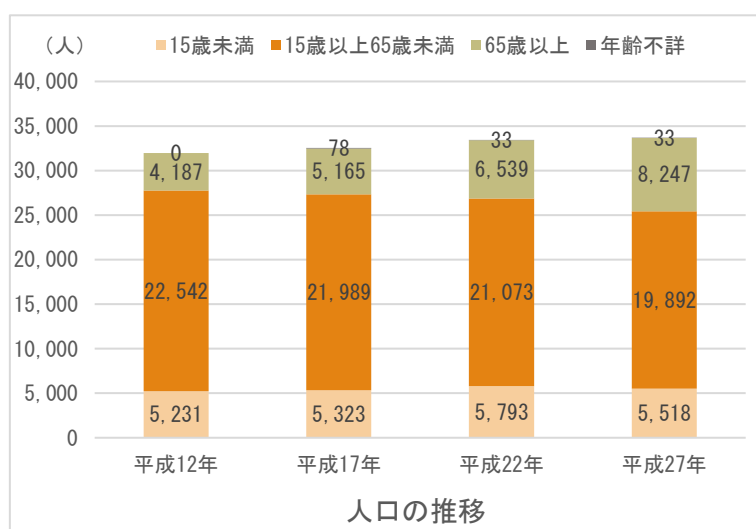
	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口（人）	30,477	31,634	31,960	32,555	33,438	33,690

出典：国勢調査

【年齢階層別人口の推移】

		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
年少人口	人口（人）	5,231	5,323	5,793	5,518
	割合（%）	16.4	16.4	17.3	16.4
生産年齢人口	人口（人）	22,542	21,989	21,073	19,892
	割合（%）	70.5	67.5	63.0	59.0
老年人口	人口（人）	4,187	5,165	6,539	8,247
	割合（%）	13.1	15.9	19.6	24.5
年齢不詳	人口（人）	0	78	33	33
	割合（%）	0.0	0.2	0.1	0.1
合計	人口（人）	31,960	32,555	33,438	33,690
	割合（%）	100	100	100	100

出典：国勢調査



出典：国勢調査

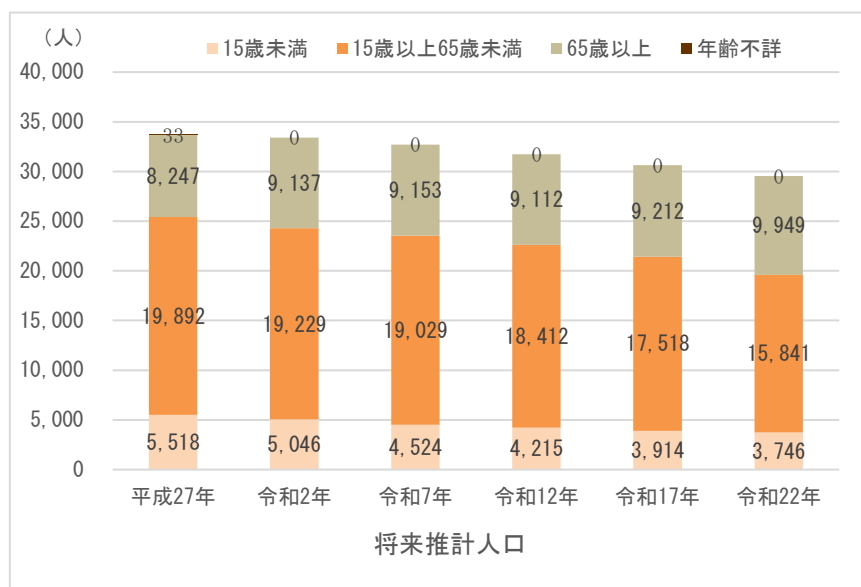
【将来人口の見通し】

平成 27 年以降、総人口は減少することが見込まれており、令和 12 年(2020 年)には 31,739 人と推計されています。年齢階層別にみると、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にありますが、老年人口は令和 7 年までは増加、その後は減少する見込みで、令和 12 年の高齢化率は 28.7%と推計されています。

【将来人口推移】

		平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
年少人口	人口 (人)	5,518	5,046	4,524	4,215	3,914	3,746
	割合 (%)	16.4	15.1	13.8	13.3	12.8	12.7
生産年齢人口	人口 (人)	19,892	19,229	19,029	18,412	17,518	15,841
	割合 (%)	59.0	57.6	58.2	58.0	57.2	53.6
老年人口	人口 (人)	8,247	9,137	9,153	9,112	9,212	9,949
	割合 (%)	24.5	27.3	28.0	28.7	30.1	33.7
年齢不詳	人口 (人)	33	0	0	0	0	0
	割合 (%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	人口 (人)	33,690	33,412	32,706	31,739	30,644	29,536
	割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」



出典：社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成 30（2018）年推計）」

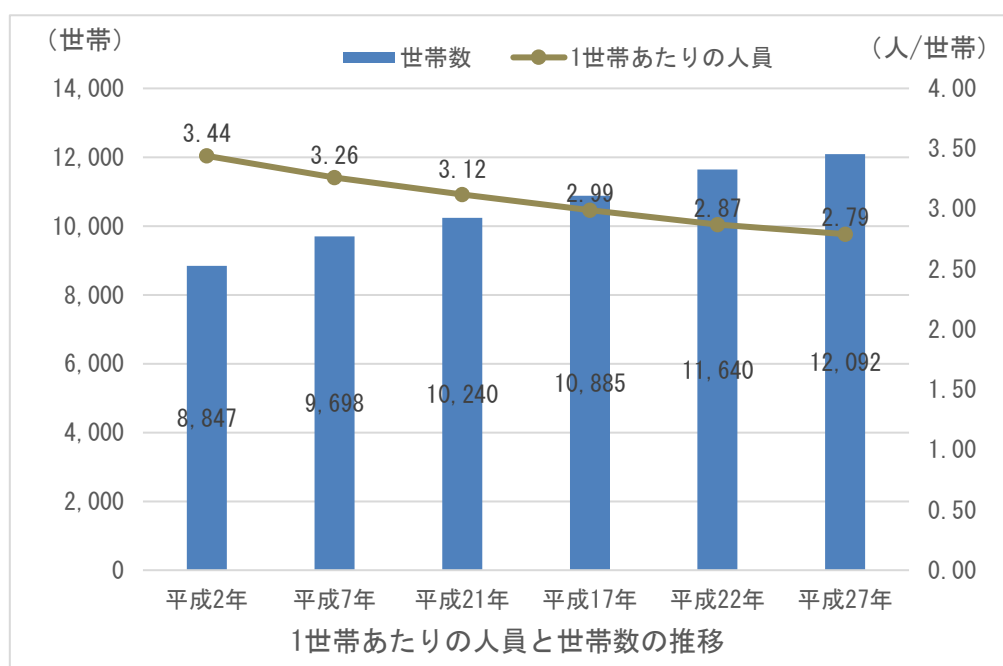
【世帯数の推移】

平成2年以降、世帯数は増加が続き、平成27年には12,092世帯となっています。1世帯あたりの人員は、減少が続いており平成27年には1世帯あたり2.79人です。

【1世帯あたりの人員と世帯数の推移】

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯数	8,847	9,698	10,240	10,885	11,640	12,092
1世帯あたりの人員	3.44	3.26	3.12	2.99	2.87	2.79
総人口（人）	30,477	31,634	31,960	32,555	33,438	33,690

出典：国勢調査



出典：国勢調査

【地域別の推移】

地域別でみると、人口・世帯数ともに最も多いのは太田地区で、平成 27 年では、人口 14,614 人、世帯数 5,150 世帯です。最も少ないのは龍田地区で、平成 27 年では人口 2,405 人、世帯数 805 世帯です。

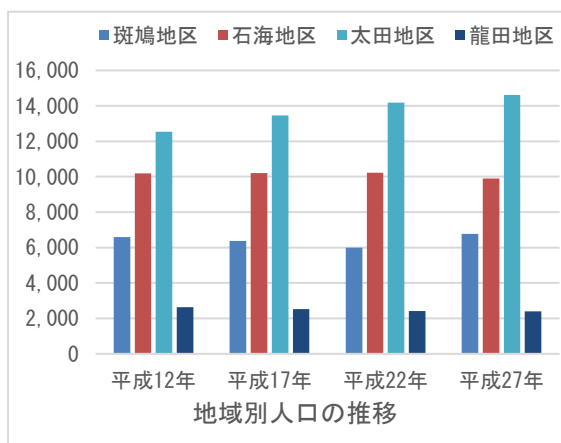
石海地区、龍田地区では人口は減少していますが、世帯数は増加しています。斑鳩地区では、人口は平成 22 年から、世帯数は平成 17 年から増加しています。太田地区では、平成 12 年以降、人口・世帯数ともに増加が続いています。また、平成 12 年と比べ、平成 27 年に最も増加する割合が高かったのは人口・世帯数ともに太田地区となっています。

【地域別の人口・世帯数の推移】

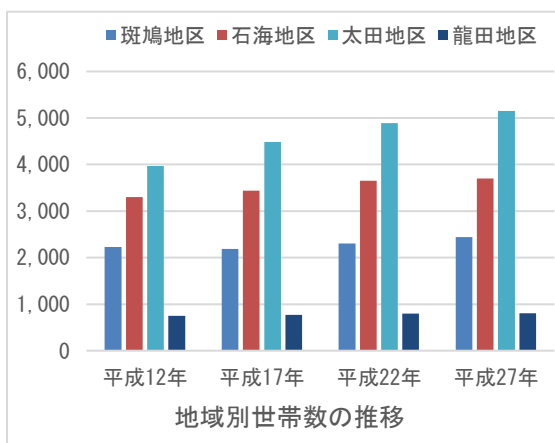
		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	指数
斑鳩地区	人口（人）	6,597	6,368	5,992	6,764	102
	世帯数（世帯）	2,226	2,189	2,301	2,440	110
石海地区	人口（人）	10,191	10,213	10,225	9,907	97
	世帯数（世帯）	3,300	3,442	3,650	3,697	112
太田地区	人口（人）	12,533	13,453	14,183	14,614	117
	世帯数（世帯）	3,968	4,485	4,892	5,150	130
龍田地区	人口（人）	2,639	2,521	2,415	2,405	91
	世帯数（世帯）	746	769	797	805	108
全体	人口（人）	31,960	32,555	33,438	33,690	105
	世帯数（世帯）	10,240	10,885	11,640	12,092	118

※指数については、平成 12 年の値を 100 とした場合の平成 17 年の値

出典：「太子町の統計」より抜粋



出典：「太子町の統計」より抜粋



出典：「太子町の統計」より抜粋

産業

【産業別人口の推移】

平成12年以降の産業別人口は、第1次産業、第2次産業は減少していますが、第3次産業は増加しています。平成27年は第1次産業が約1%、第2次産業が約36%、第3次産業が約62%となっています。

【産業別人口の推移】

		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
第1次産業	人口（人）	300	284	211	211
	割合（%）	1.91	1.85	1.40	1.40
第2次産業	人口（人）	7,021	5,872	5,464	5,409
	割合（%）	44.67	38.20	36.34	36.00
第3次産業	人口（人）	8,392	9,194	9,143	9,292
	割合（%）	53.39	59.81	60.81	61.84
分類不能	人口（人）	6	22	218	114
	割合（%）	0.04	0.14	1.45	0.76
合計	人口（人）	15,719	15,372	15,036	15,026
	割合（%）	100.0	100.0	100.0	100.0

出典：国勢調査

【事業所数・従業者数の推移】

従業者数が19人までの事業所は、事業所数・従業者数ともに減少しています。従業者数が20人以上の事業所は、事業所数・従業者数ともに概ね横ばいですが、近年は減少しています。

【事業所数・従業者数の推移】

	平成18年		平成21年		平成24年		平成26年		平成28年	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
1～4人	869	1,724	827	1,644	759	1,558	737	1,486	734	1,491
5～9人	252	1,661	251	1,649	232	1,511	248	1,629	229	1,517
10～19人	165	2,257	161	2,202	152	2,083	153	2,069	150	2,020
20～29人	56	1,319	56	1,334	43	1,014	59	1,414	53	1,252
30人以上	76	5,847	59	5,236	61	5,261	70	6,327	61	4,871
派遣従業者のみ	－	－	3	－	3	－	1	－	1	－
合計	1,418	12,808	1,357	12,065	1,250	11,427	1,268	12,925	1,228	11,151

出典：事業所・企業統計調査
経済センサス-基礎調査
経済センサス-活動調査

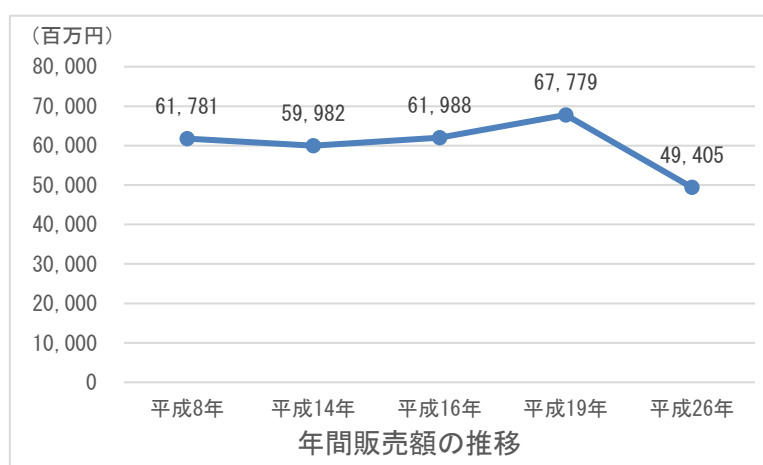
【年間販売額・製造品出荷額等の推移】

平成 8 年から平成 16 年までの年間販売額はほぼ横ばいでしたが、平成 19 年に 67,779 百万円に増加した後、平成 26 年には 49,405 百万円まで減少しています。

平成 20 年以降の製造品出荷額は一定の増加、減少傾向はなく、平成 28 年には 141,234 百万円となっています。

【年間販売額の推移】

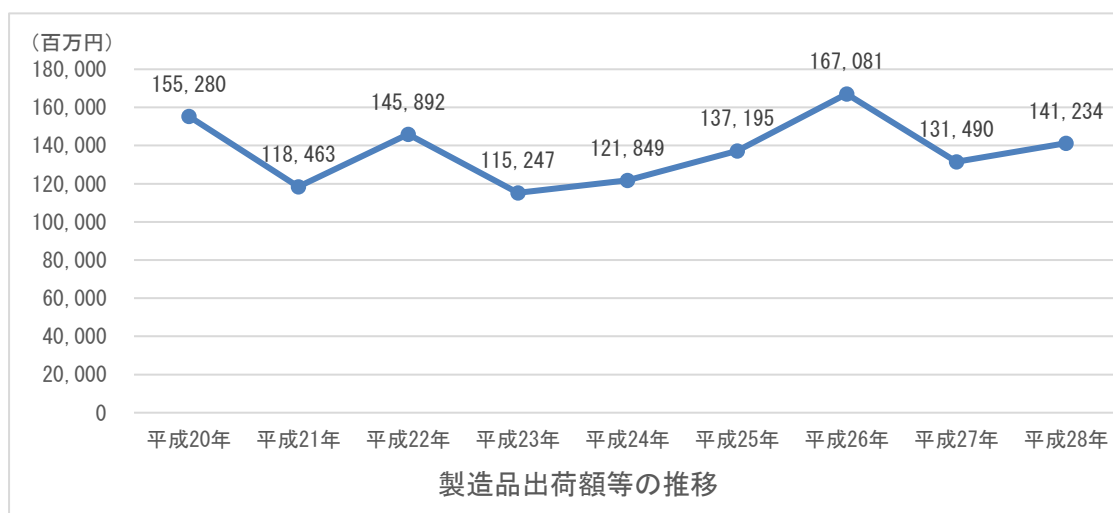
	平成 8 年	平成 14 年	平成 16 年	平成 19 年	平成 26 年
年間販売額（百万円）	61,781	59,982	61,988	67,779	49,405



出典：商業統計調査

【製造品出荷額等の推移】

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
製造品 出荷額等 （百万円）	155,280	118,463	145,892	115,247	121,849	137,195	167,081	131,490	141,234

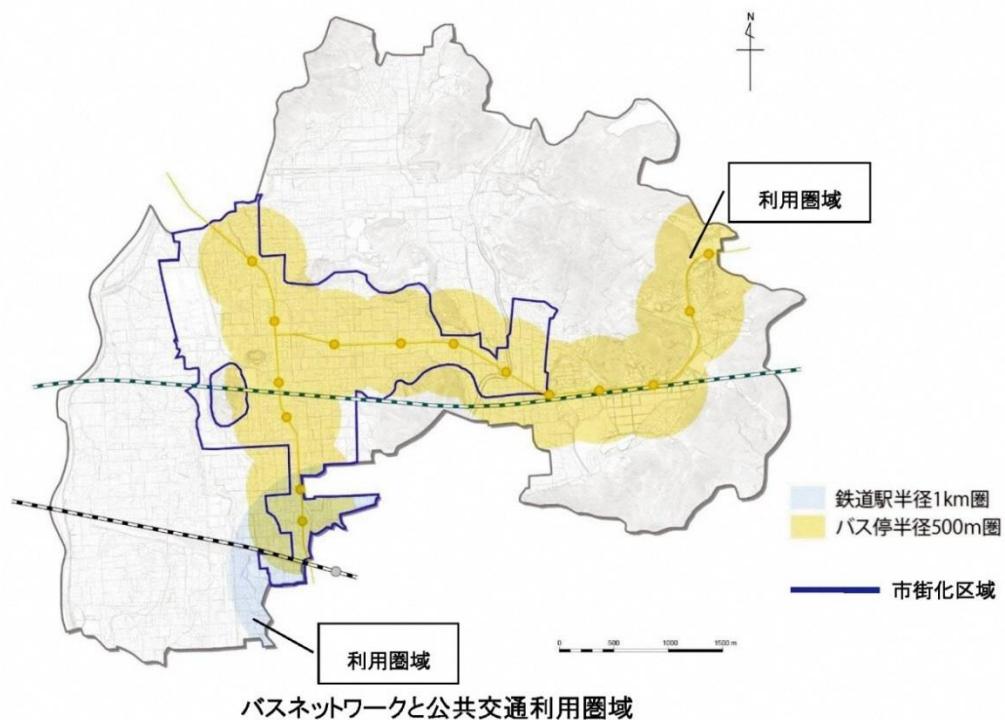
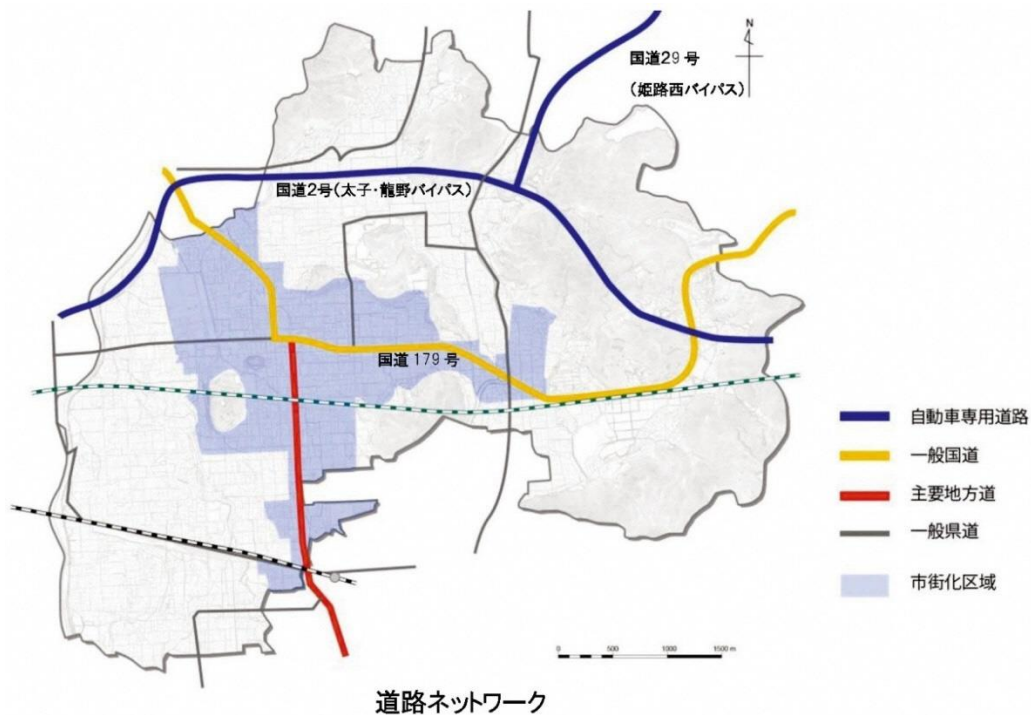


出典：工業統計調査、経済センサス-活動調査

交通体系及び人の動き

【交通網】

町内には、国道2号（太子・竜野バイパス）、国道29号（姫路西バイパス）、国道179号、主要地方道などの主要幹線道路が通っています。鉄道は、JR 新幹線、山陽本線が通っていますが、町内に駅はなく、隣接する姫路市に JR 網干駅があります。公共交通はバスのみです。



出典：太子町立地適正化計画（平成 30 年）

【人の動き】

就業者・通学者は 16,699 人ですが、町内への就業者・通学者が 30.4%で、姫路市やたつの市など、隣接市に通う人が多くなっています。

【就業・通学者の状況】

	太子町	神戸市	姫路市	たつの市	その他県内	他府県	合計
就業者・通学者人口（人）	5,082	567	6,186	2,506	1,881	477	16,699
割合（%）	30.4	3.4	37.0	15.0	11.3	2.9	100.0

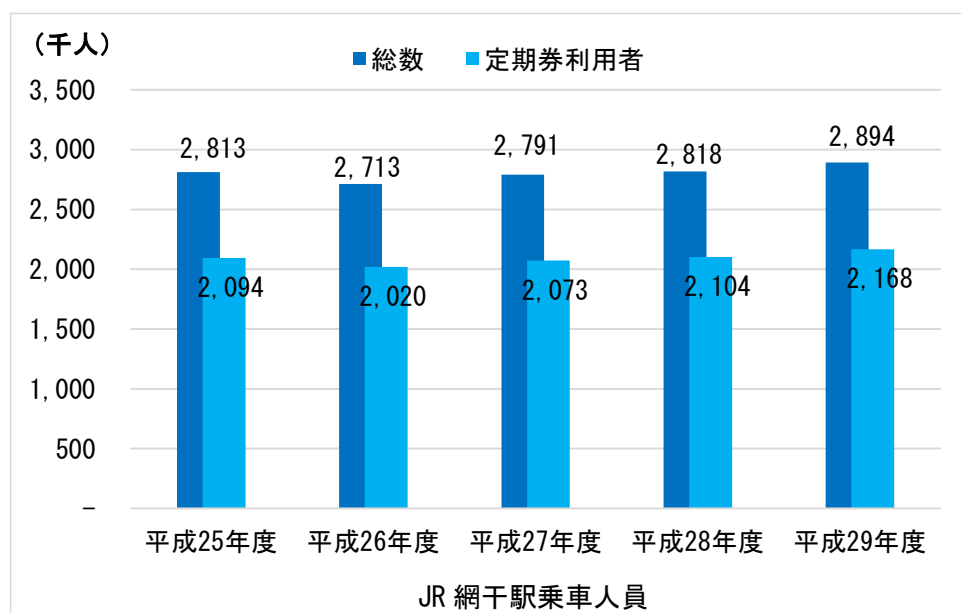
出典：平成 27 年度国勢調査

【JR 網干駅乗車人員】

JR 網干駅の乗車人員は、近年では増加傾向にあり、平成 29 年では 2,894 千人となっています。そのうちの約 75%が定期利用者です。

【JR 網干駅乗車人員】

	平成 25 年 度	平成 26 年 度	平成 27 年 度	平成 28 年 度	平成 29 年 度
総数（千人）	2,813	2,713	2,791	2,818	2,894
うち定期（千人）	2,094	2,020	2,073	2,104	2,168



出典：姫路市統計要覧

公共公益施設

【公共施設の分布】

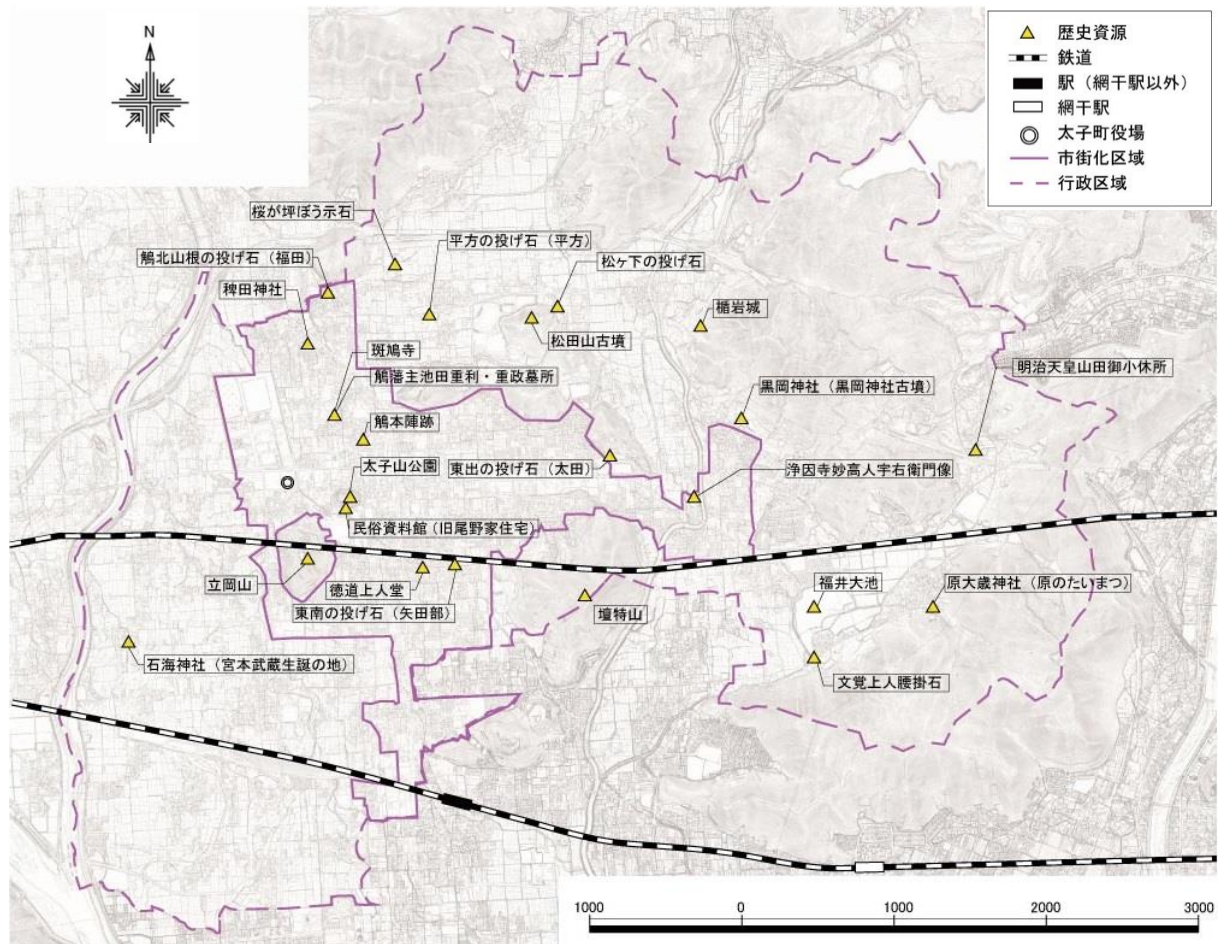
太子町役場や図書館、文化会館（あすかホール）などは、斑鳩地区に集積しています。その他の公共施設は市街化区域外にもあり、幹線道路沿いなど利便性の高い地域に立地しています。

地区	施設名称	所在地
斑鳩地区	太子町役場	鶯 280-1
	太子町役場旧庁舎	鶯 1369-1
	児童館	鶯 135-1
	図書館	鶯 1310-7
	斑鳩公民館	鶯 678
	斑鳩幼稚園	馬場 5
	斑鳩保育所	馬場 20-1
	斑鳩小学校	鶯 713
	文化会館（あすかホール）	鶯 1310-1
	歴史資料館	鶯 1310-1
石海地区	太子消防署	老原 554-1
	南総合センター	塚森 131
	前処理場	常全 360-1
	石海公民館	福地 132-1
	石海幼稚園	福地 501-1
	石海小学校	福地 422
	太子西中学校	立岡 207-1
	保健福祉会館	老原 102-1
	吉福水源地	吉福 295-6
	学校給食共同調理センター	福地 494-1
太田地区	太田公民館	太田 370-3
	町民体育館	東南 51-1
	太田幼稚園	東出 126・127-1
	太田小学校	東出 128
	太子東中学校	太田 1
	子育て支援センター（のびすく）	原 1039
龍田地区	龍田公民館	佐用岡 388-8
	龍田幼稚園	佐用岡 390-2
	龍田小学校	佐用岡 436
	揖龍火葬場（筑紫の丘斎場）	佐用岡 732
	総合公園陸上競技場	佐用岡 246-1

歴史的な観光資源

【歴史的な観光資源の分布】

聖徳太子ゆかりの斑鳩寺や稗田神社、宮本武蔵の生誕地である石海神社などの寺社、古墳など、数多くの歴史的な観光資源が町全体に広く分布しています。斑鳩寺周辺では条里の町割りの名残をとどめる歴史的なまち並み景観が形成されています。



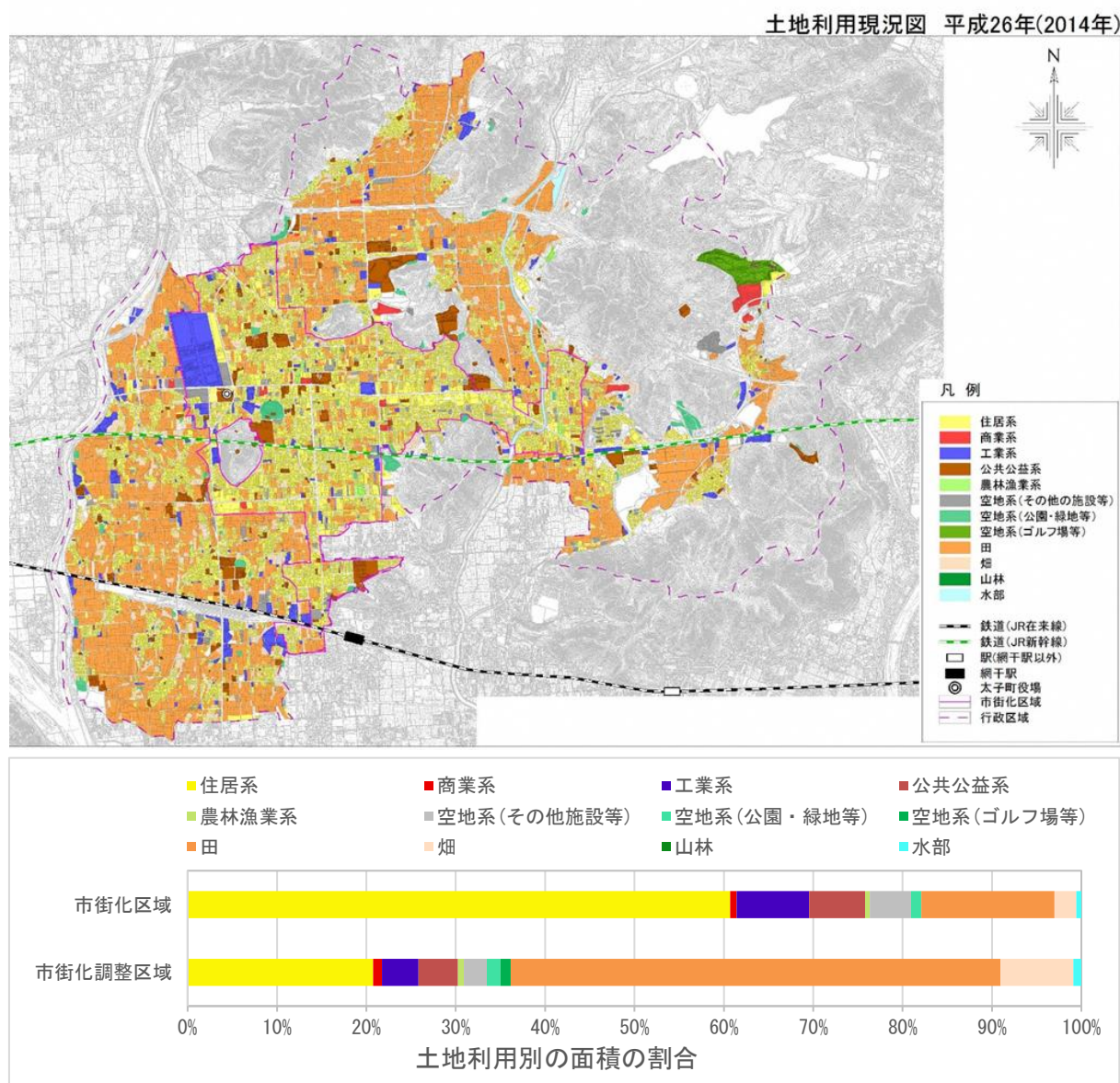
土地利用と都市計画等の状況

土地利用状況

市街化区域では、住宅系が約 60%と大部分を占め、田畑などの自然系土地利用は約 20%で点在してみられます。また、工業系、商業系などの土地利用は、幹線道路沿道に多くみられ、大規模な工業系土地利用が斑鳩地区に立地しています。公共公益系の土地利用は市街化区域の中心部に多くみられます。

市街化調整区域では、住宅系が約 20%、自然系土地利用が約 65%で大部分が田となっていていす。工業系土地利用は幹線道路や鉄道沿線に多く、公共公益系土地利用も幹線道路沿道に多くみられます。また、山林のほか、古墳や水面などの緑も豊富です。

【土地利用別の面積と割合】



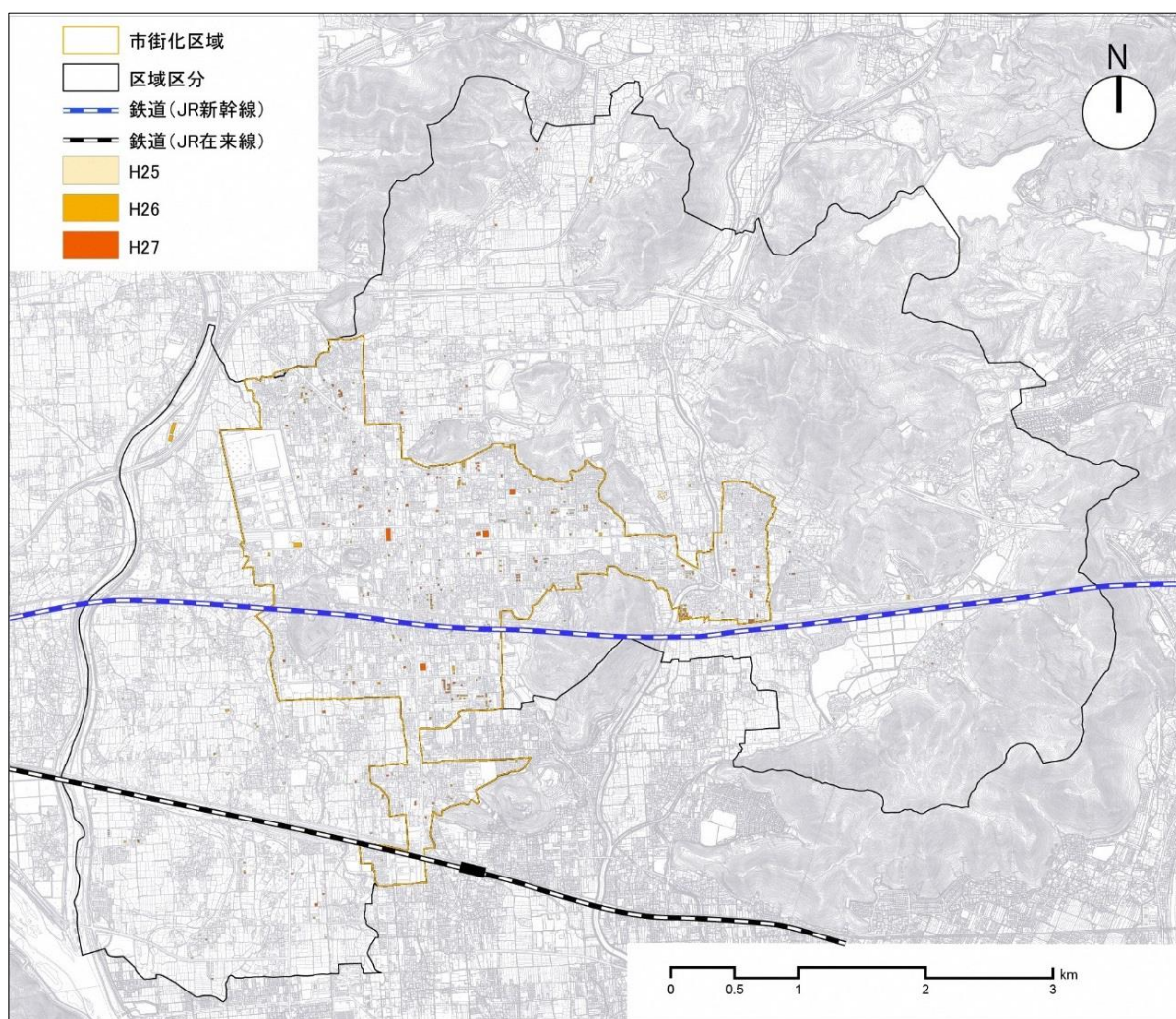
出典：都市計画基礎調査

新築状況

新築件数は年間 120～200 件程度で、平成 25～29 年の5年間では 735 件ありました。面積は毎年 9,000～20,000 ㎡程度です。新築される場所は市街化区域がほとんどで、特定の場所への集積はみられません。

【新築状況】

	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	合計
件数	197	151	144	124	119	735
面積 (㎡)	16,271.72	16,045.74	19,543.64	13,507.22	9,400.88	74,769.20



出典：都市計画基礎調査

都市計画等の状況

【都市計画の状況】

太子町の都市計画区域は行政区域全域で面積は 2,261ha、市街化区域の面積は 422ha、市街化調整区域の面積は 1,839ha です。

用途地域は、住居系が 91.7%を占めており、工業地域は全体の約 5.9%、近隣商業地域は全体の約 2.4%です。

都市計画道路は、計画延長の合計が約 34km であるのに対し、改良済延長は約 28km、既成済延長は約 3km となっています。現在は龍野線、揖保線及び網干線の整備が進められています。

【都市計画区域及び市街化区域・市街化調整区域】

都市計画区域			市街化区域	市街化調整区域
区域名	範囲	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)
中播	行政区域 全域	2, 261	422	1, 839

出典：都市計画現況調査

【用途地域の指定状況】

土地利用区分	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率	容積率
第 1 種低層住居専用地域	55	13. 03	5/10	10/10
第 1 種中高層住居専用地域	202	47. 87	6/10	15/10
第 2 種中高層住居専用地域	29	6. 87	6/10	20/10
第 1 種住居地域	58	13. 74	6/10	20/10
第 2 種住居地域	24	5. 69	6/10	20/10
準住居地域	19	4. 50	6/10	20/10
近隣商業地域	10	2. 37	8/10	20/10
工業地域	25	5. 93	6/10	20/10
計	422	100. 00		

出典：太子町の統計（H30.1 発行）

【都市計画道路（総括）】

	自動車専用 道路	幹線道路	区画道路	特殊道路	合計
計画延長 (km)	4. 08	29. 00	0. 94	－	34. 02
改良済延長 (km)	4. 08	23. 35	0. 94	－	28. 37
既成済延長 (km)	－	3. 34	－	－	3. 34

出典：太子町の統計（H30.1 発行）

都市公園は、8 公園整備されています。

公共下水道は、汚水の普及率が 99.9%、雨水の整備率が 57.0%となっています。

【都市公園】

公園の種類	公園名	面積 (ha)
近隣公園	太田公園	1.93
	太子山公園	2.80
	きたやま公園	2.80
街区公園	斑鳩寺公園	0.64
	吉福公園	0.09
	宮本公園	0.25
都市緑地	上太田自然公園	0.94
総合公園	太子町総合公園	6.30

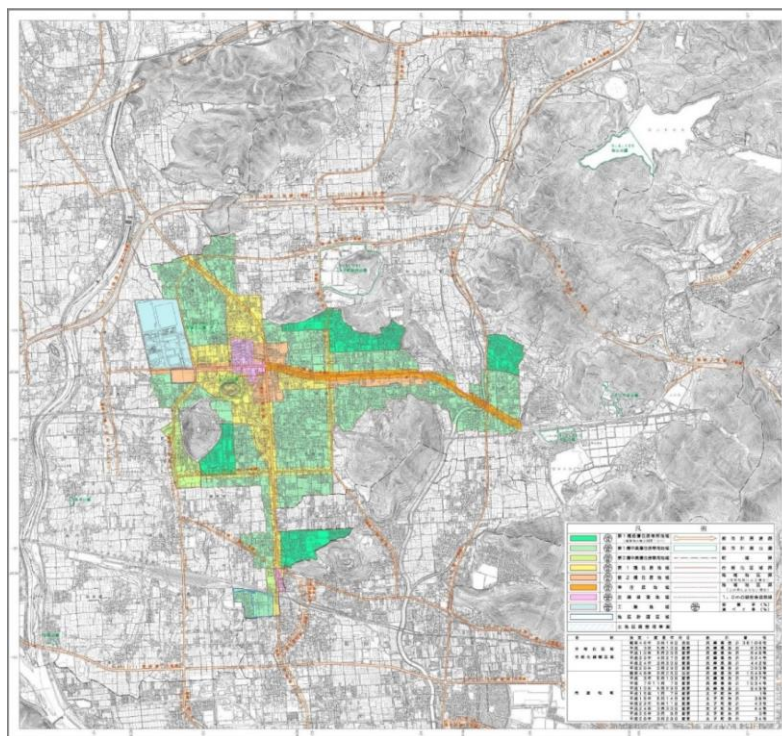
出典：太子町の統計（H30.1 発行）

【公共下水道】

汚水の普及状況			雨水の整備状況		
人口 (人)	処理人口 (人)	普及率 (%)	計画面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 (%)
34,190	34,166	99.9	411.9	234.8	57.0

出典：上下水道事業所調べ

【都市計画総括図】

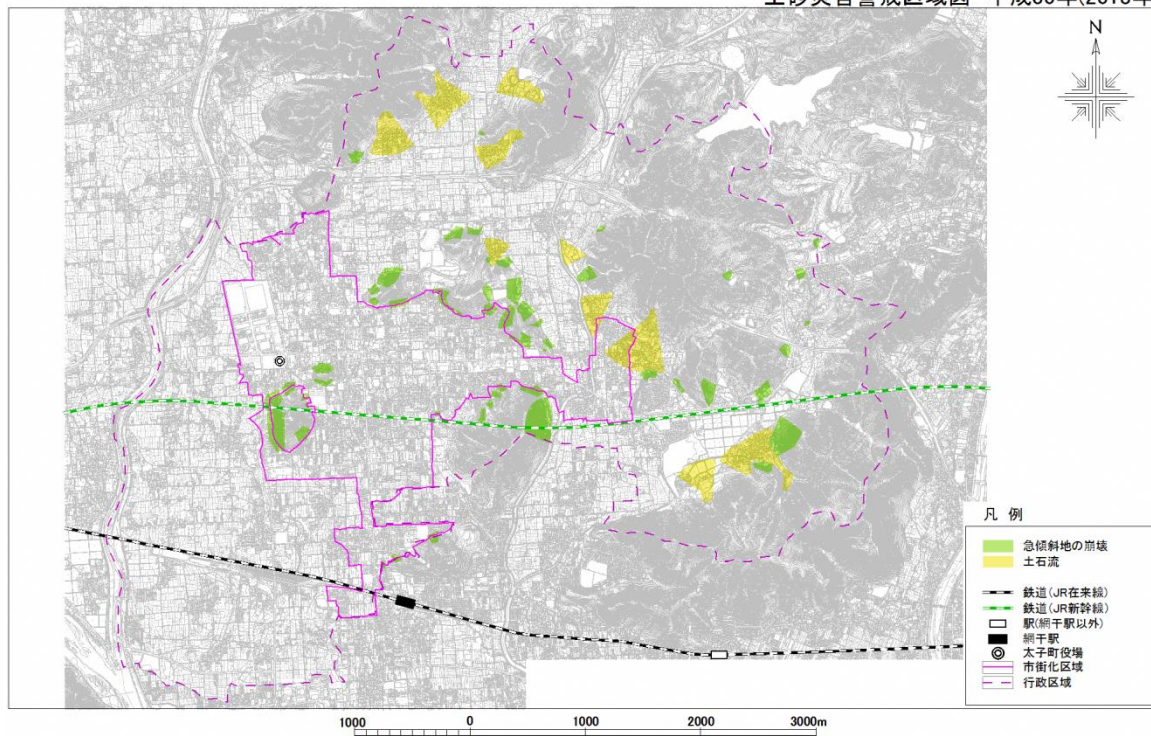


出典：太子町都市計画総括図（平成 30 年）

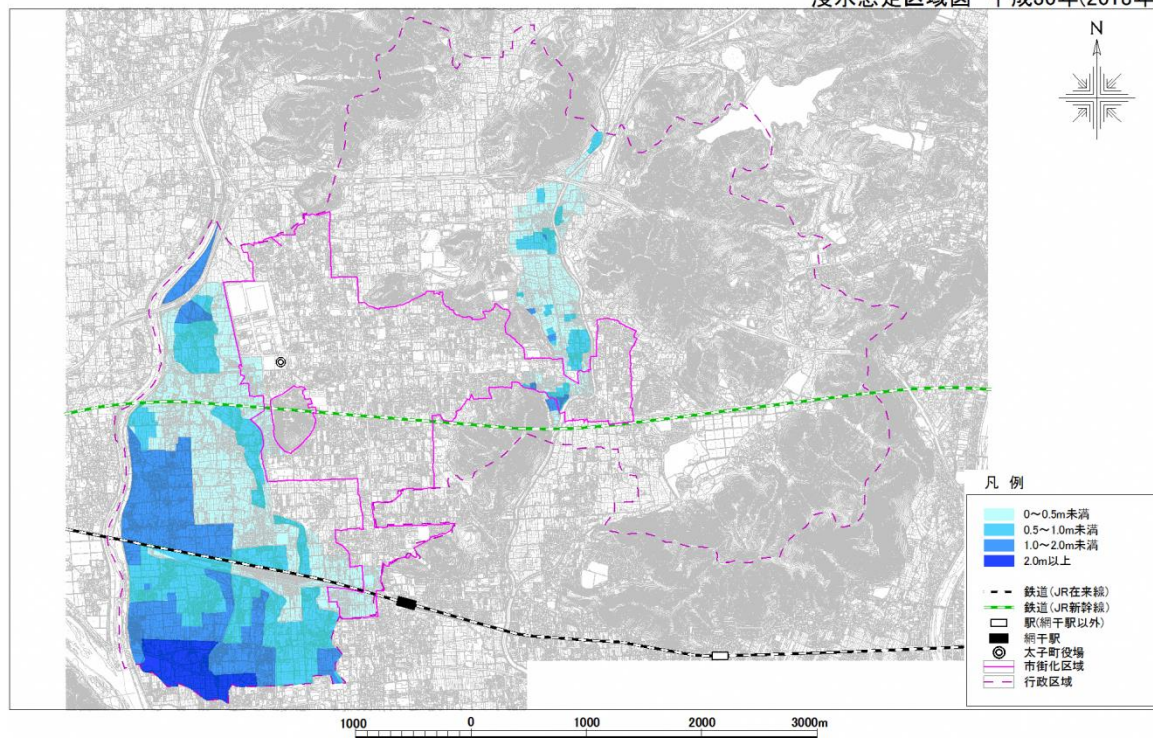
防災

本町の土砂災害警戒区域は、市街地縁辺の丘陵部や周辺の山裾での指定が多く、災害危険性があります。また、浸水想定区域は林田川、大津茂川沿いに広く区域が指定されています。

土砂災害警戒区域図 平成30年(2018年)



浸水想定区域図 平成30年(2018年)



住民意向

太子町都市計画マスタープランの策定にあたり、アンケート調査及びワークショップを実施しました。それぞれの概要と結果は次のとおりです。

おたいしマルシェアンケート調査

調査目的	都市計画マスタープランでの分野別方針において町の定住化促進へ向けた施策検討を行うため
調査対象	おたいしマルシェに参加していた町内外の子育て世代 20 代～40 代
調査時期	平成 30 年 12 月 16 日（日）
調査方法	聞き取り方式
回収状況	太子町住民 93 人（34.6%）、町外住民 176 人（65.4%） 合計 269 人
設問項目	太子町住民向け：町情報の入手方法、太子町のイメージ、太子町でよく利用する施設、居住歴、太子町へ引っ越して来られた理由など 町外住民向け：太子町でよく利用する施設、太子町に足りないところ、現在お住まいの場所を選んだ理由、太子町に住んでみたいかなど

定住意向アンケート調査

調査目的	定住促進へ向けて太子町がめざすべき目標や方針の検討等を行うため
調査対象	町内賃貸住宅居住者及び町外戸建て住宅居住者 ※町外戸建て住宅居住者については、姫路市内の青山、網干区、大津区、広畑区に位置している戸建て住宅居住者
調査時期	町内賃貸住宅居住者：平成 31 年 1 月 24 日（木）～2 月 8 日（金） 町外戸建て住宅居住者：平成 31 年 1 月 24 日（木）～2 月 12 日（火）
調査方法	町内賃貸住宅居住者：郵送によるアンケート配布・回収 町外戸建て住宅居住者：ポスティングによるアンケート配布・郵送による回収
回収状況	町内賃貸住宅居住者：配布 1,275 票、回収 225 票、回収率 17.6% 町外戸建て住宅居住者：配布 455 票、回収 91 票、回収率 20.0%
設問項目	町内賃貸住宅居住者：お住まいの小校区、世帯構成、世帯収入（年収）、戸建て住宅の購入意向など 町外戸建て住宅居住者：世帯構成、世帯収入（年収）、居住年数、現在の居住地に決める際に重視したことなど

自治会アンケート調査

調査目的	都市計画マスタープランでの地域別構想において、まちづくりの方針の検討を行うため
調査対象	太子町内の自治会（66 自治会）
調査時期	平成 30 年 12 月 11 日（火）～平成 31 年 1 月 11 日（金）
調査方法	アンケート方式
回収状況	100%
設問項目	人口減に対する地域での取組、高齢人口の増加に対する印象、20 年先の農業のあり方、集落コミュニティとして求める姿、その他校區別質問など

まちづくりの集い『みんなで作ろう！太子町の未来について』

- 目的 第6次太子町総合計画及び次期都市計画マスタープランの策定に向け、住民の皆さんとともに町の課題や地域の個性、期待する町の将来像を明らかにし、共通理解を持つとともに、住民が望む町の未来、住民ができること、まちを良くするためのアイデアなどを集め、10年後の明るいまちの未来につなげるため
- 参加者 連合自治会役員、PTA 連絡協議会役員、商工会役員、農業関連団体、町内在住の若者代表、町議会議長、副議長、総務経済建設常任委員会委員長、副委員長
- 実施日時 令和元年7月24日（水）19時～21時
- プログラム ①まち（行政）からの情報提供 ②グループディスカッション ③発表・講評

『楽しくまじめな話をしよう』みんなで創る まちの未来 中学生まちづくりワークショップ

- 目的 まちづくりの未来図「第6次太子町総合計画」、土地利用の基本計画である「都市計画マスタープラン」を策定するにあたり、『未来のまちの姿』を若い世代の皆さんと一緒に考えるため
- 参加者 太子西中学校 生徒9名、太子東中学校 生徒7名
- 実施日時 令和元年8月3日（土）9時45分～12時00分
- プログラム ①イベントへの参加：『なつや de あすかイチ』 ②まち（行政）からの情報提供 ③グループディスカッション ④発表・まとめ

『楽しくまじめな話をしよう』みんなで創る まちの未来 高校生ワークショップ

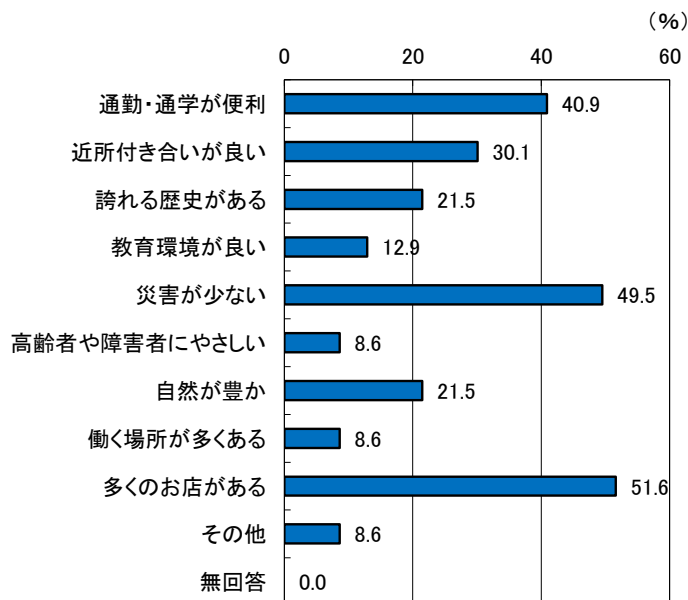
- 目的 まちづくりの未来図「第6次太子町総合計画」、土地利用の基本計画である「都市計画マスタープラン」を策定するにあたり、『未来のまちの姿』を若い世代の皆さんと一緒に考えるため
- 参加者 太子高等学校2年生（総合学習で地域づくりを学ぶ生徒12名）【町内在住4名、町外在住8名】
- 実施日時 令和元年5月16日（木）13時15分～15時05分
- プログラム ①事前課題：まちのいいところ、よくしたいところ ②まち（行政）からの情報提供 ③グループディスカッション ④発表・講評

『みんなで語ろう！未来の太子町について』子育て世代ワークショップ

- 目的 まちづくりの未来図「第6次太子町総合計画」、土地利用の基本計画である「都市計画マスタープラン」を策定するにあたり、『未来のまちの姿』を子育て世代の皆さんと一緒に考えるため
- 参加者 各幼稚園・小学校 ときめきスクール生（PTA 役員等）24名
- 実施日時 令和元年7月10日（水）9時30分～11時35分
- プログラム ①まち（行政）からの情報提供 ②グループディスカッション ③発表等

太子町のイメージ(太子町住民)

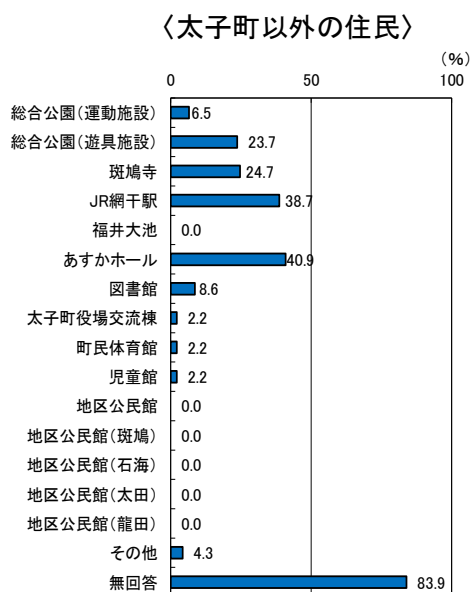
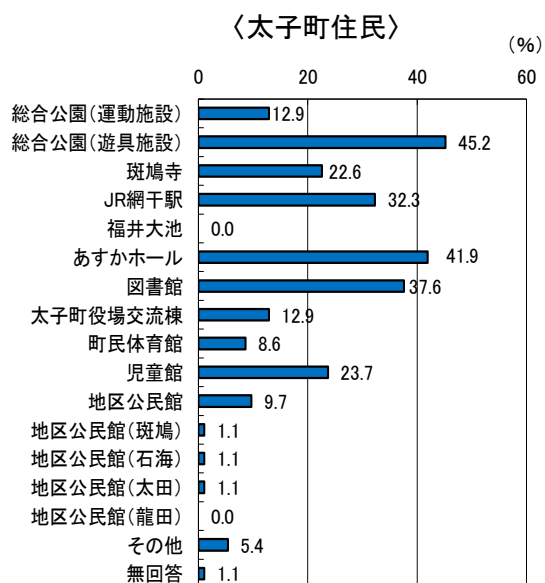
太子町住民が持つ太子町のイメージは、「多くのお店がある」「災害が少ない」が約 5 割で、次いで「通勤・通学が便利」が約 4 割、「近所付き合いが良い」が約 3 割となっています。



太子町でよく利用する施設(太子町住民・太子町以外の住民)

太子町住民が太子町でよく利用する施設は、「総合公園（遊具施設）」が約 5 割と最も多く、次いで「あすかホール」「図書館」が約 4 割となっています。

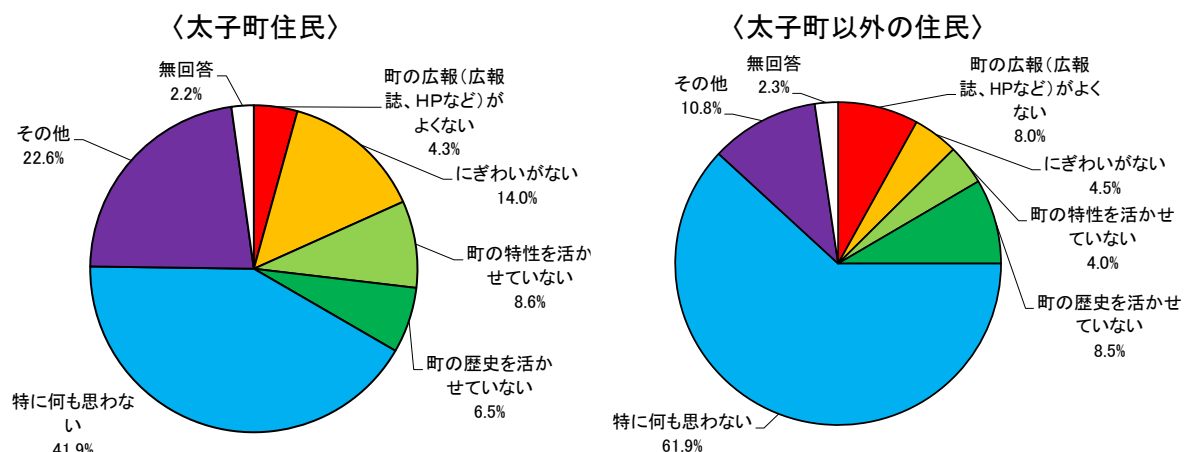
太子町以外の住民が太子町でよく利用する施設は、「あすかホール」「JR 網干駅」が約 4 割、次いで「斑鳩寺」「総合公園（遊具施設）」が約 2 割となっています。



太子町に足りないところ(太子町住民・太子町以外の住民)

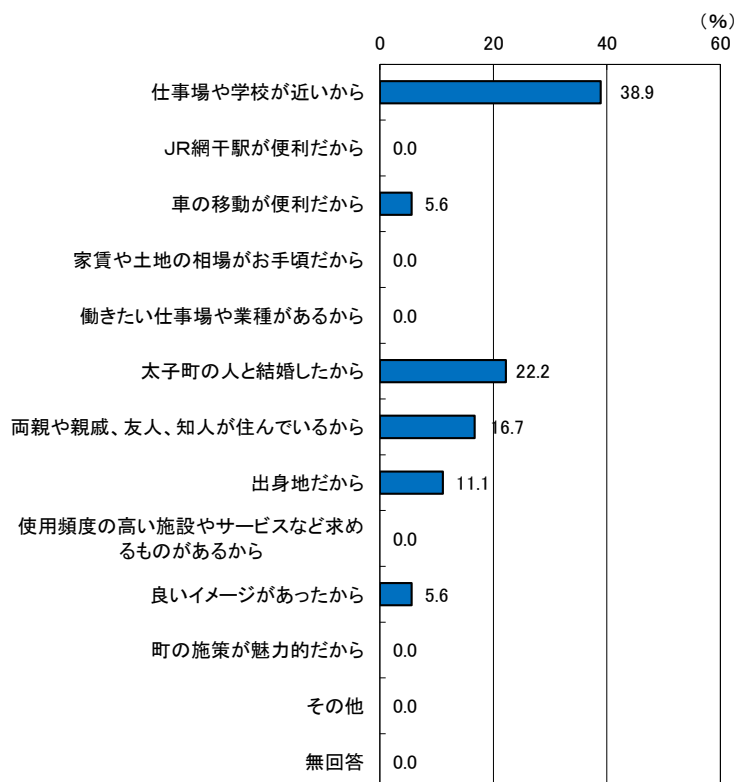
太子町住民が考える太子町の足りないところは、「特に何も思わない」が約4割と最も多く、次いで「その他」が約2割、「にぎわいがない」が約1割となっています。

太子町以外の住民が考える太子町の足りないところは、「特に何も思わない」が約6割と最も多く、次いで「その他」が約1割となっています。



太子町へ引っ越して来られた理由(太子町住民)

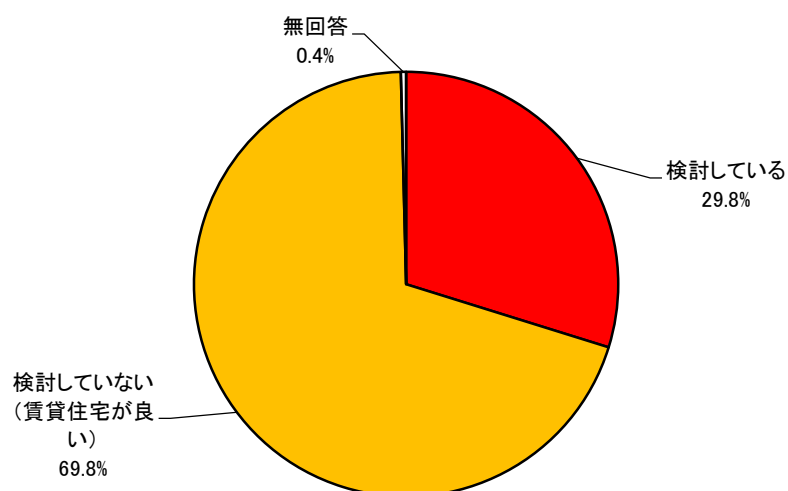
太子町住民が太子町へ引っ越して来られた理由は、「仕事場や学校が近いから」が約39%で最も多く、次いで「太子町の人と結婚したから」が約22%、「両親や親戚、友人、知人が住んでいるから」が約17%となっています。



○町内賃貸住宅居住者向け

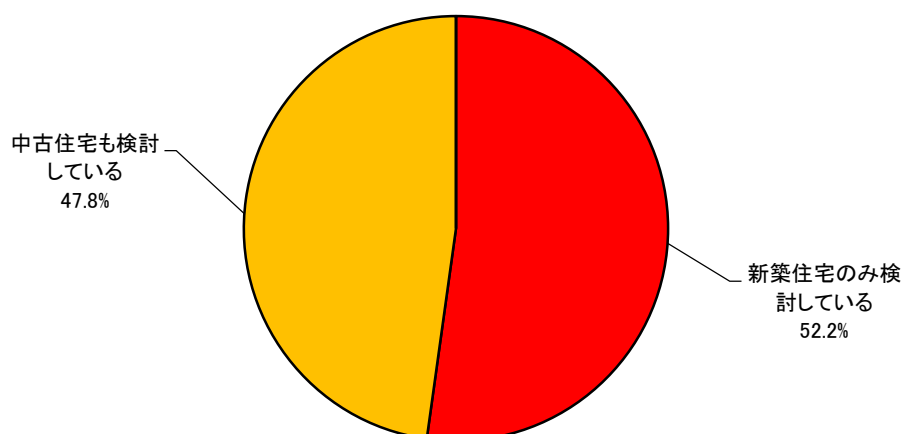
戸建て住宅の購入意向について

戸建て住宅の購入意向については、「検討していない（賃貸住宅が良い）」が約 70%、「検討している」が約 30%となっています。



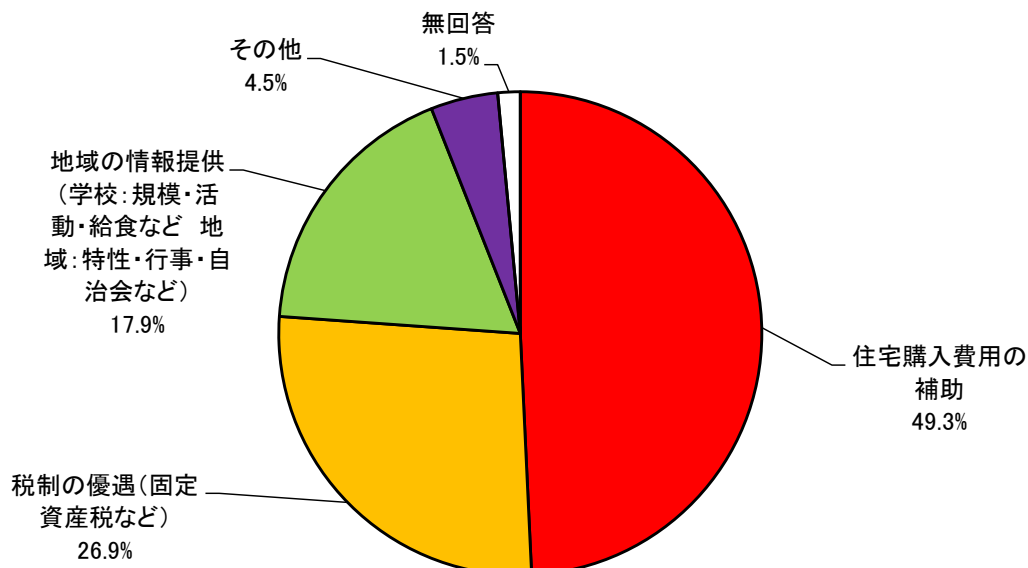
戸建て住宅の種類について

戸建て住宅の種類については、「新築住宅のみ検討している」が約 52%、「中古住宅も検討している」が約 48%となっています。



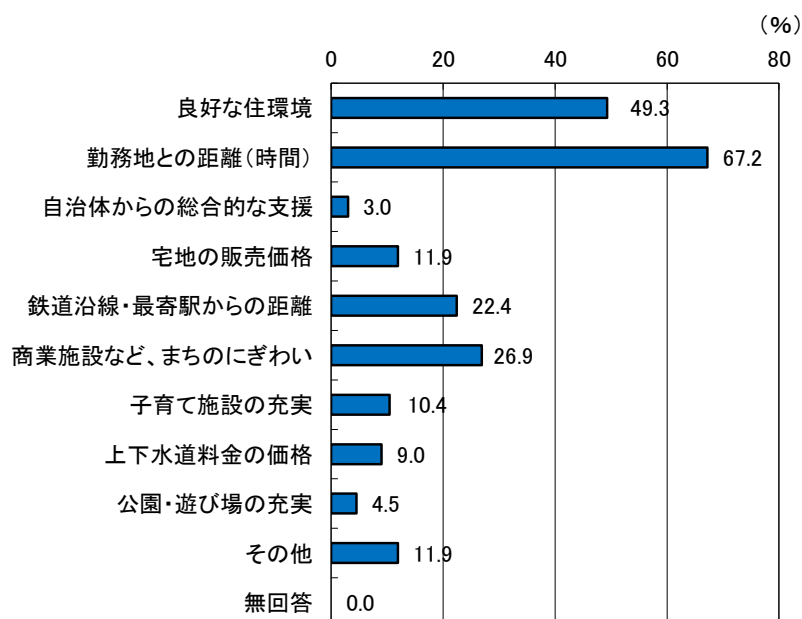
居住地を決める際に有益な自治体サービスについて

居住地を決める際に有益な自治体サービスについては、「住宅購入費用の補助」が約 49%と最も多く、次いで「税制の優遇（固定資産税など）」が約 27%、「地域の情報提供（学校：規模・活動・給食など 地域：特性・行事・自治会など）」が約 18%となっています。



居住地を決める際に重視したことについて

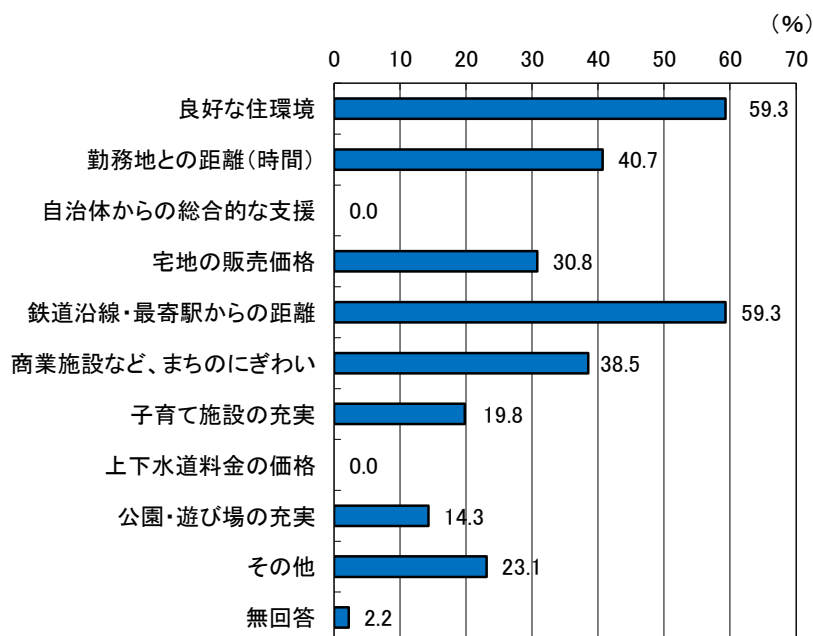
居住地を決める際に重視したことについては、「勤務地との距離（時間）」が約 67%と最も多く、次いで「良好な住環境」が約 49%、「商業施設など、まちのにぎわい」が約 27%、「鉄道沿線・最寄駅からの距離」が約 22%となっています。



○町外戸建て住宅居住者向け

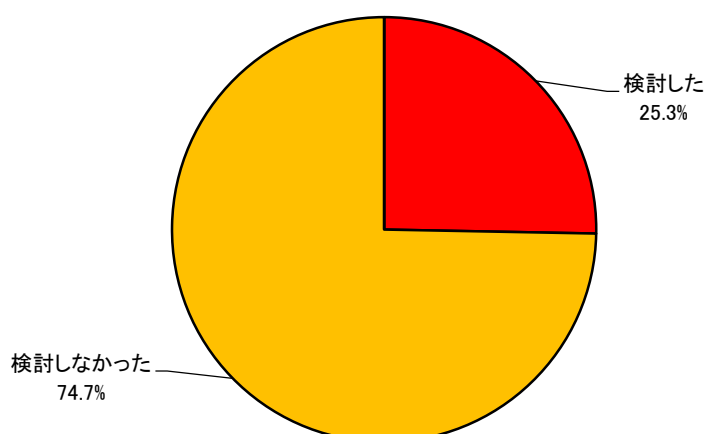
現在の居住地に決める際、重視したことについて

現在の居住地に決める際、重視したことについては、「良好な住環境」、「鉄道沿線・最寄駅からの距離」が約 60%と最も多く、次いで「勤務地との距離（時間）」が約 40%、「商業施設など、まちのにぎわい」が約 39%となっています。



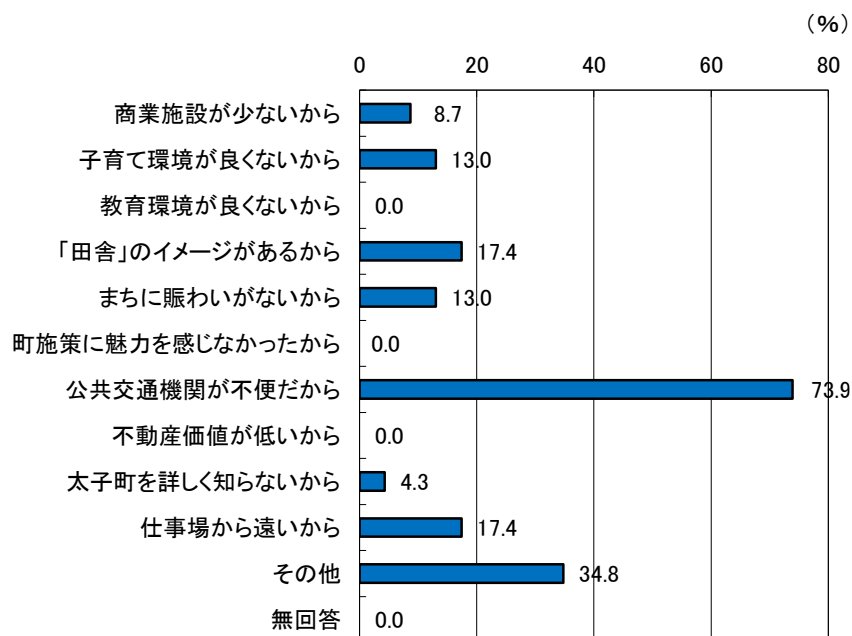
太子町への居住意向について

現在の居住地に家建てる際、太子町は候補地として検討したかについては、「検討しなかった」が約 75%、「検討した」が約 25%となっています。



太子町を選ばなかった理由について

太子町を選ばなかった理由については、「公共交通機関が不便だから」が74%と最も多く、次いで「その他」が約35%、「田舎」のイメージがあるから、「仕事場から遠いから」が約17%、「子育て環境が良くないから」、「まちに賑わいがないから」が13%となっています。

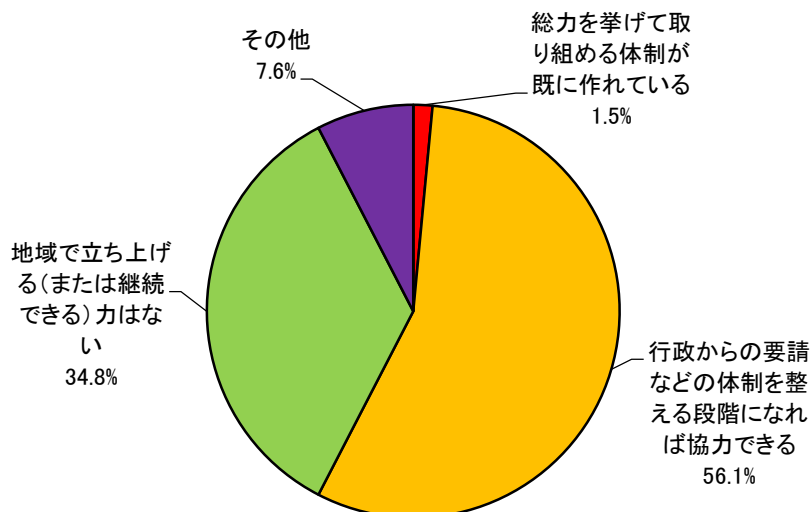


※町外戸建て住宅居住者向けアンケート対象区域(配布件数)

	エリア	件数	位置
1	網干区垣内西町	20	ヤマダストアー網干店周辺
2	網干区田井	20	大津茂小学校南側周辺
3	網干区新在家	10	アグロガーデン南側周辺
4	青山2丁目	15	姫路市立図書館青山分館東側周辺
5	青山3丁目	10	ファミリーマート姫路夢前橋南店周辺
6	青山5丁目	15	セブンイレブン姫路青山4丁目店北側周辺
7	青山1、6丁目	35	ゴダイドラック青山北店西側周辺
8	青山西	30	マックスバリュ青山店西側周辺
9	広畑区則直	45	はりま勝原駅東側周辺
10	広畑区小坂	20	くら寿司姫路勝原店周辺
11	広畑区北野町 1	20	北野公園周辺
12	広畑区北野町 2	40	しまむら広畑北野店周辺
13	広畑区才	20	ゴダイドラック広畑店周辺
14	大津区天満 1	85	大津小学校東側周辺
15	大津区天満 2	40	大津小学校西側周辺
16	大津区西土井	30	はりま勝原駅北側周辺

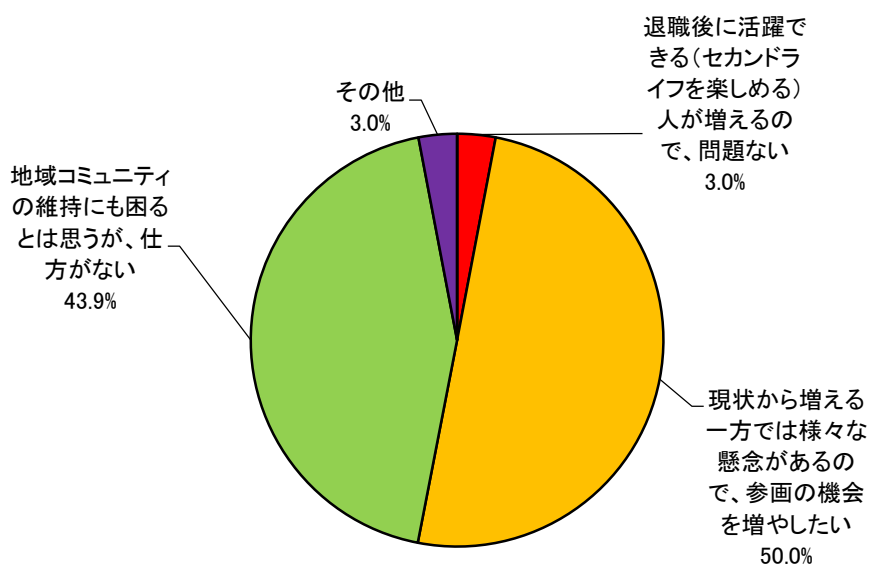
人口減に対する地域での取組について

人口減に対する地域での取組については、「行政からの要請などの体制を整える段階になれば協力できる」が約 56%と最も多く、次いで「地域で立ち上げる（または継続できる）力はない」が約 35%、「その他」が約 8%となっています。



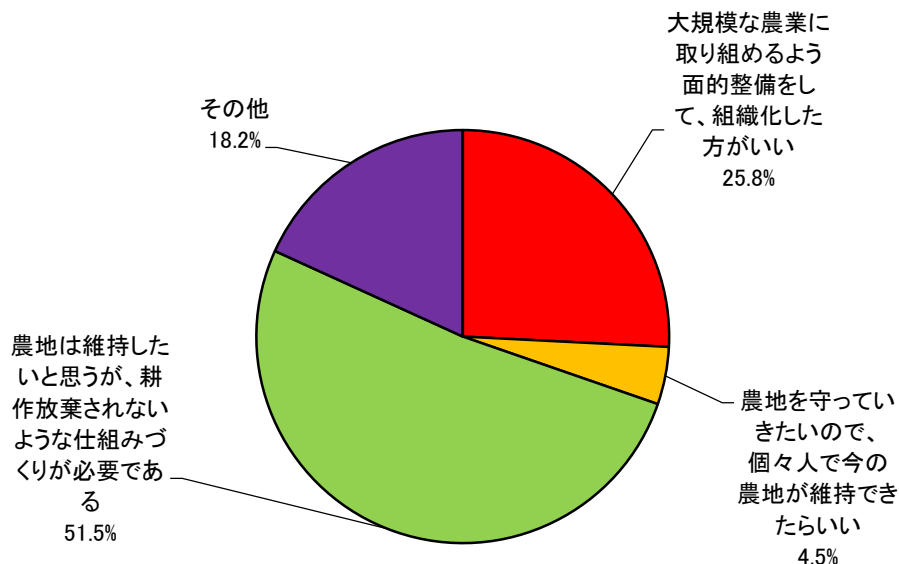
高齢人口の増加に対する印象について

高齢人口の増加に対する印象については、「現状から増える一方では様々な懸念があるので、参画の機会を増やしたい」が 50%と最も多く、次いで「地域コミュニティの維持にも困るとは思うが、仕方がない」が約 44%となっています。



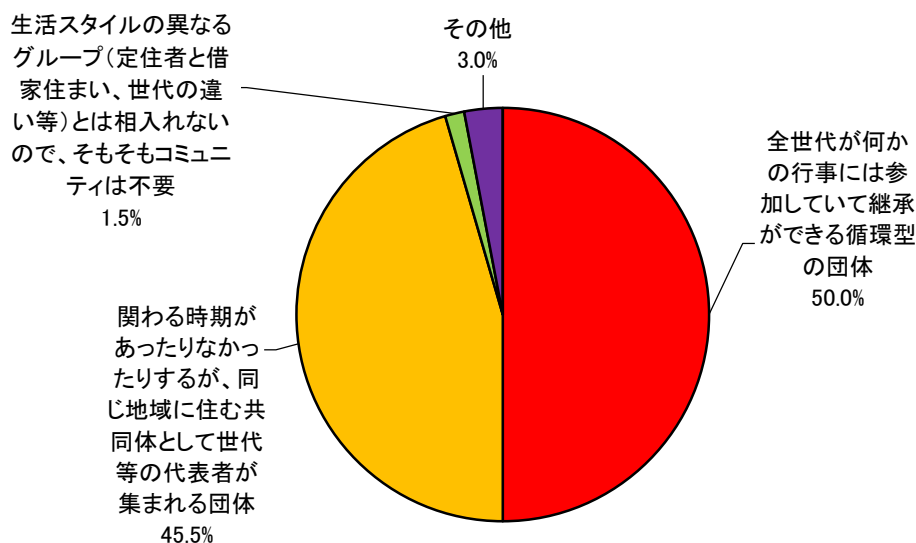
20年先の農業のあり方について

20年先の農業のあり方については、「農地は維持したいと思うが、耕作放棄されないような仕組みづくりが必要である」が約52%と最も多く、次いで「大規模な農業に取り組めるよう面的整備をして、組織化した方がいい」が約26%、「その他」が約18%となっています。



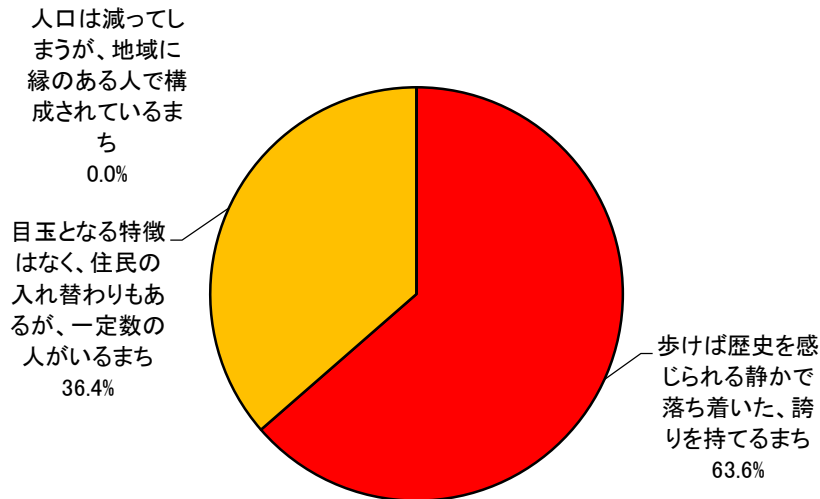
集落コミュニティとして求める姿について

集落コミュニティとして求める姿については、「全世代が何かの行事には参加していて継承ができる循環型の団体」が50%と最も多く、次いで「関わる時期があったりなかったりするが、同じ地域に住む共同体として世代等の代表者が集まれる団体」が約46%、「その他」が3%となっています。



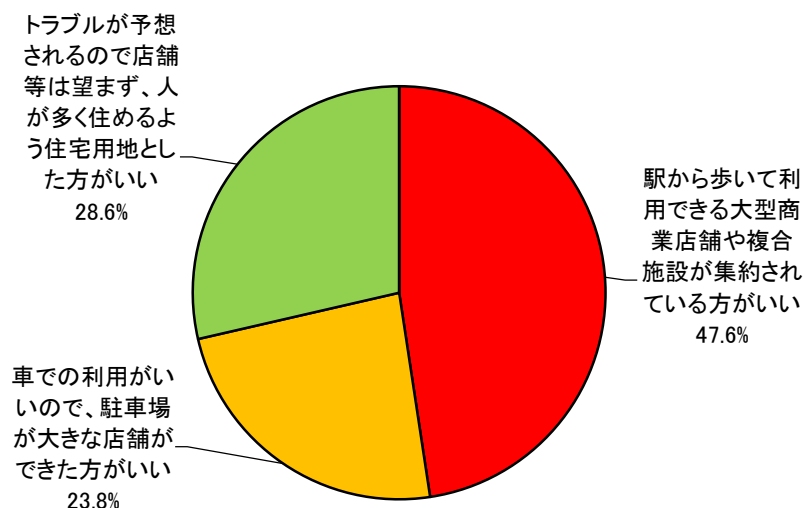
斑鳩地区の20年後の地区の姿について(斑鳩地区)

斑鳩地区の20年後の地区の姿については、「歩けば歴史を感じられる静かで落ち着いた、誇りを持てるまち」が約64%と最も多く、次いで「目玉となる特徴はなく、住民の入れ替わりもあるが、一定数の人がいるまち」が約36%となっています。



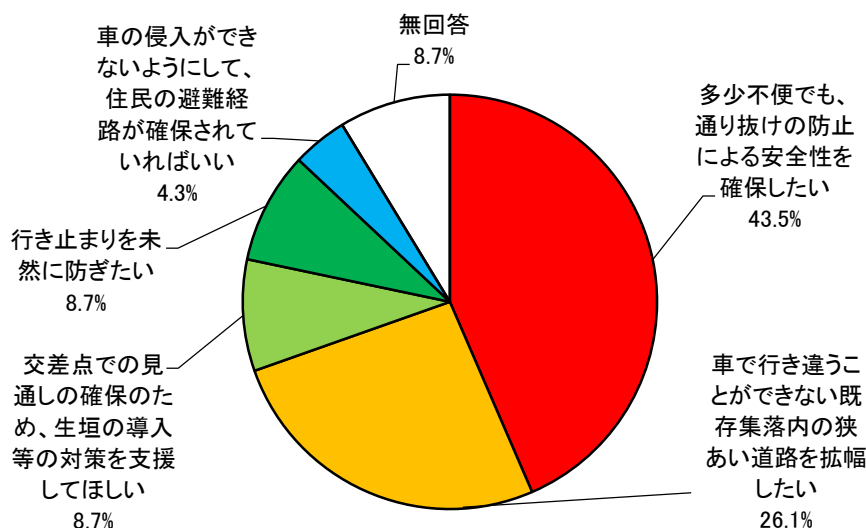
JR 網干駅周辺の今後の発展について(石海地区)

JR 網干駅の今後の発展については、「駅から歩いて利用できる大型商業店舗や複合施設が集約されている方がいい」が約48%と最も多く、次いで「トラブルが予想されるので店舗等は望まず、人が多く住めるよう住宅用地とした方がいい」が約29%、「車で利用がいいので、駐車場が大きな店舗ができた方がいい」が約24%となっています。



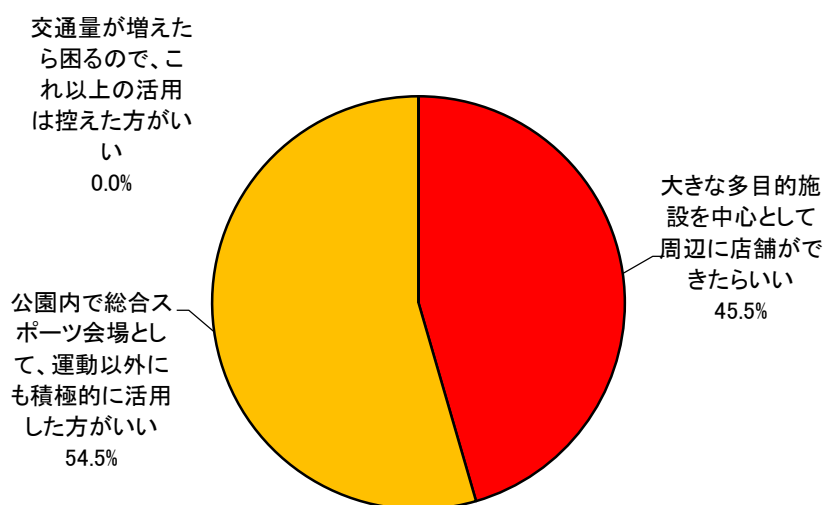
住宅密集地での生活道路のあり方について(太田地区)

太田地区の住宅密集地での生活道路のあり方については、「多少不便でも、通り抜けの防止による安全性を確保したい」が約 44%と最も多く、次いで「車で行き違うことができない既存集落内の狭あい道路を拡幅したい」が約 26%、「交差点での見通しの確保のため、生垣の導入等の対策を支援してほしい」、「行き止まりを未然に防ぎたい」がともに約 9%となっています。



(5) 総合公園の活用について(龍田地区)

総合公園の活用については、「公園内で総合スポーツ会場として、運動以外にも積極的に活用した方がいい」が約 55%と最も多く、次いで「大きな多目的施設を中心として周辺に店舗ができればいい」が約 46%となっています。



ワークショップのまとめ

まちのいいところ・強みとして、どの地区でも挙げられたのは山や田などの自然が豊かであるということと、バイパスがあり交通の利便性が良いということでした。反対に、良くしたいところ・弱みとしてどの地区においても挙げられたのは交通についての課題でした。網干駅まで遠いということや、都市計画道路が整備途中のところも多く、渋滞や道が繋がっていない、狭い等の課題が挙げられました。また、人口の多い地区と少ない地区で差があり、バランスがとれていないという意見も挙げられました。

10年後のキーワードとして、斑鳩地区では「人口の現状維持」、石海地区では「パツとする町」、太田地区では「人に優しい」、龍田地区では「にぎわい」が挙げられました。

斑鳩地区の強みとして挙げられたのは、重要文化財である斑鳩寺があり、斑鳩寺を中心としたまち並みが形成されていることや、まちづくり協議会によるイベント等が開催されていることでした。弱みとして挙げられたのは、空き家の増加やまちの活力の低下、近所付き合いの希薄化でした。斑鳩地区の強みである斑鳩寺を中心とした景観を守りながら、働く場所やにぎわいの場所をつくることが重要視されていることがわかりました。

石海地区の強みとして挙げられたのは、子育てがしやすく住みやすいことでした。弱みとして挙げられたのは（都）揖保線の沿道が有効活用できていないことや、町の情報を知らないことでした。地域の資源を活用しながらイベント等を開催していくことでにぎわいを増やしていくことが重視されていることがわかりました。

太田地区の強みとして挙げられたのは、店舗も多くそこそこ都会の面もあるが、国道を外れると川にホテルがみられ、田舎の面もあるということでした。弱みとして挙げられたのは、人口増加に伴い家が増え、子どもが遊ぶ公園が少ないなどの生活環境の課題でした。今住んでいる住民が安心して暮らせるような整備が重要視されていることがわかりました。

龍田地区の強みとして挙げられたのは、総合公園や豊かな自然があり、子どもが遊ぶ場所があることが挙げられました。弱みとして挙げられたのは、人口増加が見込めないこと、一学年の人数が少ないこと、地区のほとんどが市街化調整区域のため新しい住宅が建てられないことでした。総合公園や農地などを利用してイベント等を開催し、町外からの人を呼ぶことが重要視されていることがわかりました。



ワークショップのまとめ

中学生の参加型ワークショップとして、まちづくり、イベントの企画・運営側の視点でイベント『なつや de あすかイチ』へ参加していただき、太子町のまちづくりに関する意見を出してもらいました。

太子町のまちづくりに関しては、まちの強みとして、自然が多いことやお店が多いこと、都会過ぎず、田舎過ぎないことなどの意見が出されました。また、まちの弱みとして、公園が少ないことや空き家が多いこと、SNS の発信力が弱いなどの意見が出されました。

10年後の太子町のまちづくりのキーワードとしては、「世界に広がる太子町」と「Welcome to 太子！～ようこそ安全・安心な町へ～」が出され、その実現に向けての取組として、子ども向けの遊び場やイベントの充実、空き家対策、歩行しやすい道路づくりなどの意見が出されました。



ワークショップのまとめ

共通して、まちのいいところ・魅力として捉えているところは、買い物できる店が多いこと、飲食店が多いことでした。また、交通の便がいい、交通網がしっかりしているなど、特に山陽自動車道やバイパス、JR網干駅の利便性についても高く評価されています。

10年後の太子町のまちづくりキーワードとしては、「老若男女楽しめる町」、「温故知新」、「Welcome to 太子！！」が出され、Instagramやタピオカ、古民家カフェなど、若者にとって魅力的な場所や取組を増やすことが望まれており、地域が一体となる新しいイベントを行うなど、高校生も一緒にまちを楽しみたい、楽しむ仕掛けに関わりたいという意見も出されました。

朝の登校を見守る地域の人への感謝の気持ちや、高齢者のゴミ出しを高校生がお手伝いしたいなど、地域のつながりを重視する意見も多く出され、若い世代が居住性や便利さを向上させる都市機能の強化だけではなく、コミュニティの維持・強化など地域のつながりも重視されていることもわかりました。



ワークショップのまとめ

参加者が共通して、まちのいいところ・魅力として捉えているところは、「買い物に便利、食事に便利なまちであること」でした。また、中学校まで給食があること、制服があることで、子育てしやすいまちと考えている参加者も多くおられました。一方で、交通アクセスや交通渋滞、自然環境など、お住まいの地区（斑鳩・石海・太田・龍田）によって意見が大きく異なるものもありました。

まちづくりに関して、よくしたいところとして挙げられたものは、子どものボール遊びのできる公園や子ども向けの教室や講座が少なく感じていること、室内で子どもを遊ばせることのできる場所を望む声などでした。また、休みの日の買い物や子どもとの外出、大きな病院などは、姫路市など近隣市町にあるものを活用しているという意見も多く出されました。

10年後の太子町に望むものとしては、子どもの遊び場や安全に通行できる環境、大型店舗や空き家を活用した古民家カフェなどの意見が出されました。



まちづくりの課題

(1)人口減少・高齢化の進行への対応

【現 状】

国勢調査によると、本町における平成 27 年の人口は 33,690 人でこれまで増加が続いてきました。しかし、日本全体の人口はすでに減少に転じており、本町においても令和 2 年以降は減少に転じる見通しで令和 12 年には 33,069 人になる見込みです。

世帯数においても増加が続いていますが、一世帯あたりの人員においては、平成 17 年で 2.99 人であったのが平成 27 年には 2.79 人に減少しています。また、高齢化率は平成 17 年の 15.9% から平成 27 年で 24.5% と核家族化・少子高齢化が確実に進んでいます。

こうした人口の減少、世帯の小規模化、高齢化等の傾向は、今後も続いていくものと予想され、それらに対応した都市のあり方が問われています。

【課 題】

○人口減少や人口構成の変化に対応して、機能的で円滑な都市活動が持続できるよう、都市構造や土地利用のあり方を展望することが必要です。

○人口減少社会に適応するため、公共施設や都市施設等の整備にあたっては、老朽化対策を含めたストックマネジメントの考え方を重視していくことが必要です。

○定住人口の確保に向けた転入施策を効率的に実現させるには、居住環境が良いまちとしての太子町のイメージ戦略を打ち出していくことが重要です。

○公共施設、都市施設等のユニバーサルデザイン化や特性に応じた住環境など、全ての人々に安心した暮らしが続くまちづくりが必要です。

○今後とも人口減少や少子高齢化が進行する集落においては、地域の担い手不足などによる日常生活機能やコミュニティの維持、また、空き家や耕作放棄地等の増加による地域環境への対応が必要です。

○人口減少や少子高齢化の進行に伴い、経済力の低下が懸念され、町財政の厳しさも増すことから、若い世代が学生生活を経て、再び町で活躍してもらえ、選んで戻ってもらえる特色あるまちづくりを進めていくことが必要です。

(2)都市のにぎわいと活力の創出

【現 状】

斑鳩地区においては、太子町役場をはじめ、文化・交流、商業などの都市機能が集積しており、本町の中心市街地が形成されています。また、国道2号（太子・竜野バイパス）へのアクセスの良さを活かした工場等も立地しており、本町の自立性と成長力を支える産業拠点が形成されていますが、既存工場用地以外に工業地域の設定がなく新たな企業誘致は困難な状況です。

市街化調整区域は主に農地や山林、集落等となっていますが、ジャンクション周辺や幹線道路沿道等ではその交通利便性の高さから、流通業の立地などの土地利用の需要が高まりつつあります。

また、本町には聖徳太子ゆかりの斑鳩寺をはじめ、宮本武蔵の生誕地である石海神社や徳道上人のお堂などの歴史文化資源、福井大池や太子町総合公園などの緑豊かなオープンスペースが豊富にあります。

【課 題】

- 都市機能が集積している中心部では、都市機能のさらなる充実や中心拠点としての魅力の向上などによるまちのにぎわい創出と利便性向上が必要です。
- ジャンクション周辺や幹線道路沿道等においてはその立地特性を活かしながら、土地利用の推進や持続可能な地域づくりの取組が求められます。
- 歴史文化資源や自然環境等の観光面での活用によって町内外の連携・交流活動を促進するとともに、町内経済の活力創出につなげていく必要があります。

(3)町内外の交通ネットワークの強化

【現 状】

国道や県道を骨格軸とした道路網が形成されています。また、（都）龍野線、（都）揖保線及び（都）網干線の整備が進められており、町の東西、あるいは南北を結ぶ新たな軸として期待されています。

住宅地等の生活道路においては、一部で狭あい道路があります。

公共交通ネットワークとしては、近隣の姫路市域に京阪神方面の電車の始発・終着駅にもなっているJR網干駅があります。また、神姫バスが国道や県道に沿って運行されています。

【課 題】

- 骨格となる幹線道路については、土地利用と合わせた道路機能の充実を図っていく必要があります。
- 南北軸となる（都）龍野線と東西軸となる（都）揖保線の整備を引き続き推進する必要があります。
- 拠点における都市機能の利便性向上や住宅地、集落の持続性確保等の観点から、拠点間や拠点と住宅地、集落等を結ぶ公共交通ネットワークを維持・充実していく必要があります。

(4)自然資源と歴史文化資源の保全・活用

【現 状】

本町は町域の多くを市街化調整区域の農地や山林が占めており、公園・緑地、河川、古墳の緑など、個性豊かな自然環境も豊富に存在しています。これらの環境は身近に自然を感じられる場で、自然豊かな住環境を形成するだけでなく、CO₂削減や防災、景観形成、観光などの観点からも重要な役割を果たしており、近年、環境問題や自然保護に対する意識が高まる中、環境面での役割が期待されています。

斑鳩地区は斑鳩寺を中心とした門前町として形成され、出雲街道及び西国街道沿いに宿場町が発展しました。斑鳩寺、稗田神社などの歴史文化資源のほか、条里の町割りの名残をとどめる歴史的なまち並み景観が形成されており、歴史的景観形成地区に指定されています。また、このほかにも寺社や遺跡・古墳等の歴史文化資源が町内に点在しています。

【課 題】

○河川や山林などの自然環境を魅力ある地域資源として保全するとともに、観光・交流、環境学習等の面から活用していく必要があります。

○市街地においては、周囲の緑と調和したまち並み形成を図るとともに、公園・緑地などを身近な緑として整備、維持管理し、潤いある生活空間づくりに活用していく必要があります。

○公共交通や都市機能配置、ライフスタイルの変革などの様々な面から、過度に自動車に依存することなく暮らすことができる低炭素型のまちづくりを進めていく必要があります。

○斑鳩地区の歴史的景観形成地区においては、歴史を感じさせる寺社や条里制の町割りなどの景観資源を活かしたまち並み形成を図っていく必要があります。また、点在する歴史文化資源の周辺においても、地域の個性や活力の創出の観点から、歴史文化資源との調和に配慮したまち並み景観の形成や観光面での活用を図っていく必要があります。

(5)良質な住環境の形成

【現 状】

市街地において宅地開発が進み戸建て住宅等が増える一方で、旧ニュータウンや農村集落では人口減少や高齢化が進んでいます。十分な基盤整備が行われないまま宅地開発がされてきたところもあり、近年では、一部で空き家の増加や住宅の老朽化が進みつつあります。

特に、旧ニュータウンでは、人口減少や高齢化が進むとともに、新たな入居者が入ってこないというオールドタウン化が進んでいます。

一方で、人口及び世帯数の増加が続いており、現在も一定の新たな居住ニーズがあります。

【課 題】

○既存の住宅地については、住みたくなる、住み続けたくなる安全・安心で良好な住環境の形成に向けて、空き家対策や生活基盤の充実、コミュニティの育成などが必要です。

○集落については、農業振興施策とあわせた集落環境の維持・保全と生活基盤の充実が求められます。

○新たな居住ニーズに対応するため、計画的で良質な住宅地の整備が必要です。

(6)まちの安全・安心の確保

【現 状】

本町は、近年、地震や台風、集中豪雨などによる大規模な災害が発生していないことが大きな特徴です。地形的に恵まれているほか、河川の定点カメラ設置や急傾斜地対策など、防災に重点的に取り組んでいる成果と考えられます。

しかし、東北地方太平洋沖地震や熊本地震などの大規模な地震が発生する中、今後発生すると見込まれる南海トラフ巨大地震や山崎断層帯地震では、本町でも震度6以上の揺れによる被害の発生が想定されており、災害への備えを充実させ、被害を最小限に抑えるような取組が求められています。

また、全国的に台風や集中豪雨などの被害も多発しており、本町の山裾においては土砂災害警戒区域、林田川及び大津茂川の沿川等では浸水想定区域が指定されているほか、市街地や集落では、狭い幅員の道路を有する防災面に問題がある地区も存在しています。また、少子高齢化の進行による地域防災力の低下と避難行動要支援者の増加への対策も危惧されています。

【課 題】

- 土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策や急傾斜地対策整備等を進めていく必要があります。
- 河川等の維持・整備などによる治水対策を続けるとともに、堤防の点検など、適切な維持管理を図る必要があります。
- 浸水状況に的確に対応した雨水幹線整備事業や既存排水施設の活用等による効果的な対策を進める必要があります。
- 建築物の耐震対策や狭い道路の拡幅、老朽化した都市基盤施設の更新などによる災害に強い都市づくりを進めていく必要があります。
- 道路においては、その特性に応じた交通安全対策を進めていく必要があります。
- 市街地や集落においては、道路などの防災空間を確保していく必要があります。
- 住民の防災・減災にかかる意識の向上と、住民主体による防災まちづくりの取組が必要です。

(7)住民・事業者・行政による協働のまちづくりの推進

【現 状】

地方分権の進展や住民ニーズの多様化などを背景に、地域の課題に対応するための地域コミュニティレベルのまちづくりが重要になりつつあります。本町においても「地域における協働のまちづくりの推進母体」としてまちづくり協議会が設立されており、地域の課題に対応した取組が進められています。

【課 題】

- 住民の参画と協働によるまちづくり活動を促進することが必要です。
- 行政が持つまちづくりに関する情報の公開、住民・活動団体との連携による取組の推進が必要です。
- 住民の合意に基づいて、それぞれの地域の特性にふさわしいまちづくりを進めていく施策や仕組みづくりが必要です。
- 住民の交流を促進しつつ、地域のまちづくり活動の促進に向けたコミュニティの活性化が必要です。

第3章 全体構想

まちづくりの基本目標（第6次太子町総合計画より）

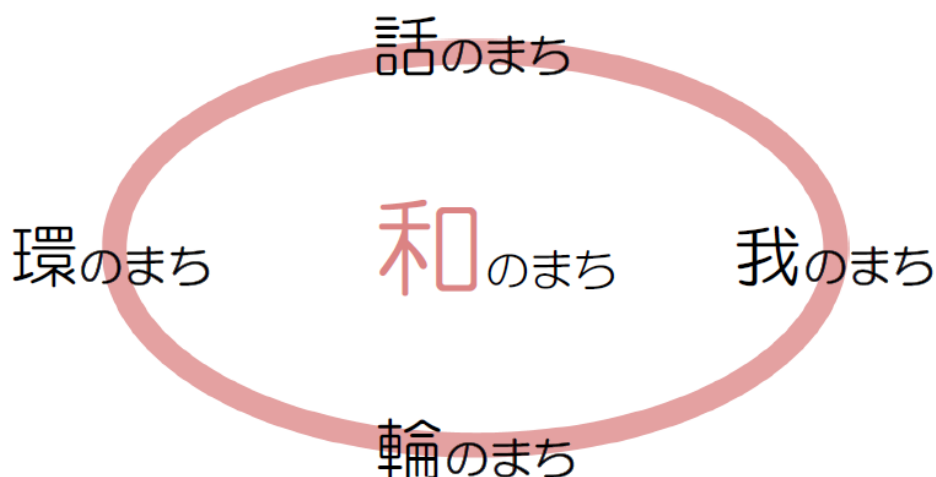
太子町は、昭和26年（1951年）の誕生以来、住みよいまちとして発展を続け、全国的に少子高齢化が急激に進行する中にあって、人口の減少がほとんどないまちです。

このようなまちの特長を守り、聖徳太子ゆかりのまちに住む歴史の息吹と愛着を感じながら、手を取り合って、魅力的なまちづくりを進めていくことをめざして、「第5次総合計画」と同様、「第6次総合計画」においても聖徳太子の遺された十七条憲法の第一条「和をもって貴しとなす」を礎とし、まちづくりの基本目標を『和のまち 太子』として掲げます。

これは、個（一人ひとりに限らず、一つひとつのものも含む）を大切にしながら全体と調和がとれていること、飛鳥時代からの歴史と伝統を大切にしつつ、一方では時代の潮流に応じた改革を進めていくこと、さらに、住民参加による主体的なまちづくりを推進することを基本に、住民と行政の連携により地域課題を地域自らが解決できる体制を築くことにより、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりをめざすものです。

なお、本計画を基本とし、「和（わ）」を、「話」や「環」、「輪」、「我」と置き換え、各施策、事業において、「わ」をキーワードとしたまちづくりを進めていきます。

- ・和のまち = 互いを大切にし、協力し合うまち
- ・話のまち = 会話、対話のあふれるまち（十七条憲法第十七条）
「事は独り断ずべからず 必ず衆（もろもろ）とともによろしく論（あげつら）うべし」
- ・環のまち = 人がつどい、めぐるまち
- ・輪のまち = 地域全体の心がつながるまち
- ・我のまち = みんなが自分のまちとして愛着を持つまち



都市の将来像

活力・魅力がつながるまち 太子町

聖徳太子ゆかりの地としての歴史を持つ本町は、往古から宿場町や交通の要衝として栄え、寺社や古墳など豊富な歴史文化資源を有するとともに自然環境にも恵まれたまちであり、近年は産業都市、住宅都市として発展してきました。

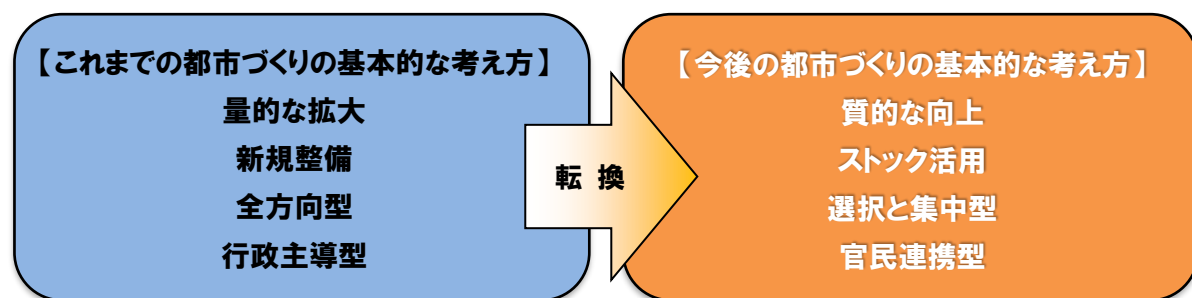
都市の未来像においては、先人が築き守り育ててきたまちの歴史や自然に磨きをかけるとともに、まちが抱える、あるいは将来抱えると見込まれる課題の解決を図り、活力あふれ、魅力的で住みたい・住み続けたいまちをめざすこととします。

都市づくりの基本的な考え方

これまで本町では、経済成長や人口増加といった都市発展を前提として、これに対応するための新たな市街地開発や施設整備など「量的な拡大」を中心に都市づくり進めてきました。

しかし、社会全体で人口減少社会が到来する中、本町においても今後は人口減少に転じるとともに少子高齢化が進み、町の財政状況も一層厳しくなることが予想されています。また、人々の価値観やライフスタイルの多様化が進み、モノの豊かさから心の豊かさが求められる時代へと変わりつつあります。

このため、今後の太子町の都市づくりにおいては、「量的な拡大」から「質的な向上」へ、「新規整備」から「ストック活用」へ、「全方向型」から「選択と集中型」へ、「行政主導型」から「官民連携型」へと基本的な考え方の方向転換を図ることで、持続可能な都市の実現を図っていきます。



まちづくりの目標

(1)人々が元気で地域の活力があふれるまちづくり

交通利便性などの町の特性を活かした商工業による産業基盤の充実、農業については、都市近郊農業の活性化を図り、官民で連携したまちの活力向上とにぎわいづくりを進めます。

また、それぞれの拠点においては、位置づけられた都市機能の充実により、特色ある市街地の形成を図ります。



(2)歴史文化資源や自然環境と調和した質の高いまちづくり

地域資源である美しい里山や優良な農地などの自然環境、聖徳太子ゆかりの斑鳩寺などの歴史文化資源を活用しながら、ふるさと回帰が進むとともに住民のまちへの愛着を育む魅力的で質の高いまちづくりを進めます。

また、緑豊かな自然との共生を図りつつ、環境負荷の少ない都市を構築していきます。



(3)利便性の高い交通網を構築するまちづくり

本町と他都市を結ぶ国道2号（太子・竜野バイパス）や国道29号（姫路西バイパス）、（都）龍野線及び（都）揖保線と、近傍地に立地し京阪神方面の電車の始発・終着駅にもなっているJR網干駅の交通利便性を活かした交通ネットワークの充実により、広域的な連携強化を進めます。



(4) 安心した暮らしが続くまちづくり

地域の特性に応じたゆとりある良好な住環境・集落環境づくりやまちの防災性の向上により、安心した暮らしが続くまちづくりを進めます。



(5) 協働によるあたたかい地域社会を育むまちづくり

少子高齢社会への移行に伴い、住民相互が助け合いながら安全で安心できる暮らしを確保することが必要であり、その重要性を踏まえ、まちづくり協議会において協働による施策展開を図るなど、地域の特性やニーズに即したあたたかい地域社会を育むまちづくりをめざします。



将来の都市構造

まちづくりの基本目標と都市の将来像を踏まえ、この実現に向けた都市構造を、その構成要素である「拠点」と「軸」で示します。

人やものが集まる場所や太子町を特徴づける場所である「拠点」は、複数の施設が集積し複合的な機能が立地する「エリア型拠点」と、単独もしくは同種の施設が集積した「施設型拠点」を位置づけます。

「軸」は、拠点間を始め、町内外を結び、人やものを運ぶ道路や自然の潤いをもたらす河川を位置づけます。

都市構造図



エリア型拠点	 都市拠点	○個性豊かな歴史や文化資源が残り生活利便施設が多く立地するなど、旧来から様々な都市機能が集積している鷗や斑鳩寺周辺の市街地を行政サービスや防災の機能を有した「都市拠点」とします。また、「大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム」における準広域商業ゾーンの機能を併せ持つ拠点とします。
	 広域交流拠点	○JR 網干駅周辺を「広域交流拠点」として位置づけ、交通結節機能のほか、まちの玄関口としての都市機能の集積を図ります。鉄道の交通結節機能はもとより、JR 網干駅西南地区土地地区画整理事業によって整備された住宅地が新たな生活圏となることから、周辺市町の様々な人が広域的に交流する場所とします。 ○太子上太田ジャンクション周辺については、現在、国道 2 号（太子・竜野バイパス）と国道 29 号（姫路西バイパス）の結節点であり、今後は播磨臨海地域道路の連結も計画されていることから、交通ネットワークの強化による広域的な競争力の確保や物流経済などの効率化も図ります。
施設型拠点	 地域交流拠点	○行政サービスや地域コミュニティ形成の場所として、太子町役場及び地域交流館（はらっぱ）を「地域交流拠点」として位置づけ、地域交流を増進し、にぎわいの創出を図ります。
	 産業拠点	○大企業の工場が立地している地域を「産業拠点」とするとともに、都市計画道路沿線についても、道路事業による優位性を活かして地域産業の誘致等をめざします。
	 歴史拠点	○歴史的な都市の個性を形成する場所として、聖徳太子ゆかりの斑鳩寺を「歴史拠点」として位置づけ、歴史的景観を保全し、にぎわいの創出を図ります。
	 文化交流拠点	○太子町の文化交流を支える文化会館（あすかホール）、図書館、歴史資料館で構成するふるさと文化村を「文化交流拠点」として位置づけ、ふるさと意識の高揚を図ります。
	 スポーツ・交流拠点	○町内の住民をはじめ、周辺市町の様々な人がスポーツや交流の場として利用する太子町総合公園、福井大池を「スポーツ・交流拠点」とし、太子町総合公園については、地域のにぎわい創出拠点としての機能も併せ持つ拠点とします。
	 緑のシンボル拠点	○太子町の景観を特徴づける檀特山、立岡山及び前山の周辺を「緑のシンボル拠点」とします。また、近年、新幹線のビュースポットとして電車愛好家から人気を集めている立岡山の魅力発信を図ります。

 都市軸	○都市拠点と網干駅周辺の広域交流拠点とを結ぶ（都）龍野線を「都市軸」として位置づけ、両拠点の連携を強化するとともに、沿道土地利用の推進や道路機能の充実を図ります。
 広域連携軸	○町内外の移動や連携を支える鉄道（JR 山陽本線）や道路として国道 2 号（太子・竜野バイパス）、国道 29 号（姫路西バイパス）、（都）龍野線、（都）揖保線及び播磨臨海地域道路を「広域連携軸」として位置づけ、道路機能の充実を図ります。
 河川環境軸	○都市に自然の潤いをもたらす林田川及び大津茂川を「河川環境軸」として位置づけ、緑の骨格軸としての自然環境の保全・活用を図ります。

まちづくりの方針

土地利用方針

基本的な考え方

本町では、将来、急速な高齢化の進行と人口の減少が予測されており、都市の拡大成長を前提としたまちづくりではなく、都市機能を集約したまちづくりが必要です。土地利用の方針としては、将来の都市構造との整合を図りつつ、市街地と農村集落、そして自然環境を適切に維持・保全、活用することを基本に、町の特性に見合った都市と豊かな緑や歴史文化資源とが調和した秩序ある土地利用の実現をめざします。

市街化区域においては、現在の用途地域指定をはじめとする土地利用の規制・誘導の制限に基づいた適正な土地利用を促し、にぎわいや活力ある商業・工業などの充実と地域の特性を踏まえた魅力的で質の高いまちづくりをめざします。

市街化調整区域においては、持続可能な集落や地域の活力の創出に向けて地域住民の参画と協働のもと、地域に必要な建築が認められる特別指定区域制度や地区計画制度などを活用しながら、住みよい環境の維持・形成や地域の活性化をめざします。

土地利用の方針

住宅系土地利用

人口減少が予想される中、居住人口の確保に向けて地域の特性に応じた良好で質の高い住宅系土地利用の形成を図ります。

低層住宅地	○低層の専用住宅が立地する住宅市街地については、閑静な「低層住宅地」として位置づけ、ゆとりある良好な住環境の維持・形成に努めます。
中低層住宅地	○主として幹線道路沿道の後背地に広がる住宅市街地については、建物の高度化や建物用途の混在化を抑制しつつ、ゆとりと利便性を兼ね備えた「中低層住宅地」として位置づけ、低層と中層の建物が共存した良好な住環境の維持・形成に努めます。
一般住宅地	○上記以外の住宅市街地については、一定の建物用途の混在を認める「一般住宅地」と位置づけ、既存の土地利用に配慮しつつ住環境の保護を推進し、住宅市街地の維持・形成に努めます。

産業系土地利用

雇用の確保や地域経済の活性化につながる新たな企業立地、既存の事業所の転出抑制等に向けた産業系土地利用の形成を図ります。

生活複合地	○旧来から都市機能が集積している鵜周辺の既成市街地、町の東西軸である国道 179 号や県道門前鵜線、南北軸である（都）龍野線沿道については、都市生活や都市活動のための中心的な役割に加え広域的な商業機能としての役割を果たす「生活複合地」として位置づけ、町の中心市街地としての拠点的な都市機能の充実や幹線道路の沿道サービス施設の維持・充実等に努めます。
工業地	○斑鳩地域にある既存の大規模工業施設用地については、「工業地」として位置づけ、既存施設の維持・充実を促進します。 ○企業立地ニーズに対応するための工業地の拡大を検討します。

自然・農住系土地利用

豊かな自然環境や農地、集落環境等が調和した良好な田園環境の実現と自然と調和した地域活力の創出に向けた土地利用の形成を図ります。

自然・農住共生地	○市街地周辺の既存集落地を含む住宅地、農地や森林などの自然地を、市街化を抑制する「自然・農住共生地」として位置づけます。 ○既存集落地を含む住宅地については、生活基盤強化による周辺地域との連携の充実や地域のコミュニティの強化を図るなど、持続可能な集落環境の充実に努めます。 ○幹線道路沿道や交差点周辺などの交通利便性の高さから土地利用のニーズが高まると予想される地域については、産業系土地利用の誘導を図るなど、地域の活力創出につながる土地利用を検討します。 ○農地については、農業振興施策に基づき、効率的で生産性の高い農地の整備推進を図るなど、農業環境の向上に努めます。森林については、木材生産の場や都市に潤いをもたらす空間等としての保全・活用に努めます。 ○ＪＲ西日本網干総合車両所については、本町の雇用や経済を支える大規模な事業所としてその機能を維持しつつ、観光面での活用を図ります。
----------	--

土地利用の規制・誘導の方針

拠点の位置づけに応じた土地利用の誘導・促進

◇都市拠点や広域交流拠点など、都市構造において拠点として位置づけたエリアについては、その位置づけに応じた都市機能の集積や充実に向けた土地利用の誘導・促進を図ります。

地域の活力創出に向けた土地利用の促進

◇大幅な市街化区域の拡大は、都市機能を集約したまちづくりに反し、市街地の拡散にもつながることから、望ましいものではありません。しかし、まちのめざすべき将来像に基づき、土地利用の需要が高く、計画的に市街地の形成を図るべき地域においては、国や県などの関係機関との調整、住民等の意見を踏まえ、市街化区域の見直しについて検討します。

◇整備が進められている（都）龍野線の沿道については、町の南北を貫く幹線道路としてのポテンシャルが高まると予想されることから、沿道区画整理等の手法も含めた周辺の土地利用の促進について検討します。

◇交通アクセスに優れた地理的条件を活かし、町外からの新たな工場誘致や町外への工場移転の抑制、町内の住宅市街地にある工場の移転誘導等を図るための計画的な市街地の形成について検討します。

周辺環境との調和に配慮した土地利用の促進

◇特別指定区域制度に基づき、太子東ランプ、太子北ランプ及び阿曾ランプの周辺地に位置づけられた流通業務施設区域では流通業務施設の立地を促進し、太子上太田ジャンクション周辺では播磨臨海地域道路による広域交通の優位性を踏まえ、流通業務施設等の土地利用の検討を進めます。

◇太子北ランプ周辺の沿道施設集約誘導等区域（目的型特別指定区域）では、従来の流通業務施設に加え、交通の利便性を活かした店舗などの沿道施設の誘導も可能になったことから、新たな施設の立地を促進します。

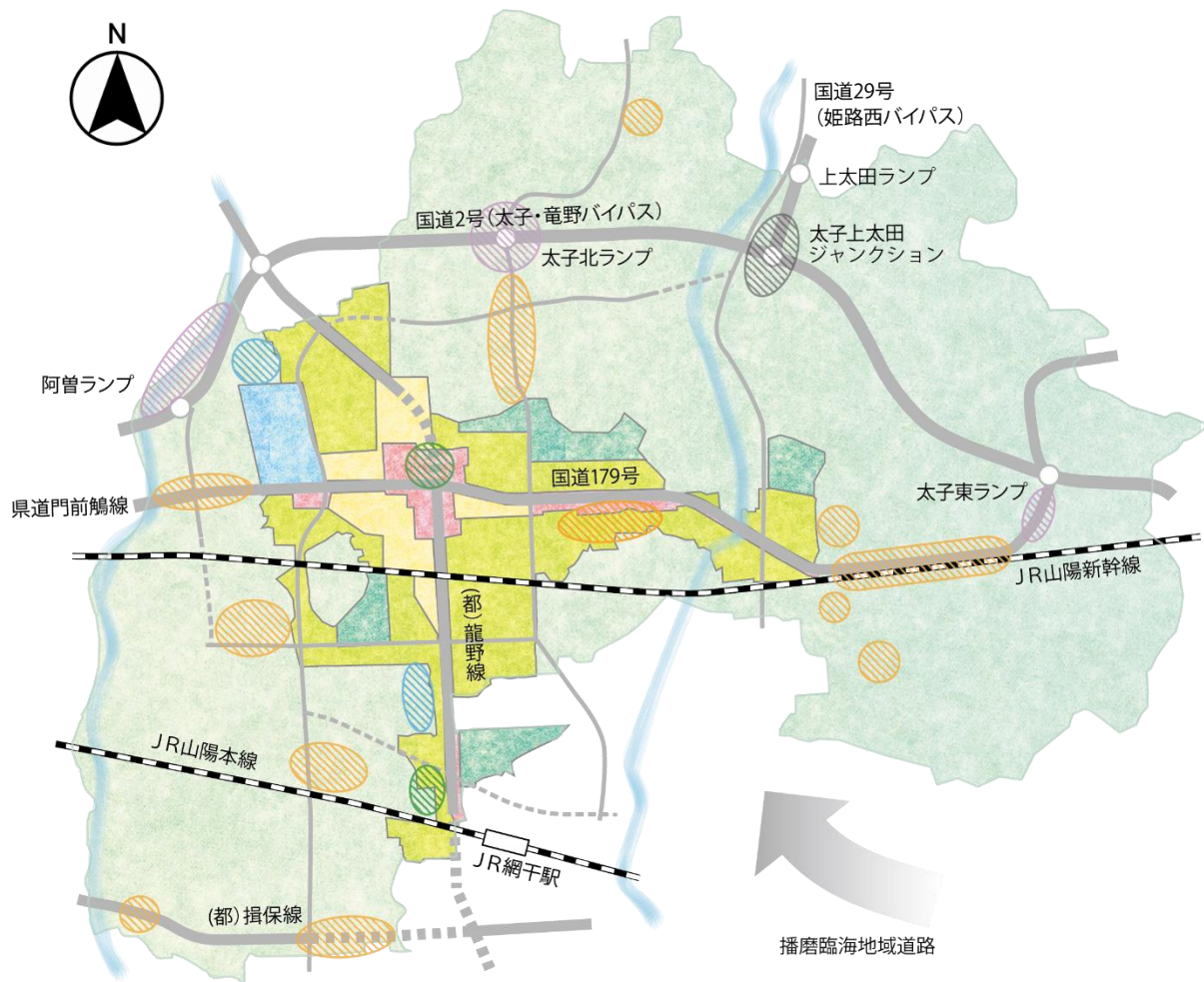
◇阿曾や松尾の集落縁辺部に位置づけられた新規居住者の住宅区域では、新規居住者の住宅の立地を促進します。また、地域の活性化や周辺地域の防災性の向上を図るための特別指定区域や地区計画の設定など、周辺環境に配慮した一定の開発の計画的かつ適正な誘導について検討します。

◇地図混乱地域については、その解消を図るとともに地区計画等による計画的なまちづくりの推進を検討します。

建物用途の混在解消と調和による良好な市街地の形成

◇町内には工場などが多く散在し、建物用途の混在により住環境や工場などの操業環境として良好とはいえない箇所もあるため、建物用途の混在解消や調和に向けた取組が望まれます。建物用途の混在の解消には、散在する工場などを集約することも考えられることから、住民等との調整を図りながら、工業地域の拡大や地区計画により適法に継続的な操業ができる集約先などについて検討します。

土地利用方針図



凡 例	
	低層住宅地
	中層住宅地
	一般住宅地
	生活複合地
	工業地
	自然・農住共生地
	流通業務施設の立地促進
	線引き見直しの検討
	用途地域見直しの検討
	特別指定区域制度・流通業務施設区域等の検討
	特別指定区域制度、地区計画等の検討
	鉄道

都市交通に関する方針

基本的な考え方

土地利用と整合するとともに、生活利便性の向上や産業振興及び交流機会の充実、町内のバランスある発展を図るために、災害に強く、環境負荷の軽減にも資する機能的かつ広域的な道路ネットワークの形成をめざします。

一方、急速な高齢化の進行などに配慮したユニバーサル社会への対応や健康づくりを促進するための道路の歩行空間の充実や公共交通ネットワークの充実を進めるほか、景観にも配慮した施設整備を進めることで、安全で快適な交通環境の形成をめざします。

現在、都市計画道路として 16 路線を計画決定していますが、都市全体の交通ネットワークを検証したうえで、必要に応じて未整備路線の見直しや廃止について検討し、効果的な整備の推進をめざします。

道路整備の方針

町内外の移動や多様な都市活動を支える道路網の整備

◇国道 2 号（太子・竜野バイパス）、国道 29 号（姫路西バイパス）及び播磨臨海地域道路を「広域幹線道路」として位置づけ、機能強化に努めます。

◇（都）龍野線、（都）揖保線、国道 179 号及び県道門前鵜線を「幹線道路」として位置づけ、未整備区間の整備を推進し、機能強化に努めます。

◇その他の主な道路については「補助幹線道路」として位置づけ、未整備区間の整備を推進し、町内の段階的な道路網の形成をめざします。また、住宅地や集落内の生活道路については計画的な整備を進めます。

◇播磨臨海地域道路については、経済・人・物流における広域交通ネットワークに重要な役割を担うことから、地域や商工及び観光関連団体などと合意形成を図りながら整備促進を進めます。

◇国道 179 号及び県道門前鵜線の一部区間と（都）龍野線については、「シンボルロード」として太子町の顔にふさわしい道路環境の充実に努めます。また、（都）龍野線の整備に伴い、国道 179 号の一部区間などを「コミュニティプロムナード」として、自動車の通行を抑制するなど、歩行空間の充実に努めます。

◇道路整備に際しては、東西方向と南北方向との整備バランスに配慮するとともに、未整備都市計画道路については、必要に応じて路線のルートや線形、幅員の見直し、あるいは廃止を検討し、機能的な道路網の早期確立に努めます。

回遊性を高める歩行者ネットワークの形成

◇本町の歴史を特徴づける斑鳩寺周辺地区と太子町役場周辺地区、ふるさと文化村を結ぶエリアにおいては、歴史的な景観にも配慮した歩行空間のネットワーク化による回遊性の向上を図ります。

安全で快適に通行できる道路空間の創出

◇ユニバーサルデザインの考え方に基づき、だれもが安全で快適に通行できる歩行空間の確保に努めます。

公共交通機関等の整備の方針

環境にやさしく利便性の高い公共交通機関の確保

- ◇JR網干駅は、本町にとって重要な交通結節点であり、広域交流拠点にふさわしい機能を発揮させるために、関係機関に対して、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた公共交通の利便性向上について働きかけていきます。
- ◇高齢化への対応や環境負荷低減等の観点から、公共交通の必要性は一層高まることが予想されるため、利用者のニーズに対応した鉄道・バスの連携強化やバス路線の維持・利便性向上を図ります。

都市交通方針図



公園・緑地に関する方針

基本的な考え方

公園・緑地は、住民のスポーツやコミュニケーションの場、子どもの遊び場、高齢者の憩いの場・健康増進の場、災害時の一時避難所など、様々な役割を持つ貴重な緑とオープンスペースであり、今後も、時代の変化や多様化するニーズに対応した施設整備による機能充実と利用の促進をめざします。

既設公園については、ストック効果を高めるため、施設の更新や計画的な施設の長寿命化を図るとともに、民間事業者のノウハウの活用や地域住民との協働による維持管理の仕組みの導入をめざします。

新たな公園・緑地の整備にあたっては、配置や規模、充足度や緑のネットワークなども考慮し、バランスのとれた配置をめざします。また、施設の再整備も含め、公園・緑地に対して住民が愛着を感じられるよう、計画段階からの住民参画による施設整備をめざします。

公園・緑地の方針

住民ニーズや地域の特性に対応した公園・緑地の整備

◇都市公園については、8箇所で開催しており、今後も、施設の老朽化や地域の特性に応じた住民の憩いや健康増進、防災等の機能に配慮した施設の再整備に努めます。また、新たな都市公園の配置や都市公園機能の集約化の検討に努めます。

◇スポーツ・交流拠点である太子町総合公園については、住民のだれもが楽しめる健康・レクリエーション空間や自然に親しめる空間の充実に努め、住民の利用を促進し、にぎわいの創出を図ります。また、災害時の防災拠点機能を担う公園として、その整備を推進します。

◇身近な小規模公園については、地域住民との協働による維持管理を推進し、高齢者の憩いの場や子どもの遊び場など、地域に応じた空間の創出を図ります。

官民連携による公園の維持管理や活用の推進

◇指定管理者制度の導入やパークマネジメントの推進、PPP/PFIの検討・活用など、官民連携を積極的に行うことで、公園・緑地の魅力と持続性の向上を推進します。

緑地の保全・活用

◇緑地については、緑のシンボル拠点である檀特山、立岡山及び前山の周辺の里山緑地を、町の景観を構成する緑地としてだけでなく、環境保全やレクリエーションに資する緑地として、その保全と活用に努めます。

◇福井大池などの水辺緑地については、ゆとりとうるおいある水辺空間として保全・活用を促進し、住民の憩いの場の充実を図るとともに、その魅力の発信に努めます。

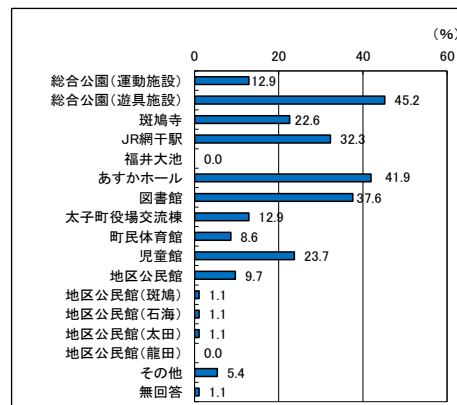
公共施設等の緑化の推進

◇道路やその他公共施設のほか、民有地での緑化についても促進し、うるおいある市街地の創出に努めます。

太子町でよく利用する施設とは？

平成30年12月に実施したおたしマルシェアンケート調査によると、太子町でよく利用する施設としては、「総合公園（遊具施設）」を挙げた人が45.2%で最も多い結果となりました。住民に親しまれているまちのスポーツ・交流拠点としての施設の充実と利用促進が求められます。

太子町でよく利用する施設



公園・緑地方針図



その他都市施設に関する方針

基本的な考え方

住民の生活を維持し、活発な都市活動を支える都市施設については、施設の状況や住民のニーズを踏まえながら計画的な整備と維持管理を推進します。

河川・下水道については、今後も、既存施設の適切な維持管理や更新整備及び新たな施設整備を進めることで、快適で安定した生活環境の実現とその持続に寄与することをめざします。

河川については、町内の治水のための主要な河川である林田川と大津茂川が概ね改修済みであることから、今後は、河川の持つ親水機能の充実をめざします。

下水道については、概ね整備済みである公共下水道の利用促進や浸水危険箇所の解消に向けた雨水排水施設の整備を進めることで、河川の水質浄化や生活環境の向上をめざします。

住民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育・文化・行政施設、厚生・福祉施設などの都市施設は、既存施設の有効利用に努めつつ、時代の変化や利用者ニーズに応じた機能充実をめざします。また、人口の増減等に対応した施設の拡充や集約についても検討します。

バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に配慮した施設整備、太陽光発電の導入など、地球温暖化問題に配慮した新エネルギーの導入や省エネルギー対策、施設の耐震化にも取り組めます。

施設の管理・運営については、指定管理者制度の活用を促進します。

供給処理施設整備の方針

廃棄物の適正処理、資源の再利用の促進

◇ごみ処理施設、し尿処理施設については、広域処理体制が整えられ、たつの市内に立地する揖龍クリーンセンター（エコロ）が稼働しています。良好な地域環境の保全のため、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクルや処理システムの構築を推進するとともに、施設の安定的な管理・運営に努めます。

斎場の適切な管理・運営の促進

◇斎場についても、広域体制のもとで、町内に立地する揖龍火葬場（筑紫の丘斎場）が稼働しており、今後も施設の適切な管理・運営に努めます。

安全で安心な水の安定供給

◇上水道については、安全で安心な水の安定供給を行うため、施設・管路などの計画的な更新や補修による長寿命化などの維持管理に努めます。

◇人口動態や節水機器の普及により今後は水需要の減少が見込まれることから、現在稼働中の浄水・配水施設について再編を計画・実施するとともに、緊急応援体制の確保や経営効率化に努めつつ、近隣事業体との連携・広域化を検討します。

行政・文化・教育施設整備の方針

行政・文化・教育施設の機能充実

- ◇太子町役場及び地域交流館（はらっぱ）については、行政サービスの拠点であるだけでなく、耐震性が確保された防災拠点として、また、住民に開かれた新たな地域交流の拠点としてさらなる機能充実を図ります。
- ◇文化会館（あすかホール）、図書館、歴史資料館で構成する「ふるさと文化村」については、適切な維持管理を進めるとともに、文化交流拠点として、各館の特徴を活かしつつ緊密な連携を図り、文化村一体となった芸術・文化の振興を推進します。
- ◇地域ごとに立地する公民館についても、地域交流の拠点としての活用や維持管理を促進するとともに、地域ニーズに合った施設の機能充実に努めます。また、老朽化の著しい児童館と子育て学習センター「のびすく」の統廃合を含め、新たな子育て支援施設のあり方を検討します。
- ◇学校教育施設については、耐震補強や教育ニーズの変化に応じた施設整備を推進するなど、安全で快適な教育環境の充実に努めるとともに、将来的に見込まれる児童・生徒数の減少に対応した施設のあり方を検討します。
- ◇本町が保有する全ての公共施設については、「太子町公共施設等総合管理計画」と連動し、適切な管理を推進します。



地域交流館（はらっぱ）



文化会館（あすかホール）

河川・下水道整備の方針

河川の親水機能・防災機能の向上

- ◇河川については、治水及び災害防止のための適切な維持管理を促進するほか、恵まれた自然を活かすため、景観にも配慮した親水空間としての機能の充実に努めます。
- ◇林田川については、水辺の自然観察が行えるビオトープなどの整備を検討するとともにその魅力を発信します。
- ◇河川整備においては、集中豪雨の頻発などに対応した計画諸元の見直しが求められており、その検討を促進します。

計画的な下水道の整備と維持・管理の促進

- ◇雨水対策としては、集中豪雨時における浸水危険箇所を解消するため、費用対効果を考慮した雨水排水施設整備計画の策定を行うとともに、整備計画に基づき、雨水幹線や調整池などの雨水排水施設の整備を推進します。また、市街化の進展に伴う公共用水域への雨水の流出を抑制するため、住宅用雨水貯留タンクの設置に係る費用助成と普及促進を図ります。
- ◇汚水対策としては、概ね整備済みである公共下水道の利用促進を図るため、一部未接続の世帯に対して継続的に早期接続を勧奨し、水洗化率の向上に努めます。
- ◇既設の下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づいた施設の定期点検や改築を推進することで、事故の未然防止やライフサイクルコストの最小化に努めます。
- ◇前処理場については、維持管理及び経済コストの観点から今後の施設のあり方の検討を進めます。

保健・医療・福祉施設整備の方針

安心して暮らせる保健・医療・福祉施設の充実

- ◇既存の保健・医療・福祉施設については、適切な維持・充実に努め、新規施設については、「太子町立地適正化計画」に基づき、広域交流拠点への誘導を図ります。
- ◇医療体制については、町内外の医療機関や健康福祉事務所などとの連携強化による地域医療体制及び救急医療体制の充実に努めます。
- ◇子どもや体の不自由な方々など、だれもが生活しやすいユニバーサルデザイン社会の形成をめざし、施設整備やソフト面からの取組の推進に努めます。



保健福祉会館

市街地・集落及び景観形成の方針

基本的な考え方

様々な都市機能がバランス良く配置された効率的でコンパクトな市街地を形成するため、無秩序な開発による市街地の拡散を抑制するとともに、交通便利性に富み、事業性の高い地価水準を持つ本町の特性を活かした市街地整備の推進をめざします。

市街化区域内における密集市街地の解消や残存農地の計画的な宅地化を促進するとともに、将来の都市構造の構築のための市街地整備に取り組みます。集落環境においては、生活基盤整備などによる安全性・利便性・持続性の向上を図ります。

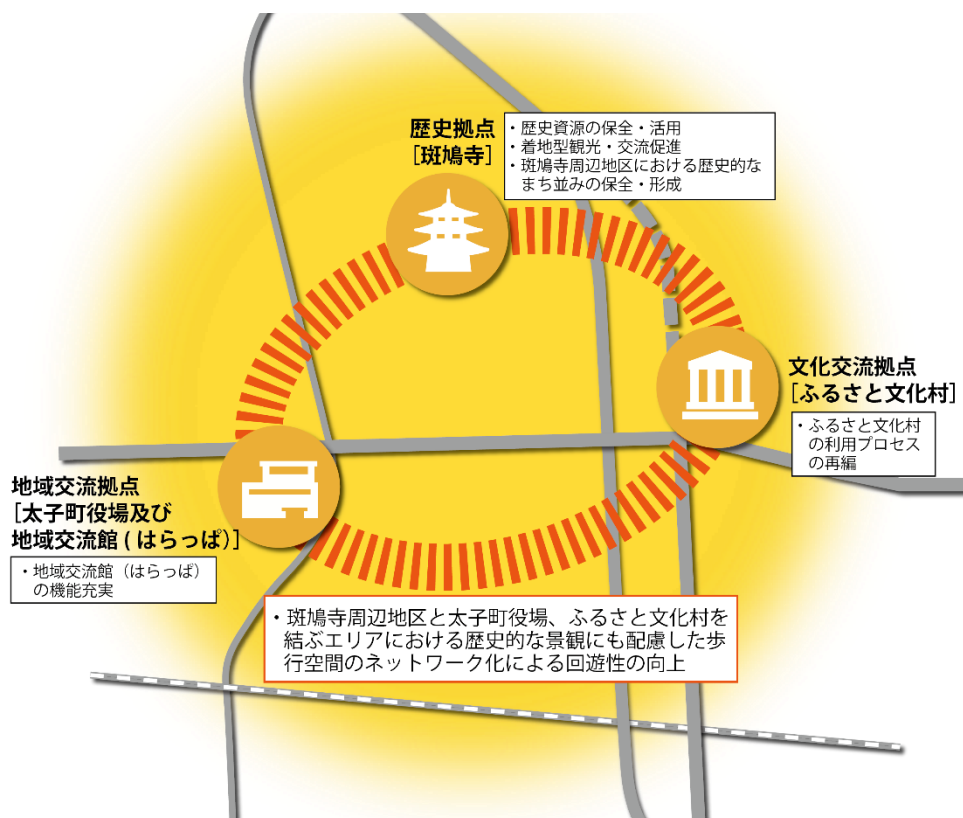
効率的な市街地の整備や建築物の規制・誘導などによる良好なまち並みの保全・形成のほか、太子町特有の歴史的景観や市街地を取り囲む自然的景観を保全するための規制・誘導など、全体として調和のとれた景観形成に取り組みます。

市街地・集落整備の方針

都市拠点として利便性が高くにぎわいのある市街地の形成

◇旧来から都市機能が集積している鵜周辺の既成市街地においては、まちなかの活性化に向けて、これまでに整備してきた施設や都市基盤を活かしながら、斑鳩寺、太子町役場、地域交流館（はらっぱ）、ふるさと文化村を中心とした複合的な都市機能の集積と回遊性の向上等により、利便性が高くにぎわいのある市街地の形成を図ります。

都市拠点における市街地形成のイメージ図



安全で快適な住環境の整備

◇住宅地においては、住環境や居住水準の向上を図り、暮らしの中に安全・安心とゆとりを感じられる居住の場を創造します。また、増加する空き家の活用を図りながら、多様化するニーズに対応した住宅供給と、高齢者や体の不自由な方、子育て世帯にも配慮した安全で快適な住環境の整備を図ります。

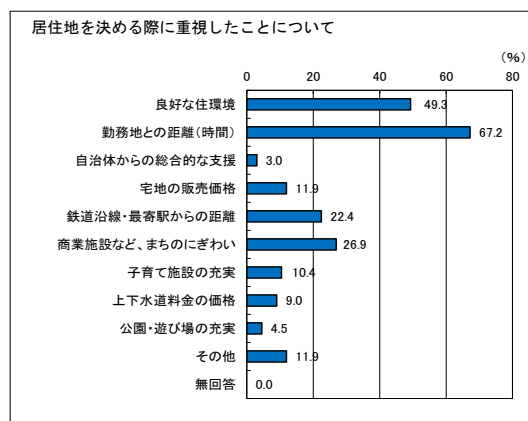
◇建築物が密集し、狭い道路が入り組んだ防災面で課題の多い市街地については、住環境整備事業などの面的整備の積極的な活用や生活道路の整備などによる生活環境の改善に努めます。

居住地を決める際に重視することとは？

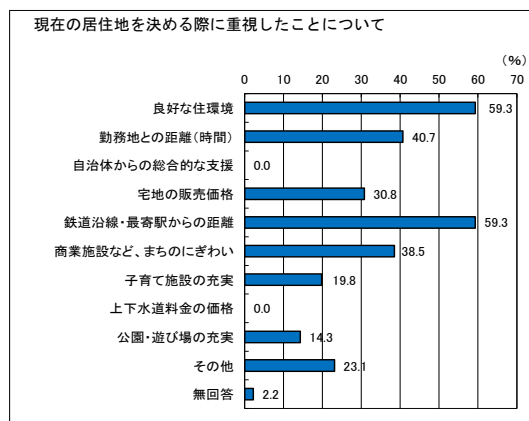
定住意向アンケート調査（平成31年1～2月実施）によると、町内賃貸住宅居住者が居住地を決める際に重視したことは、「勤務地との距離（時間）」が約67%で最も多く、「良好な住環境」が約49%で続いています。

また、太子町近郊に戸建て住宅を購入した人で、現在の居住地を決める際に重視したことは、「良好な住環境」、「鉄道沿線・最寄駅からの距離」がともに約60%と多くなっています。住みたいまちにするには、安全・安心とゆとりを感じられる居住の場の創造とともに、交通利便性の確保なども重要だと考えられます。

町内賃貸住宅居住者へのアンケート



町外戸建て住宅居住者へのアンケート



市街地内のまとまった農地の保全・活用

◇市街化区域内のまとまりある農地については、都市内の自然のうおいや緑地景観、防災のための都市緑地としての機能も併せ持っていることから、良好な都市環境の形成の観点から保全を基本としつつ、土地区画整理事業などの面的整備の積極的な活用による良好な市街地形成に努めます。

地域の特性に応じた新たな市街地の形成

◇「姫路市都市計画マスタープラン」において、JR 網干駅周辺地区は、「鉄道駅を中心とし、地域の玄関口としての交通結節機能など日常生活を支える機能が充実した生活拠点」である地域核として位置づけられており、「駅北側における土地区画整理事業を推進し、市西部の玄関口として、交通結節機能の強化と土地の高度利用による商業機能等の充実を図り、地域住民の日常生活における利便性を高めていきます。」とされています。本町のJR網干駅周辺においては、姫路市と連携しながら、広域交流拠点としての市街地形成に向けた土地利用を推進します。

◇市街地整備にあたっては、地区計画などの規制・誘導手法についても併せて活用することで、秩序ある土地利用形成や良好なまち並み形成を促進します。

旧ニュータウンの再生

◇住民の高齢化や人口減少などが進行しつつある旧ニュータウンについては、空き家対策などの既存のストックを活かした人口維持の取組やコミュニティレベルの安全・安心にかかる取組などにより、安心した暮らしが続く持続可能な住環境づくりを進めます。

集落環境の安全性・利便性・持続性の向上

◇市街化調整区域の集落については、農業振興施策との連携を図りつつ、生活基盤整備などにより集落環境の安全性、利便性の向上を図ります。

◇少子高齢化や人口減少を踏まえ、持続可能な集落維持の観点から古民家再生なども含めた空き家対策を進めるとともに、地区計画や特別指定区域制度の導入などにより集落機能の維持を図ります。

景観形成の方針

良好な市街地景観の形成

◇住宅地をはじめとする既成市街地や新たな市街地においては、土地や建築物の規制・誘導などにより、周辺環境と調和した良好な市街地としてのまち並みの保全・形成を図ります。

歴史や自然など地域の特性を生かした景観の形成

◇歴史文化資源が集積し本町の歴史を特徴づける斑鳩寺周辺地区については、歴史的景観形成地区にも指定された貴重な歴史文化資源として、建築物の修景助成などによるまち並みの保全・形成を推進します。

◇市街地周辺を取り巻く集落や田園の風景、緑のシンボル拠点である檀特山、立岡山及び前山の周辺をはじめとする山々の風景、林田川等の水辺の風景など、本町の原風景ともいえる良好な自然的景観については、田園の有効活用や適切な規制方策の運用により、その保全に努めます。

周辺環境と調和した工場景観の形成

◇工業地については、周辺環境との調和に配慮することを基本とし、事業者との連携を図りつつ公害防止に努め、また、敷地内緑化などによる環境形成を図りながら地域に応じた景観形成を誘導します。

魅力的な沿道景観の形成

◇道路については、沿道緑化やセットバックの活用など、住民との連携を図りながら市街地における魅力ある良好な沿道景観の形成を図ります。幹線道路沿道については、土地利用誘導等と連携しつつ、周辺環境と調和した幹線道路にふさわしい沿道景観づくりに取り組みます。

良好な景観形成に向けた阻害要素の規制・修復

◇良好な景観の阻害要素となる屋外広告物については、屋外広告物条例に基づいた適切な規制・誘導に努めます。

住民参加による景観づくりの促進

◇これらの良好な景観の維持・形成にあたっては、地区計画や建築協定、景観ガイドラインなどの規制・誘導方策の適用について、住民参画による検討を促進します。

自然環境及び歴史文化資源に関する方針

基本的な考え方

本町は、聖徳太子ゆかりの古い歴史を持つ町として知られ、斑鳩寺や条里制の名残をとどめる田園、市街地周辺の山々の森林や川の流れなど、美しい自然環境と豊かな歴史文化資源に恵まれています。

住民がまちに誇りを持ちながら快適に暮らせる都市環境の充実をめざし、太子町らしさを特徴づける自然環境及び歴史文化資源を、まちの個性を演出し都市生活にうるおいを与える大切な地域資源として、その保全と活用に取り組みます。

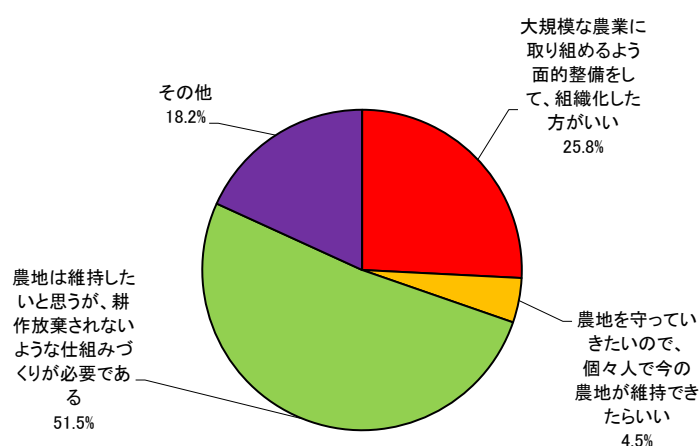
自然環境の保全等の方針

農作物生産の場である農地の保全・活用

◇農地については、農作物生産の場であることを基本として農業振興施策による営農環境づくりを進めます。市街地の農地については、防災や自然とのふれあいの場などの面も重視し、都市における様々な機能を持つ緑のオープンスペースとして維持・保全を図ります。休耕地については、営農環境づくりを進めつつ、意欲ある農業者への利用促進を図るとともに、住民が身近に農とふれあうことができる市民農園・体験農園としての活用を図るなど、農地の多面的な展開による保全・活用に努めます。

太子町における 20 年先の農業のあり方とは？

平成 30 年 12 月～平成 31 年 1 月に行った太子町内の自治会（66 自治会）を対象とした自治会アンケート調査によると、20 年先の農業のあり方については、「農地は維持したいと思うが、耕作放棄されないような仕組みづくりが必要である」が約 52%と最も多くなっています。休耕地の多面的な展開を図りながら、農地として維持していく取組が特に求められています。



貴重な環境資源である森林の保全・活用

◇森林については、木材生産のほか、水源涵養や多様な生物生息の場、レクリエーションの場、土砂災害の防止など様々な役割を持つ重要な緑地であることから、これらの自然環境を町の貴重な環境資源として捉え、適切な環境整備や維持管理、特別緑地保全地区などの地域制緑地の指定、その他条例の導入等による保全・活用を検討します。

自然との触れ合いの場である河川やため池の保全・活用

◇林田川や大津茂川などの河川や水路は、水質汚濁などの環境悪化を防止するとともに住民が身近に自然と触れ合える環境としての保全・活用を図ります。河川は、魚や昆虫などの生物生息の場、水害防止などの役割を果たしており、治水上の安全性確保のための河川改修に加え、周辺環境との調和に配慮した遊歩道の整備など親水空間の創出に努め、住民に親しまれる水辺空間の形成を図ります。また、ため池についても、農業用水の貯水池だけでなく多様な生物生息の場などとして保全・活用を図ります。

歴史文化資源の保全等の方針

太子町の宝物である歴史文化資源の保全・活用

- ◇町内には、斑鳩寺や黒岡神社、石海神社などの寺社や稗田神社の秋祭りや原のたいまつなど、多くの歴史文化資源が今なお息づいています。これらの資源はまちの大切な宝物であり住民の誇りでもあることから、まちづくり協議会の取組等と連携しながらまちづくりの中で大切に受け継いでいけるよう努めます。
- ◇歴史文化資源が集積し本町の歴史を特徴づける斑鳩寺周辺地区においては、斑鳩寺をはじめとした重要な歴史文化資源の保全と、それを活かしたまちづくりについて検討します。
- ◇歴史情緒ある魅力的なまちづくりによる交流とにぎわいを創出するため、積極的なPR活動などに努めるとともに、資源の有効な活用方策について検討します。

太子町の強みとは？

令和元年7月に行ったまちづくりの集いワークショップでは、太子町のいいところ、強みとして、「歴史のある斑鳩寺や重要文化財がある」「自然が豊か」「空気がきれい」などの意見が出ました。一方で、「知名度が低い」といった意見もあり、太子町の優れた地域資源を活かした積極的な取組や情報発信が求められます。



安全・安心のまちづくりに関する方針

基本的な考え方

本町には、老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題のある市街地や集落が存在するとともに、土砂災害が発生する可能性がある区域があります。このため、地震災害や集中豪雨などによる水害、土砂災害などから住民の生命と財産を守り、安心した暮らしを実現できるよう、地域防災計画に基づき、災害時の防災拠点を中心とした適切な防災活動の実施や減災に向けたハード及びソフトの両面から対策を進めることで、まちの防災力の向上をめざします。

ハード対策の方針

防災性を高めるための社会基盤や施設の整備

- ◇国道や県道、都市計画道路等の幹線道路については、災害時の避難路や緊急輸送路となる重要な道路として、既設道路の維持管理を行うとともに、未整備箇所の整備を推進し、災害時の円滑な交通の確保に努めます。
- ◇老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題のある市街地や集落においては、避難路の確保のための、建物のセットバックなどによる狭あい道路の拡幅、火災発生時における延焼防止など、まちの防災性の向上を進めます。
- ◇太子町総合公園については、災害時の救援物資等の保管や備蓄、一時避難場所としての活用など、防災拠点としての機能を備えた公園としての整備を推進します。また、その他の公園についても避難場所や災害救援活動の拠点など、防災機能の充実を図ります。
- ◇河川や水路、ため池については、近年多発する集中豪雨などにも対応できるよう老朽化した護岸の修繕や定期的な点検や浚渫などを進めるとともに、河川流域の農地や緑地などが本来もつ保水・遊水機能を活用するなど総合的な治水対策を進めます。特に、市街化調整区域においては、田んぼダム等によって雨水貯留機能を保持するなど、浸水被害回避に努めます。
- ◇太子町役場については、防災拠点としての機能を維持します。
- ◇面的整備手法などの活用や開発許可制度などの適切な運用により、緊急避難場所となる道路・公園などのオープンスペースや浸水被害を解消するための雨水排水施設の整備を推進するなど、災害に強い都市施設の確保に努めます。
- ◇社会インフラについては、災害時などを想定し、近隣市町と緊急連携体制を構築しながら、給水車等について広域的かつ弾力的な運用についても進めます。

建築物等の耐震化の促進

- ◇地震による建築物の倒壊や火災の発生などを予防するため、既存建築物の耐震診断や耐震改修を促進します。
- ◇災害時の防災拠点となる太子町役場、指定避難場所となる公民館や学校では耐震改修が完了し、同じく指定避難場所となる幼稚園についても、引き続き施設の早期耐震化を推進します。
- ◇民間の建物についても、住宅の耐震診断の支援や防災に関する情報提供などを進めながら、法令に基づく耐震性の確保を図ります。
- ◇上下水道などのライフラインの耐震性の強化に努めます。

山地部の防災性の向上

- ◇市街地を取り巻く山地部については、山地災害を防止するために適切な保全を図りつつ、土石流危険箇所や急傾斜地崩壊危険箇所においては、災害防止のための安全対策を促進します。

ソフト対策の方針

防災意識の高揚に向けた防災情報の周知

- ◇災害時の被害を軽減するため、各種ハザードマップの配布や広報誌、ホームページなどを通じて、災害危険箇所や避難所及び避難経路などの防災情報の周知徹底と防災意識の高揚に努めます。

地域の防災力の向上

- ◇災害時の迅速な対応や地域住民の助け合いによる防災・減災を図るため、自主防災組織やそのリーダーの育成・支援、災害時の防災情報の伝達方法や消防・救急医療体制等の確立、防災訓練の実施など、地域防災力の向上に努めます。

防災体制・消防体制の強化

- ◇行政における防災体制として、組織体制、車両・通信の機器などの充実や施設の機能維持を図ります。また、西はりま消防組合において消防力の充実に努めます。



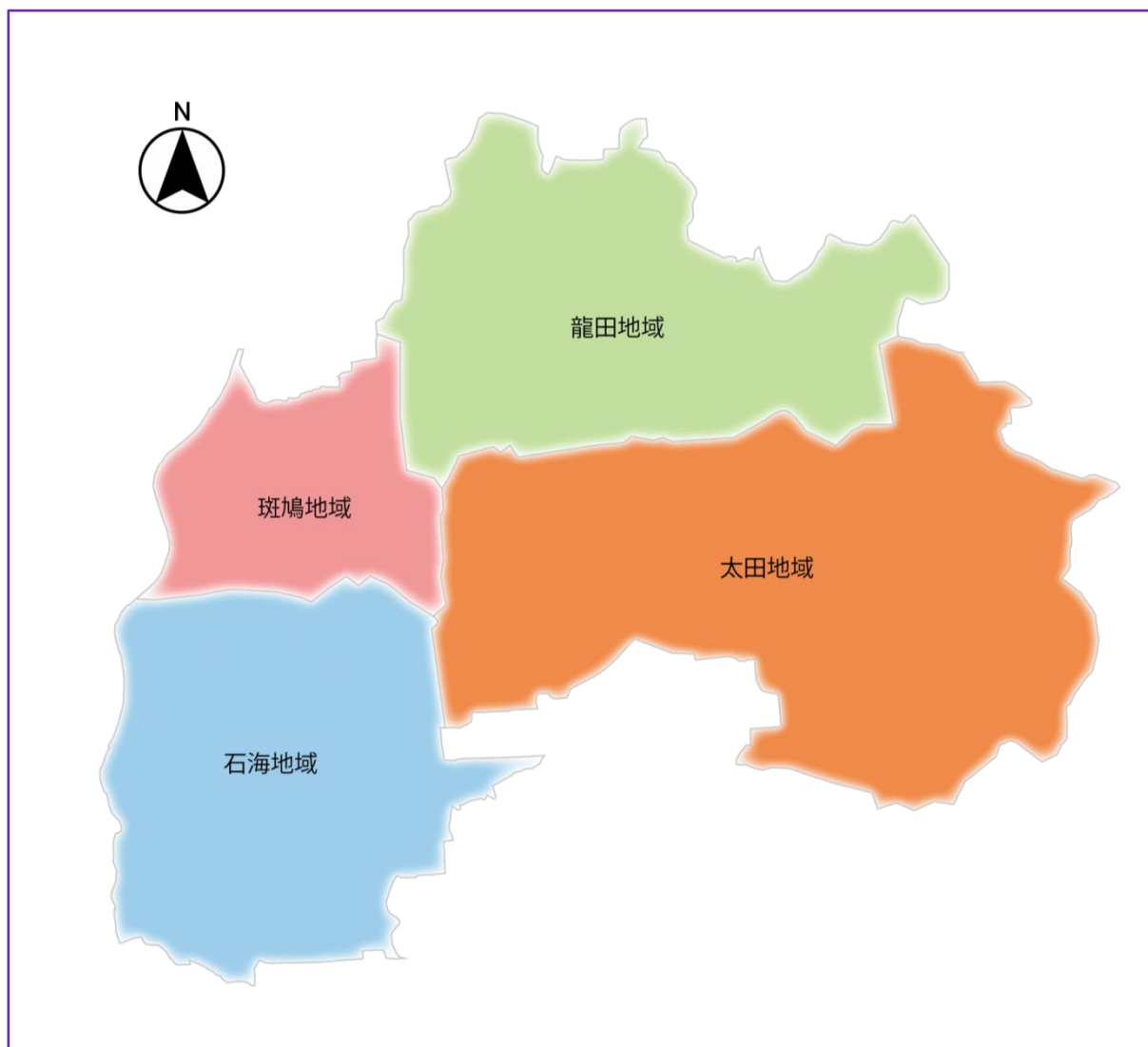
太子町消防団操法大会



第4章 地域別構想

地域区分

地域別構想の地域区分については、地域としてのまとまりを考慮して、字界等を境界とした4地域を設定します。



斑鳩地域

斑鳩地域の概況

町北西部に位置し、南北方向及び東西方向の広域幹線道路が行き交う交通の要衝にあることから、早くから市街地が形成された地域です。都市拠点を含み、太子町役場をはじめとした公共公益施設や歴史的建造物が集積し、大規模工業施設が立地するなど、多くの都市機能を有しています。

また、林田川などの美しい自然環境や斑鳩寺などの歴史資源にも恵まれています。



斑鳩寺三重塔



太子町役場



太子山公園

斑鳩地域のまちづくりのテーマ

都市拠点を中心としたにぎわいと交流の創出

歴史を活かした回遊性のあるまちづくり

斑鳩地域のまちづくりの目標

旧来から様々な都市機能が集積するなど、本町の発展を牽引してきた地域であり、その立地特性を活かした地域交流拠点、歴史拠点、文化交流拠点及び産業拠点の形成をめざします。また、都市拠点としての役割を果たすために、都市機能や都市基盤の充実とともに、適切な土地利用の規制・誘導を進めます。

(1)人々が元気で地域の活力があふれるまちづくり

各拠点の連携や交流促進に努め、にぎわいある都市拠点の創出を図ります。また、既存の工場地周辺や阿曾ランプ周辺地については、企業の立地ニーズに対応した工業・流通業務地等として、（都）龍野線の沿道については、地域特性を踏まえた新たな土地利用を推進します。

(2)歴史文化資源や自然環境と調和した質の高いまちづくり

林田川などの恵まれた自然環境や斑鳩寺などの歴史資源は、貴重な地域資源であり、これらを活かした個性あるまちづくりをめざします。

(3)利便性の高い交通網を構築するまちづくり

幹線道路や生活道路の道路整備の推進や公共交通サービスの充実、都市拠点内を回遊できる歩行空間の創出により、移動しやすい交通ネットワークの形成に努め、自動車交通網の充実とともに、歩行者や自転車にもやさしい道路整備をめざします。

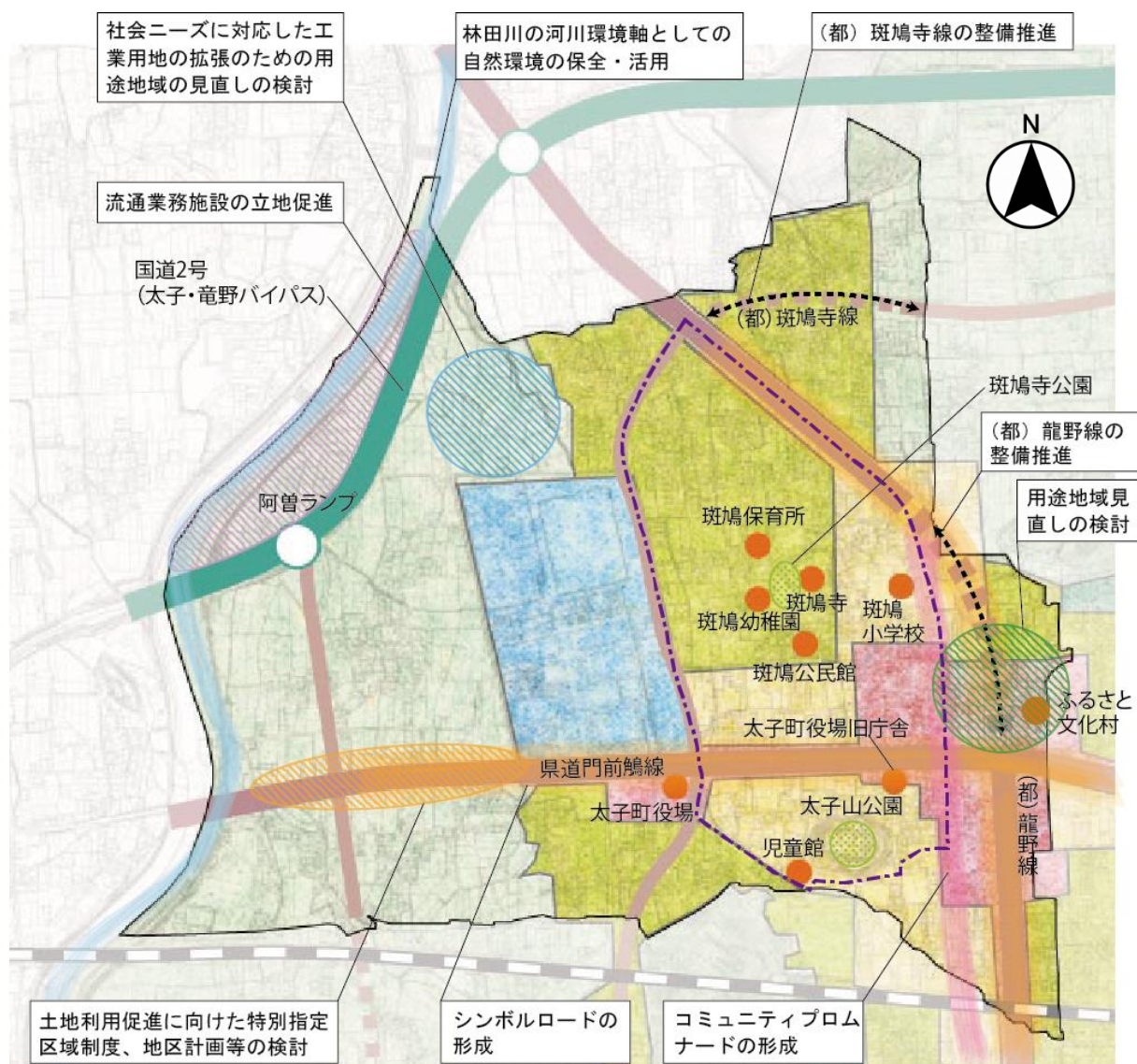
(4)安心した暮らしが続くまちづくり

歴史拠点である斑鳩寺を中心に、歩けば歴史を感じられる景観に配慮した落ち着きのあるまち並みと安心で快適な生活環境の形成に努めます。

(5)協働によるあたたかい地域社会を育むまちづくり

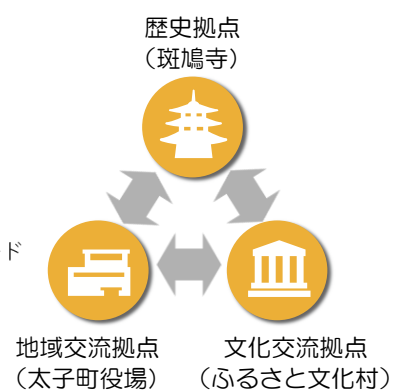
地域住民の交流や世代間交流の場の創出により、あたたかな地域社会の形成を促進します。

斑鳩地域のまちづくりの方針図



- 低層住宅地
- 中層住宅地
- 一般住宅地
- 生活複合地
- 工業地
- 自然・農住共生地
- 流通業務施設の立地促進
- 線引き見直しの検討
- 用途地域見直しの検討
- 特別指定区域制度・流通業務施設区域等の検討
- 特別指定区域制度、地区計画等の検討

- 広域幹線道路
- 幹線道路
- 補助幹線道路
- 鉄道
- シンボルロード
- コミュニティプロムナード
- 都市公園
- 都市公園（予定）
- 里山緑地
- 水辺緑地
- 斑鳩地区歴史的景観形成地区



斑鳩地域のまちづくりの方針

土地利用方針

都市拠点の再生に向けた土地利用の検討

- ◇都市拠点である中心市街地においては、商業施設等の集積により、拠点性の向上を図ります。
- ◇広域連携軸及び都市軸である（都）龍野線の沿道については、用途地域の見直しを検討します。
- ◇現在、住居系用途地域が指定されているふるさと文化村については、文化交流拠点に資する土地利用の実現に向け、用途地域の変更を検討します。

現 状	課 題
○景観地区を含め、高齢化等に伴う空き家の増加から、拠点性が低下しています。	○まちの拠点性の回復やにぎわいを取り戻すことが望めます。
○都市拠点の南北を貫く（都）龍野線は、現在整備が進められています。	○（都）龍野線沿道のポテンシャルの高まりを活かした周辺のまちづくりが求められています。
○あすかホールや歴史資料館など複数の文化施設が集積するふるさと文化村があります。	○拠点性を活かした利活用が必要です。

地区の特性に応じた良好な住宅地の形成

- ◇市街化区域内の住宅地においては、良好な住環境やまち並みを維持・形成するため、地区計画の適用などを視野に入れた住民主体の魅力あるまちづくりを促進します。
- ◇市街化区域内の残存農地については、良好な都市環境形成の観点から保全も視野に入れつつ、土地区画整理事業などの面的整備や未接道農地を解消する道路整備を図ることで、良好な住環境が整った市街化を促進します。

現 状	課 題
○市街化区域内には、狭い道路が入り組んだ旧来からの集落地や近年開発された住宅地が共存しています。	○住宅の密接度の最適化や景観形成の統一、連続性のあるまち並みの形成が望めます。
○市街化区域内には残存農地が介在しています。	○無秩序な開発計画を防止するとともに、計画的な市街化の促進が必要です。

交通利便性を活かした流通業務施設の立地促進

- ◇特別指定区域制度に基づき、阿曾ランプの周辺地に位置づけられた流通業務施設区域（用途型特別指定区域）では、流通業務地として流通業務施設の立地を促進します。

現 状	課 題
○阿曾ランプの周辺地は、特別指定区域制度に基づく流通業務施設区域（用途型特別指定区域）に位置づけられています。	○昨今の物流ニーズの増加を踏まえ、交通の利便性を活かした流通業務施設の立地が望めます。

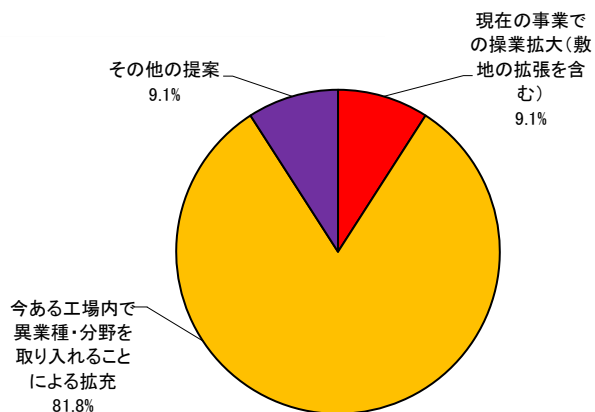
社会ニーズに対応した工業用地の拡張

◇既存の大規模工業施設用地については、本町の地域経済や雇用を支える工業地として遊休地の有効活用と既存施設の維持・充実を促進するとともに、その周辺において企業立地ニーズや工場の転出抑制等に対応するため、計画的な産業用地の形成について検討します。

現 状	課 題
○交通アクセス条件に恵まれていることから、企業立地のニーズがあります。	○新たな産業用地を確保することが必要です。

大規模工業施設用地の今後の姿は？

平成 30 年 12～平成 31 年 1 月に行った太子町内の自治会（66 自治会）を対象とした自治会アンケート調査によると、大規模工業施設用地の今後の姿について、斑鳩地区住民の約 8 割が「今ある工場内で異業種・分野を取り入れることによる拡充」と答えており、「現在の事業での操業拡大（敷地の拡張を含む）」と答えた方は約 1 割となっています。



市街化調整区域内の集落の住環境や居住の維持・促進

◇阿曽地区及び下阿曽地区においては、「いえ・にわづくりガイドライン」に基づき、住環境の維持・増進を促進します。

◇特別指定区域制度に基づく新規居住者の住宅区域（用途型特別指定区域）においては、良好な住環境の形成を図りながら居住を促進します。

現 状	課 題
○阿曽地区及び下阿曽地区では、「いえ・にわづくりガイドライン」により、建物の形態や意匠などのルールを定めています。	○良好な住環境の維持・形成には、住民意識の高まりが重要であり、今後も住民主体のまちづくり活動の充実が望まれます。
○阿曽の集落縁辺部では、一部に特別指定区域制度に基づく新規居住者の住宅区域（用途型特別指定区域）に位置づけられています。	○地域の活力と文化継承のための取組が望まれます。

シンボルロード沿道の特別指定区域制度や地区計画の検討

◇県道門前鵜線沿道及びその近接地については、地域の活性化を図り、周辺環境に配慮しつつ、一定の開発を計画的かつ適正に誘導するため、特別指定区域制度や地区計画などの適用の検討を進めます。

現 状	課 題
○県道門前鵜線沿道及びその近接地には、事業用地や露天の資材置き場などが混在しています。	○景観と地域特性を活かした沿道土地利用を図っていくことが望まれます。

都市交通に関する方針

都市計画道路の整備推進と新たな道路空間の整備

- ◇地域内の交通の円滑化を図るため、町の南北方向の「シンボルロード」であり、広域連携軸でもある（都）龍野線、新たな地域の生活軸として期待される（都）斑鳩寺線と（都）林田川線の整備を推進します。
- ◇（都）龍野線の整備に伴い、「コミュニティプロムナード」である国道 179 号の一部区間などについては、自動車通行の抑制による歩行空間の充実を図り、歩行者や自転車の利用を重視した道路空間の整備に努めます。

現 状	課 題
○未整備区間を含む都市計画道路があります。	○地域の新たな南北軸の構築が求められています。
○鵜東交差点以北の南北方向の自動車は、主に国道 179 号により交通処理が行われています。	○（都）龍野線の早期整備による交通体系の整理が求められます。

回遊性を高める歩行者ネットワークの構築

- ◇斑鳩寺周辺地区と太子町役場や地域交流館（はらっぱ）、ふるさと文化村を結ぶエリアにおいては、歴史的な景観にも配慮した歩行空間のネットワーク化による回遊性の向上を図ります。

現 状	課 題
○斑鳩寺や太子町役場、地域交流館（はらっぱ）、ふるさと文化村などが集積する都市拠点では歩行者等による移動ニーズの高まりが見込まれます。	○徒歩や自転車等に対応した道路環境の充実が求められます。

安全で快適に通行できる道路空間の創出

- ◇シンボルロードである県道門前鵜線の一部区間については、歩道の拡幅や交通安全施設の適切な維持管理などにより、快適な歩道空間の確保や美装化に努めます。
- ◇住宅地や集落における交通安全性の向上を図るため、交通安全施設の適切な設置を推進するほか、狭あい道路の拡幅整備を促進するための方策について検討します。

現 状	課 題
○シンボルロードである県道門前鵜線の一部区間については、歩行の安全性に支障を来している部分があります。	○県道門前鵜線における安全な歩行空間の確保が望まれます。
○住宅地や集落内には、入り組んだ狭い道路があり、これらの生活道路へ通過交通が流入している地区も見られます。	○住宅地や集落での交通安全性を高める対策への取組が望まれます。

環境に優しく利便性の高い公共交通機関の確保

◇地域住民の利便性や環境負荷に配慮した既存公共交通の利便性向上を促進します。

現 状	課 題
○地域住民の高齢化の進行とともに、交通弱者が増加する傾向にあります。	○公共交通の維持など、利用者のニーズに応じた施策が求められています。

公園・緑地に関する方針

官民連携による公園の維持管理や活用の促進

◇既設公園において、地域ニーズに対応した施設の更新や地域住民との協働による維持管理により、利用を促進します。

◇利用者が減少している公園については、憩いの場や健康増進の場、子どもの遊び場など、地域のニーズに応じた新たな空間の創出を図ります。

現 状	課 題
○地域内に2つの都市公園のほか、複数の身近な小規模公園が整備されており、概ね充足しています。	○公園の地域特性に対応した施設の更新や計画的で効率的な維持管理を進めながら利用を促進していくことが必要です。
○一部の公園では、周辺地域の人口構成の変化により利用者が減少しています。	○住民のだれもが利用できる空間を創出することが必要です。

にぎわい創出をめざした都市公園の整備促進

◇斑鳩寺公園については、その立地特性から緑と歴史がふれあう交流の場として、様々なイベントの開催や観光振興など、地域のにぎわいに寄与できる空間として整備を推進します。

◇太子山公園については、蒸気機関車 D51 や桜並木、展望台からの景色などを地域資源として捉え、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の方が、多面的で多種多様な利用ができる場として整備を進めます。

現 状	課 題
○斑鳩寺公園の利用者が減少しています。	○斑鳩寺を活かした公園づくりが求められています。
○太子山公園には、蒸気機関車 D51 や桜並木、展望台からの景色など、誇れる資源があります。	○資源を活かした特色ある公園づくりを進めるとともに、にぎわいの創出を図ることが必要です。

その他都市施設に関する方針

河川の親水機能の向上

◇地域の西側を流れる林田川については、住民の水辺環境とのふれあいやレクリエーションに資するための親水空間として整備を進めるとともに、ビオトープの確保により自然観察も行える空間づくりを促進します。

現 状	課 題
○地域の西側に林田川が流れており、地域に良好な自然のうるおいをもたらしています。	○林田川の自然を活かしたレクリエーション機能の充実が望まれます。

計画的な下水道の整備促進

◇公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、公共下水道への接続を促進し、水洗化率の向上に努めます。

◇集中豪雨時に予想される浸水箇所の解消のため、雨水幹線や調整池などの計画的な整備を推進します。

現 状	課 題
○公共下水道が概ね整備済みであるものの、一部に未接続の世帯があります。	○公共下水道への接続の促進による、水洗化率の向上が望まれます。
○集中豪雨時に予想される浸水箇所が分布しています。	○適切な雨水排水のための施設整備が必要です。

ふるさと文化村の利用プロセスの再編

◇ふるさと文化村については、図書館での蔵書充実や歴史資料館の情報発信力の強化など、各施設の機能向上やライフスタイルの変化に対応した新たな文化空間の創出により、利用者数の増加をめざします。

現 状	課 題
○文化会館、図書館、歴史資料館で構成する「ふるさと文化村」があります。	○社会ニーズに応じたにぎわいの創出に資する活用が求められます。



図書館



歴史資料館

公共施設の社会ニーズに対応した利活用の検討

◇地域住民の交流や世代間交流の場として、地域交流館（はらっぱ）や斑鳩公民館の機能充実に努めるとともに、まちづくり団体活動への支援を充実します。

◇老朽化の著しい児童館については、子育て学習センター（のびすく）との統廃合も視野に入れ、新たな子育て支援施設のあり方を検討します。

◇太子町役場旧庁舎については、公共施設等総合管理計画と連動し、適切な管理の推進と新たな利活用を検討します。

現 状	課 題
○高齢者世代と若者世代の交流など、地域交流のための場として地域交流館（はらっぱ）が整備されています。	○世代間交流や多様性が生まれる活動が望まれます。
○児童館の老朽化が著しく、利用者が減少しています。	○子育て世代の方々のニーズに応じた子育て支援施設が求められています。
○太子町役場旧庁舎の跡地の大半は利活用がされていません。	○地域活性化に向けたまちづくりに資する利活用が求められます。



地域交流館（はらっぱ）



その他のまちづくりの方針

斑鳩寺などの歴史資源を活かした観光・交流促進の取組の検討

- ◇斑鳩寺などの貴重な歴史資源の保全・活用に努めます。また、鵜周辺の既成市街地を含めた都市拠点での回遊性の向上や着地型観光・交流促進につながる取組を検討します。
- ◇斑鳩寺周辺地区においては、参道などの歴史性のある通りを含め、歴史的景観形成地区における建築物の修景助成などにより、まち並みの保全・形成を推進します。

現 状	課 題
○斑鳩寺などの貴重な歴史資源があります。	○これらの地域資源は、地域の個性として保全するとともに、地域の活性化のためにも、積極的な活用が望まれます。
○斑鳩寺や稗田神社の参道などの歴史性のある通りが残っています。	○歴史性のある通りの景観保全を図るとともに、地域の交流や活性化のために有効活用することが望まれます。また、斑鳩寺の参道については、早期整備が求められています。

地域の防災力の向上

- ◇防災性の向上を図るため、建築物の耐震化を促進するとともに、狭あい道路の拡幅整備を促進するなど住環境整備に努めます。
- ◇災害時の救援活動などに備え、防災拠点である太子町役場や、指定避難施設となっている斑鳩小学校、斑鳩幼稚園、斑鳩公民館など、主な公共施設の防災体制の強化、備蓄機能などの整備充実を推進します。

現 状	課 題
○入り組んだ狭い道路に面して古い木造住宅が立地する、集落や住宅地があります。	○住環境整備による防災空間の創出を図ることが必要です。
○点在する主な公共施設を災害時の指定避難場所として定めています。また、太子町役場は防災拠点として位置づけています。	○指定避難場所は、災害時に被災者や被災のおそれがある住民を収容する場所であるため、そのための機能充実が必要です。

集落環境の持続性の向上

- ◇集落においては、持続可能なコミュニティの形成に向けて、土地の二次流通を促進させる空き家対策等と併せた若い世代の居住を促進します。

現 状	課 題
○集落等では人口減少に伴い、空き家が増加しています。	○空き家の発生抑制や中古市場への流通を促進する施策を行うとともに、その中で景観地区については、配慮した活用が必要です。

農地の保全・活用と農業基盤の再構築

◇地域の原風景である農村景観を育んできた農業の維持・振興のため、将来の農業の担い手のニーズに応じた生産性の高い農業基盤の段階的な整備を検討するとともに、貸農園や農業体験の取組などに努めます。また、地域の自然環境及び景観要素としての機能も持つ灌漑用水路についても、計画的な整備と維持管理に努めます。

現 状	課 題
○地域西部の田園は、近年、休耕田の管理や後継者不足などの問題が顕在化しています。	○持続性のある農業や農地の保全が必要です。

自然環境の保全・活用

◇地域の西側を流れる林田川、地域西部の農地などの恵まれた自然環境は、貴重な地域資源であり、地域を特徴づける良好な景観要素としても、その保全・活用に努めます。

現 状	課 題
○地域西部の田園や林田川などの美しい自然環境に恵まれています。	○自然環境と調和した暮らしや美しい風景を、地域の個性として守り育てることが望まれます。

官民連携による住民参加型のまちづくりの推進

◇「ユニバーサル推進地区」で進めているユニバーサルデザインの考え方をモノやまちなどのハード面だけでなく、ひとの意識や情報、社会参加のしくみにも取り入れる「ユニバーサル社会づくり」を推進します。

◇斑鳩ふるさとまちづくり協議会の活動の輪を広げ、若い世代の人員確保を図るとともに、太子町商工会や太子町観光協会との連携を図ります。また、他の地区においても住民主体のまちづくり活動を促進します。

現 状	課 題
○体の不自由な方や高齢者など、不特定多数の人々が利用する施設が集積した地区として「ユニバーサル推進地区」を定め、それぞれの事業主体が建築物や公共交通機関、道路、公園などの整備改修を行っています。	○ハード面でのユニバーサルデザインの推進を継続しながら、だれもが参画しやすい社会プログラムの推進も必要です。
○斑鳩ふるさとまちづくり協議会による住民主体のまちづくりの取組が進められていますが、人員の高齢化が懸念されています。	○若い世代を含め、活動の輪を広げていくことが望まれます。

協働型まちづくりの方針

◇斑鳩ふるさとまちづくり協議会と連携しながら、斑鳩寺やふるさと文化村などの地域資源の活用や観光ルートの開発、イベントの実施等によるまちのにぎわいづくりに向けた観光・交流のまちづくりに取り組みます。

＜取組例＞

- ・地域資源や交流拠点などをつなぐ、歩いて楽しい観光・交流ルートの活用促進
- ・地域資源を巡るウォークラリーやガイド付きツアーの実施
- ・既存の施設を活用した交流イベントや文化イベントなどの実施と情報発信
- ・案内サインや休憩スペースなどの充実
- ・参道など歴史性のある通りにおける建物のリノベーション等による伝統を感じさせるまち並み景観づくり



スマイルキッズイベント（斑鳩寺）



あすかまつり（ふるさと文化村）

石海地域

石海地域の概況

町南西部に位置し、ＪＲ網干駅に近い交通利便性の高い地域です。概ね平坦な地形で、駅近接地などの一部に住宅地が立地するほかは、まとまった農地と集落などからなる農村風景が広がっています。また、市街地内の立岡山や林田川などの美しい自然環境、石海神社などの歴史資源にも恵まれています。



ＪＲ西日本網干総合車両所



コスモス祭



宮本武蔵生誕の地（石海神社）

新しい都市の営みと歴史ある農村環境が調和した

交通利便性を活かしたまちづくり

石海地域のまちづくりの目標

J R網干駅に近いまちの玄関口といえる地域であり、その立地特性を活かした広域交流拠点の形成をめざします。駅周辺において、にぎわいある良好な市街地整備を推進するほか、都市拠点とを結び都市軸の強化や地域内をネットワークする道路整備などに努めます。また、美しい自然環境に抱かれた歴史情緒ある農村景観が広がる地域でもあり、地域住民や世代間の交流にも配慮した快適なまちづくりを推進します。

(1)人々が元気で地域の活力があふれるまちづくり

J R網干駅周辺における広域交流拠点としてのにぎわいを創出し、徒歩での新たな生活圏の形成を推進します。一方で、地域の原風景である農村景観を育んできた農業や地域経済を支えてきた商工業の振興に努めます。

(2)歴史文化資源や自然環境と調和した質の高いまちづくり

緑のシンボル拠点である立岡山や地域の西側を流れる林田川、地域内に広がる農地などの恵まれた自然環境、石海神社などの歴史資源は、貴重な地域資源であり、これらを活かした個性あるまちづくりをめざします。

(3)利便性の高い交通網を構築するまちづくり

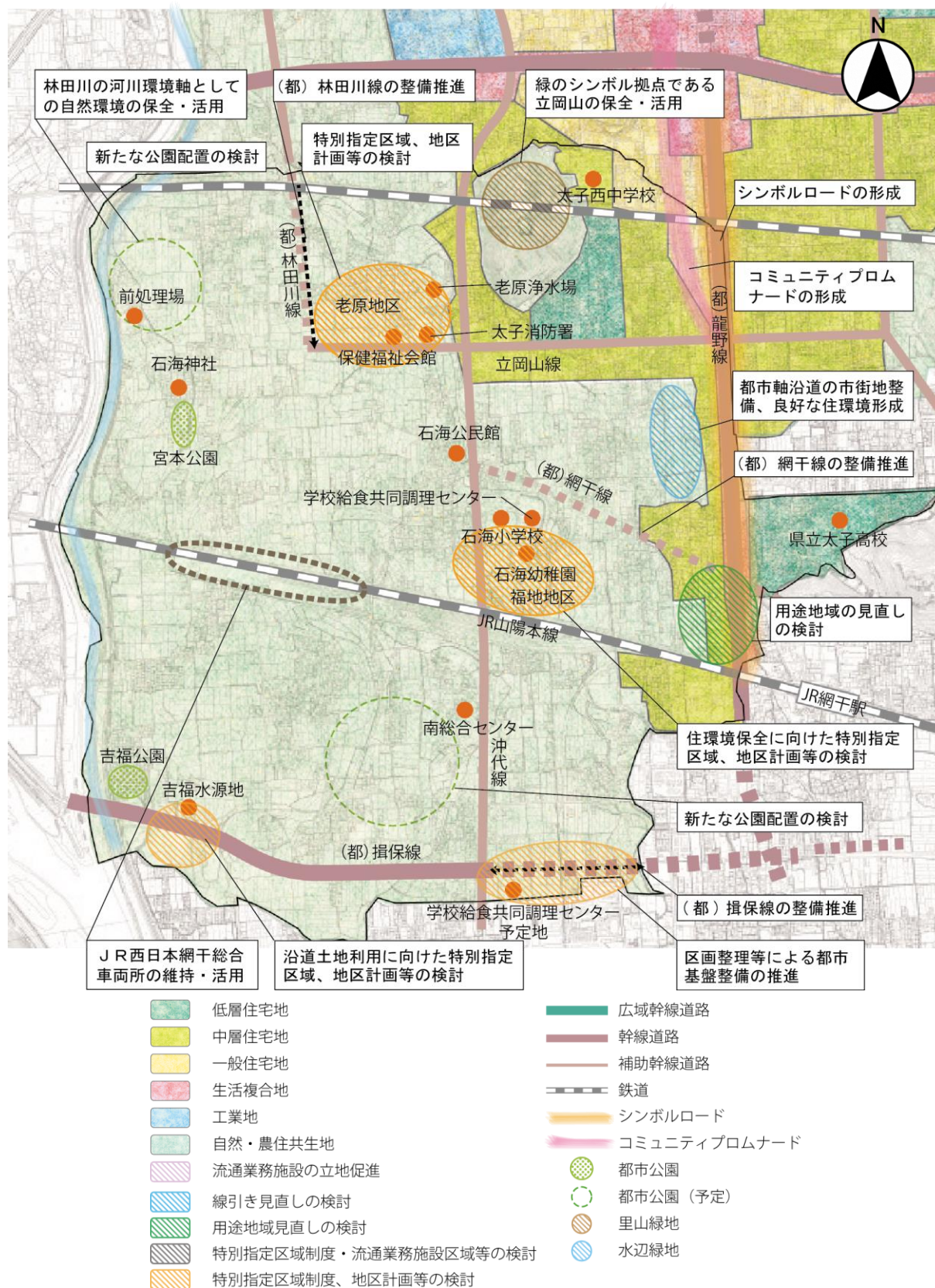
都市軸や地域の生活軸となる道路整備の推進と新たな公共交通サービスの導入により、移動しやすい交通ネットワークの形成に努めます。また、都市軸の沿道土地利用を推進しつつ、J R網干駅へのアクセス強化を促進します。

(4)安心した暮らしが続くまちづくり

J R網干駅周辺においては、にぎわいある商業地や利便性の高い住宅地などの市街地整備を推進します。また、地域内の憩いや交流の空間、災害時の避難場所となる公園の創出に取り組むなど、生活環境の向上に努めます。

(5)協働によるあたたかい地域社会を育むまちづくり

地域住民の交流や世代間交流の場の創出により、あたたかな地域社会の形成を促進します。



石海地域のまちづくりの方針

土地利用方針

住民ニーズに対応した新たな生活圏の創出

◇ＪＲ網干駅に隣接する糸井地区については、良好な広域交流拠点の形成に向けた用途地域の見直し等により、利便性が高く住民のニーズにも適したにぎわいある市街地の形成を図ります。

現 状	課 題
○糸井南地区は、ＪＲ網干駅に隣接していますが、その優位性を有効に活用できていません。	○ＪＲ網干駅に対する隣接特性を活かした市街地形成が望まれます。



ＪＲ 網干駅西南地区土地区画整理事業

市街化区域内の良好な住環境の整備促進

◇市街化区域内の住宅地においては、良好な住環境やまち並みを維持・形成するため、地区計画の適用などを視野に入れた住民主体の魅力あるまちづくりを促進します。

◇市街化区域内の残存農地については、良好な都市環境形成の観点から保全も視野に入れつつ、土地区画整理事業などの面的整備や未接道農地を解消する道路整備を図ることで、適切な市街化を促進します。

現 状	課 題
○市街化区域内には、狭い道路が入り組んだ旧来からの集落地や近年開発された住宅地が共存しています。	○住宅の密接度の最適化や景観形成の統一、連続性のあるまち並みの形成が望まれます。
○市街化区域内には残存農地が介在しています。	○無秩序な開発計画を防止するとともに、計画的な市街化の促進が必要です。

周辺環境に配慮した工場の立地の検討

◇市街化調整区域内に立地する工場については、周辺の住環境や農業環境の保全と工業の利便性の向上を図るため、その立地のあり方を検討します。

現 状	課 題
○工場が市街化調整区域の農地や集落に近接して散在しており、農業環境や住環境を阻害している地域があります。	○町内での移転も含めた工場立地の適正化が望まれます。

住民主体のまちづくり活動の促進

◇若い世代の人員確保を図るとともに、住民主体のまちづくりを創造するまちづくり協議会活動を促進します。

現 状	課 題
○新たな土地利用を見据えたまちづくり協議会の発足が検討されています。	○地域の個性を守りながら、若い世代を含めた将来検討が必要です。

幹線道路沿道の土地利用の検討

◇幹線道路沿道の市街化調整区域においては、地域の活性化を適切に誘導するため、特別指定区域制度に基づく目的型特別指定区域などの適用について検討します。

◇（都）龍野線の沿道については、町の南北を貫く幹線道路としてのポテンシャルが高まると予想されることから、沿道区画整理等の手法も含めた周辺の土地利用の促進について検討します。

現 状	課 題
○市街化調整区域において、市町をまたいだ広域連携の役割を担う都市計画道路の整備が計画されています。	○市街化調整区域における都市計画道路沿道について、新たな土地利用ニーズの高まりが予想されることから、これに対応した土地利用が必要です。
○JR 網干駅へのアクセス道路である（都）龍野線周辺の土地利用ニーズが高まっています。	○（都）龍野線沿道の土地利用を推進していくことが求められます。

隣接する姫路市との調和をめざした土地利用の検討

◇姫路市との行政界周辺地については、土地利用の調和を図るための都市計画手法等について検討します。

現 状	課 題
○姫路市との行政界を挟んで互いに違った土地利用が行われています。	○利用形態の連続性を図るなど、大きな地域としての土地利用が望まれます。

都市交通に関する方針

都市計画道路の整備推進

- ◇地域内の交通の円滑化を図るため、都市軸に位置づけられた（都）龍野線と広域連携軸に位置づけられた（都）揖保線、地域の東西方向の新たな生活軸として期待される（都）網干線の整備を推進します。
- ◇未整備都市計画道路については、地域の生活環境の向上に資するよう、町全体の交通ネットワークを踏まえた機能性や沿道土地利用にも配慮しつつ、路線のルート、線形及び幅員の見直しも含め検討します。

現 状	課 題
○県道太子御津線のＪＲ踏切や、町道立岡山線と県道太子御津線との交差点部などでは通勤時の交通渋滞が発生しており、それを避けた交通が生活道路に流入しています。	○（都）龍野線や（都）揖保線、（都）網干線など、地域の幹線となる道路の早期整備による安全で快適な交通の流れの実現が望まれます。
○未整備区間を含む都市計画道路があります。	○社会情勢や将来都市構造などを踏まえ、都市計画道路網の見直しも含めた検討を行ったうえで、必要な整備を行うことが望まれます。

安全で快適に通行できる道路空間の創出

- ◇地域の生活軸である町道立岡山線及び町道沖代線については、交通安全施設の適切な維持管理などにより、快適な歩道空間の確保に努めます。
- ◇住宅地や集落における交通安全性の向上を図るため、交通安全施設の適切な設置を推進するほか、狭あい道路の拡幅整備を促進するための方策について検討します。

現 状	課 題
○地域の生活軸である町道立岡山線及び町道沖代線では、歩行の安全性に支障を来している部分があります。	○町道立岡山線及び町道沖代線における安全な歩行空間の確保が望まれます。
○集落や住宅地内には、入り組んだ狭い道路があり、これらの生活道路へ通過交通が流入している地区もみられます。	○住宅地や集落での交通安全性を高める対策への取組が望まれます。

環境に優しく利便性の高い公共交通機関の確保

- ◇地域住民の利便性や環境負荷に配慮し、既存公共交通の利便性向上を促進するほか、だれもが自由に移動できる新たな公共交通サービスの導入について検討します。

現 状	課 題
○地域住民の高齢化の進行とともに、交通弱者が増加する傾向にあります。	○公共交通の維持に加え、利用者のニーズに応じた施策が求められています。

まちの玄関口へのアクセスの強化

◇広域交流拠点の機能を高めるため、ＪＲ網干駅へのアクセス強化を促進します。

現 状	課 題
○まちの玄関口となるＪＲ網干駅へアクセスする道路の機能が不十分です。	○姫路市で進めているＪＲ網干駅周辺の面的整備に併せたアクセスの強化が望まれます。

公園・緑地に関する方針

官民連携による公園の維持管理や活用の促進

◇地域における世代間交流の場や防災機能を備えた新たな公園の配置について検討し、その整備推進に努めます。

◇利用者が減少している公園については、憩いの場や健康増進の場、子どもの遊び場など、地域のニーズに応じた新たな空間の創出を図ります。

現 状	課 題
○地域内に２つの都市公園や複数の身近な小規模公園が整備されているものの、場所によっては公園や広場が少ない状況です。	○配置バランスや地域特性を踏まえた新たな公園の整備が望まれます。
○一部の公園では、周辺地域の人口構成の変化により利用者が減少しています。	○住民のだれもが利用できる空間を創出することが必要です。

にぎわい創出をめざした都市公園の整備と新たな利用の検討

◇宮本公園については、子どもの遊び場や高齢者の健康増進の場としての、施設の更新・整備を推進し、さらなる利活用の促進を図ります。

◇吉福公園については、貴重な公共空間として、地域住民が集まり楽しめる新しい利用について検討します。

現 状	課 題
○宮本公園は、当地域における子どもの遊び場、高齢者の健康増進の場として、積極的な活用がされています。	○さらなる利活用の促進に向けた施設の更新・整備が求められています。
○吉福公園があるものの、適切な利用がなされていません。	○公共空間としての適切な利用が望まれます。

その他都市施設に関する方針

河川の親水機能の向上

◇地域の西側を流れる林田川については、住民の水辺環境とのふれあいやレクリエーションに資するための親水空間としての整備を促進します。

現 状	課 題
○地域の西側に林田川が流れており、地域に良好な自然のうるおいをもたらしています。	○林田川の自然を活かしたレクリエーション機能が望めます。



林田川水生生物セミナー

水質保全や防災性の向上をめざした下水道の整備推進

◇公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、公共下水道への接続を促進し、水洗化率の向上に努めます。

◇集中豪雨時に予想される浸水箇所の解消のため、雨水幹線や調整池などの計画的な整備を推進します。

現 状	課 題
○公共下水道が概ね整備済みであるものの、一部に未接続の世帯があります。	○公共下水道への接続の促進による、水洗化率の向上が望めます。
○集中豪雨時に予想される浸水箇所が分布しています。	○適切な雨水排水のための施設整備が必要です。

施設管理・運営の新たな検討

◇学校給食共同調理センターについては、安全・安心な給食を安定的に提供するための管理・運営に努めます。

◇前処理場については、施設管理に向けた新たな取組を検討するとともに、敷地の活用も併せて検討します。

◇浄水及び配水施設の最適配置などにより、健全かつ安定的な施設運営に努めます。

現 状	課 題
○学校給食共同調理センターの老朽化が顕著となっています。	○安全な学校給食の安定的な提供のため、早期の施設更新が望まれます。
○前処理場は老朽化が進行しており、処理水量においても減少しています。	○業務の効率化や施設管理に向けた取組を進める検討が求められています。
○人口動態や節水型の給水機器の普及により、使用水量の減少が減少しています。	○効率的で安定した施設管理が必要です。

地域住民の交流促進に向けた公共施設の活用

◇石海公民館や南総合センターについては、まちづくり団体活動の支援を推進する地域住民の交流や世代間交流の拠点として活用を促進します。

現 状	課 題
○高齢者世代と若者世代の交流など、地域交流のための場や機会が不足しています。	○地域交流を促進するため、交流イベントの拡充が望まれます。



南総合センター

その他のまちづくりの方針

広域交流拠点としての良好な市街地環境の形成

◇ＪＲ網干駅周辺地区については、姫路市におけるまちづくりの取組と連携しながら広域交流拠点としての市街地形成に向けた土地区画整理事業を推進します。

現 状	課 題
○ＪＲ網干駅周辺において、土地区画整理事業が進められています。	○ＪＲ網干駅に近接した立地特性を活かした良好な市街地を形成するため、土地区画整理事業の早期完了が望まれます。

地域の防災力の向上

◇防災性の向上を図るため、建築物の耐震化を促進するとともに、狭あい道路の拡幅整備を促進するなど住環境整備に努めます。

◇災害時の救援活動などに備え、指定避難場所となっている石海小学校や石海公民館など、主な公共施設の防災機能の強化、備蓄機能の整備充実に努めます。

現 状	課 題
○入り組んだ狭い道路に面して古い木造住宅が立地する、集落や住宅地があります。	○住環境整備による防災空間の創出を図ることが必要です。
○点在する主な公共施設を災害時の指定避難場所として定めています。	○指定避難場所は、災害時に被災者や被災のおそれがある住民を収容する場所であるため、そのための機能充実が必要です。

集落環境の持続性の向上

◇集落においては、持続可能なコミュニティの形成に向けて、空き家対策等と併せた若い世代の居住を促進します。

◇住民の高齢化や人口減少などが進行しつつある旧ニュータウンについては、空き家対策などの既存のストックを活かした人口維持の取組やコミュニティレベルの安全・安心にかかる取組などにより、持続可能で安心して住み続けられる住環境づくりを進めます。

現 状	課 題
○集落等では人口減少に伴い、空き家が増加しています。	○空き家の発生抑制や中古市場への流通を促進する施策が必要です。
○旧ニュータウンにおいて、高齢化と人口減少が進みつつあります。	○地域コミュニティの維持に向けた取組が求められます。

歴史資源の保全・活用

◇石海神社などの貴重な歴史資源の保全・活用に努めます。

現 状	課 題
○石海神社などの貴重な歴史資源が残っています。	○地域資源は、地域の個性として保全・活用することが望まれます。

農地の保全・活用と農業基盤の再構築

◇地域の原風景である農村景観を育んできた農業の維持・振興のため、貸農園や農業体験などの取組による農地の有効利用を促進します。また、地域の自然環境及び景観要素としての機能も持つ灌漑用水路について、計画的な整備と維持管理に努めます。

現 状	課 題
○地域内に広がる田園は、近年、休耕田の管理や後継者不足などの問題が顕在化しています。	○持続性のある農業や農地の保全が必要です。

自然環境の保全・活用

◇緑のシンボル拠点である立岡山や地域の西側を流れる林田川、地域内に広がる農地などの恵まれた自然環境は、貴重な地域資源であり、地域を特徴づける良好な景観要素としても、その保全・活用に努めます。

現 状	課 題
○広く分布する田園、立岡山や林田川などの自然環境に恵まれています。	○自然環境と調和した暮らしや美しい風景を、地域の個性として守り育てることが望まれます。



阿宗神社（立岡山）

車両基地の新たな活用の促進

◇ＪＲ西日本網干総合車両所については、本町の雇用や経済を支える大規模な事業所として維持するとともに、観光面での活用を図ります。

現 状	課 題
○ＪＲ西日本網干総合車両所が立地しています。	○観光面を含め企業との協調を図ることが必要です。

協働型まちづくりの方針

◇ＪＲ網干駅に近接する利便性の高い立地条件や歴史資源が豊富で緑豊かな田園環境が形成されていることを踏まえ、若い世代に住みたい、住み続けたいと思われるような居住環境、子育て環境の充実に向けたまちづくりに取り組みます。

＜取組例＞

- ・空き地や空き家等を活用した親の交流や子どもの遊び場、多世代交流の場・機会づくりと新しいコミュニティと既存のコミュニティの交流促進
- ・良好な住環境形成に向けた特別指定区域や地区計画等の検討
- ・農業や自然を体験できる学習会、観察会等の実施
- ・地域住民が地域の子どもの指導や見守り活動を行いながら、子どもや子育て世代をサポートする体制づくり
- ・移住希望者のための田舎暮らし体験の実施などの受け入れ態勢づくり
- ・歴史や自然と調和した太子町らしいライフスタイルの情報発信



岩見用水まつり



絵本の時間（南総合センター）

太田地域

太田地域の概況

町東部に位置し、東西に国道 179 号が通り、太子東ランプも有する交通利便性の高い地域で、多くの沿道サービス施設が集積しています。また、檀特山などの山々や大津茂川などの自然環境と黒岡神社、原大歳神社などの歴史資源にも恵まれています。



福井大池



原のたいまつ



国道 179 号沿道

太田地域のまちづくりのテーマ

豊かな自然環境と生活利便性が調和した

にぎわいあふれるまちづくり

太田地域のまちづくりの目標

檀特山や福井大池などの豊かな自然環境を都市生活にゆとりを支えるものとして積極的に活用しつつ、立地条件を活かした快適な住環境と沿道利便性の向上とその調和に努め、地域住民や世代間の交流にも配慮したゆとりとにぎわいあるまちづくりをめざします。また、太子東ランプの利便性を活かした流通業務地の誘導をめざします。

(1)人々が元気で地域の活力があふれるまちづくり

国道 179 号沿道の沿道サービス施設の立地環境の向上を図るほか、太子東ランプ周辺地については、流通業務地としての確かな土地利用の誘導をめざします。また、地域の原風景である農村景観を育んできた農業については、営農の効率化や地産地消などによる農業の振興をめざします。

(2)歴史文化資源や自然環境と調和した質の高いまちづくり

緑のシンボル拠点である檀特山をはじめとした山々、地域の中央部を流れる大津茂川、福井大池やその周辺の農地などの恵まれた自然環境、黒岡神社や原大歳神社などの歴史資源は、貴重な地域資源であり、これらを活かした個性あるまちづくりをめざします。

(3)利便性の高い交通網を構築するまちづくり

地域の生活軸となる道路整備の推進等により、移動しやすい交通ネットワークの形成をめざします。

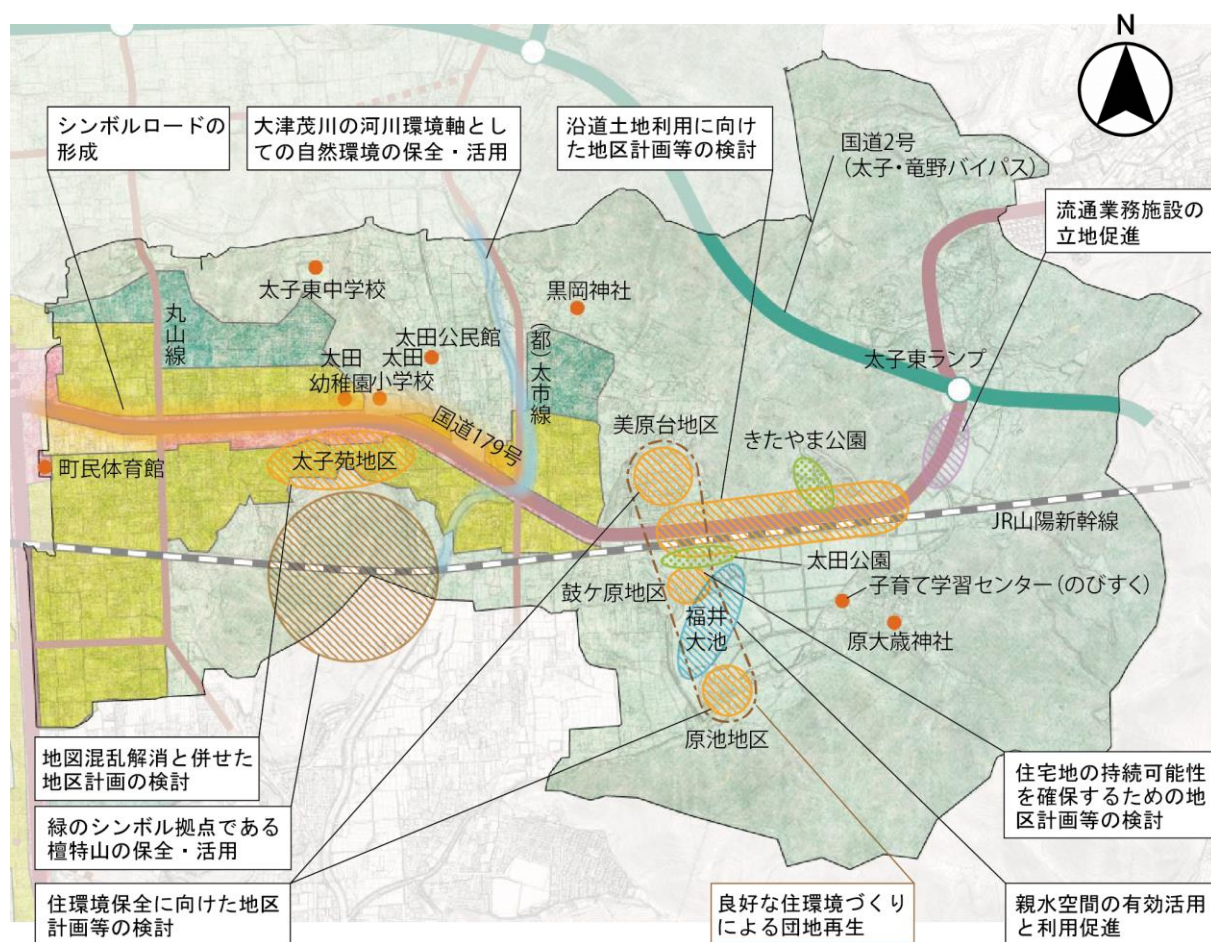
(4)安心した暮らしが続くまちづくり

集落地や住宅地においては、建築物の耐震化や狭あい道路の解消などによる良好な住環境の向上に努め、市街化区域内の残存農地については、良好な都市環境形成の観点から保全も視野に入れつつ適切な市街化を促進します。今後も、まちの居住機能の多くを担う地域として、まち並みにも配慮しながら、安心した暮らしが続くまちづくりをめざします。

(5)協働によるあたたかい地域社会を育むまちづくり

地域住民の交流や世代間交流の場の創出により、あたたかな地域社会の形成を促進します。

太田地域のまちづくりの方針図



- | | | | |
|--|-----------------------|--|--------------|
| | 低層住宅地 | | 広域幹線道路 |
| | 中層住宅地 | | 幹線道路 |
| | 一般住宅地 | | 補助幹線道路 |
| | 生活複合地 | | 鉄道 |
| | 工業地 | | シンボルロード |
| | 自然・農住共生地 | | コミュニティプロムナード |
| | 流通業務施設の立地促進 | | 都市公園 |
| | 線引き見直しの検討 | | 都市公園(予定) |
| | 用途地域見直しの検討 | | 里山緑地 |
| | 特別指定区域制度・流通業務施設区域等の検討 | | 水辺緑地 |
| | 特別指定区域制度、地区計画等の検討 | | |

太田地域のまちづくりの方針

土地利用方針

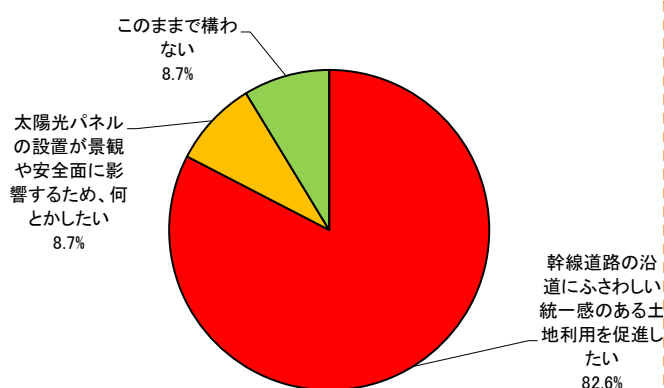
地域の活力創出に向けた土地利用の検討

◇太子東ランプ周辺や国道 179 号等の幹線道路沿道など、その交通利便性の高さから土地利用のニーズが高まると予想されるところについては、沿道土地利用の促進を図るなど地域の活力創出につながる土地利用を検討します。

現 状	課 題
○国道 179 号沿道において交通利便性の高さから土地利用ニーズが高まっています。	○地域の活力創出につながる土地利用の検討が望まれます。

国道 179 号沿道の土地利用のあり方は？

平成 30 年 12～平成 31 年 1 月に行った太子町内の自治会（66 自治会）を対象とした自治会アンケート調査によると、今後の土地利用のあり方については、太田地区住民の約 8 割の自治会が「幹線道路の沿道にふさわしい統一感のある土地利用を促進したい」と回答されています。



市街化区域内の良好な住環境整備

◇市街化区域内の残存農地については、良好な都市環境形成の観点から保全も視野に入れつつ、土地区画整理事業などの面的整備や未接道農地を解消する道路整備を図ることで、適切な市街化を促進します。

現 状	課 題
○市街化区域内には残存農地が介在しています。	○無秩序な開発計画を防止するとともに、計画的な市街化の促進が必要です。

周辺環境に配慮した工場の立地の検討

◇地域内に立地する工場については、周辺の住環境の保全と工業の利便性の向上を図るため、特別用途地区の適用などについて検討します。

現 状	課 題
○工場が住宅地に近接して立地しており、住環境を阻害している場合があります。	○町内での移転も含めた工場立地の適正化が望まれます。

交通利便性を活かした流通業務施設の立地促進

◇特別指定区域制度に基づき、太子東ランプの周辺地に位置づけられた流通業務施設区域（用途型特別指定区域）では、流通業務地として流通業務施設の立地を促進します。

現 状	課 題
○太子東ランプの周辺地は、特別指定区域制度に基づく流通業務施設区域（用途型特別指定区域）に位置づけられています。	○昨今の物流ニーズの増加を踏まえ、交通の利便性を活かした流通業務施設の立地が望まれます。

良好な住環境づくりによる団地再生

◇市街化調整区域に集積する旧ニュータウンについては、住民主体の多様なまちづくり活動によるコミュニティの持続を図るとともに、地区計画等を活用した住環境の保全や生活サービス機能の導入、空き家活用等の取組を促進します。また、周辺の自然資源の活用や国道 179 号沿道のまちづくり、あるいは団地間の連携にも配慮して、団地が集積する地域一帯の再生を推進します。

現 状	課 題
○旧ニュータウンにおいて、高齢化と人口減少が進みつつあります。	○地域コミュニティの維持に向けた取組が求められます。
○将来的に、住環境の悪化や住みやすさの低下などの心配があります。	○住環境の質や住みやすさの維持に向けた取組が求められます。

住環境の保全のための地図混乱の解消

◇地図混乱地域については、その解消を図るとともに地区計画等による計画的なまちづくりの推進を検討します。

現 状	課 題
○土地の所有者を特定できない地図混乱地域があります。	○安定した住環境の保全のため、地域課題の解消が求められます。

住民主体のまちづくり活動の促進

◇集落地や住宅地においては、良好な住環境やまち並みを維持・形成するため、地区計画の適用などを視野に入れた住民主体のまちづくりを促進します。

現 状	課 題
○狭い道路が入り組んだ旧来からの集落地や住宅地があります。	○住宅の密接度の最適化や景観形成の統一、連続性のあるまち並みの形成が望まれます。

隣接する姫路市との調和に向けた土地利用の検討

◇姫路市との行政界周辺地については、土地利用の調和を図るための都市計画手法等について検討します。

現 状	課 題
○姫路市との行政界を挟んで互いに違った土地利用が行われています。	○土地利用の連続性を図るなど、土地利用の調和が望まれます。

都市交通に関する方針

都市計画道路の整備促進

◇地域内の交通の円滑化を図るため、地域の生活軸を形成する（都）太市線の整備を推進します。

現 状	課 題
○未整備区間を含む都市計画道路があります。	○将来都市構造の実現に向けた整備が望まれます。

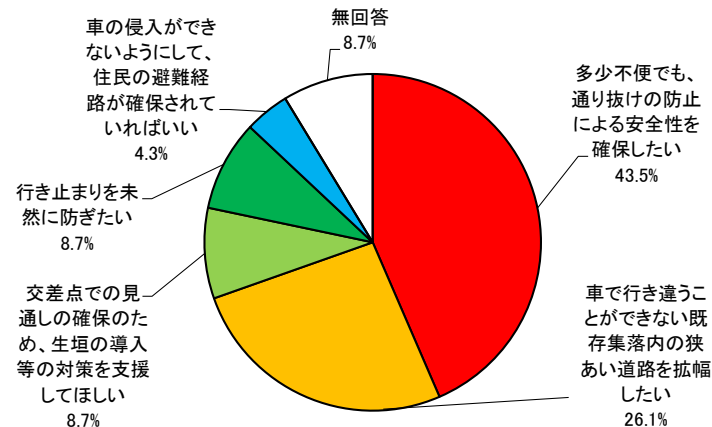
安全で快適に通行できる道路空間の創出

◇集落地や住宅地における交通安全性の向上を図るため、交通安全施設の適切な設置を推進するほか、狭あい道路の拡幅整備を促進するための方策について検討します。

現 状	課 題
○住宅地内には、入り組んだ狭い道路があり、これらの生活道路へ通過交通が流入している地区もみられます。	○住宅地での事故防止はもとより、小学生など通学児童の安全性を確保する対策が求められます。

住宅密集地での生活道路のあり方は？

平成30年12～平成31年1月に行った太子町内の自治会（66自治会）を対象とした自治会アンケート調査によると、太田地区の住宅密集地での生活道路のあり方については、「多少不便でも、通り抜けの防止による安全性を確保したい」が約44%と最も多く、次いで「車で行き違うことができない既存集落内の狭あい道路を拡幅したい」が約26%となっています。



環境に優しく利便性の高い公共交通機関の確保

◇地域住民の利便性や環境負荷に配慮し、既存公共交通の利便性向上を促進します。

現 状	課 題
○地域住民の高齢化の進行とともに、交通弱者が増加する傾向にあります。	○公共交通の維持など、利用者のニーズに応じた施策が求められています。

公園・緑地に関する方針

官民連携による公園の維持管理や活用の促進

◇既設公園において、地域ニーズに対応した施設の更新や地域住民との協働による維持管理により、利用を促進します。

◇利用者が減少している公園については、憩いの場や健康増進の場、子どもの遊び場など、地域のニーズに応じた新たな空間の創出を図ります。

現 状	課 題
○地域内に2つの都市公園のほか、多くの身近な小規模公園が整備されており、充足しています。	○公園の地域特性に対応した施設の更新や計画的で効率的な維持管理を進めながら利用を促進していくことが望めます。
○一部の公園では、周辺地域の人口構成の変化により利用者が減少しています。	○住民のだれもが利用できる空間を創出することが必要です。

にぎわい創出をめざした都市公園の整備と新たな利用の検討

◇太田公園については、老朽化が進んでいる施設があることから、施設の更新を計画的に進めます。

◇きたやま公園については、憩いの場としての空間づくりを進めます。

現 状	課 題
○太田公園では施設の老朽化が進んでいます。	○計画的に施設の更新を進めていくことが望めます。
○きたやま公園があるものの、適切な利用がなされていません。	○公共空間としての適切な利用が望めます。

スポーツ・交流拠点のにぎわい創出に向けた利用の検討

◇福井大池については、既存の親水空間を有効に活用することで、散策やレクリエーションの場、生息する昆虫や野鳥等の観察を通じた環境学習の場としての利用をめざすとともに、利用促進のために必要な取組を検討します。また、スポーツ・交流拠点であることから、太田公園との連携を図り、健康増進の場としての整備を促進します。

現 状	課 題
○福井大池は、親水空間として整備されています。	○施設の利用促進に向けた取組が望めます。また、太田公園との連携が求められます。

その他都市施設に関する方針

市街地における治水対策

◇集中豪雨時に予想される浸水箇所の解消のため、雨水幹線や調整池などの計画的な整備を推進します。

現 状	課 題
○集中豪雨時に予想される浸水箇所が分布しています。	○適切な雨水排水のための施設整備が必要です。



雨水幹線（東出地区）

防災性の向上

◇大津茂川は、地域における治水のための主要な河川として、適切な維持管理を促進し、治水及び災害防除に努めます。

◇土砂災害の区域指定地については、兵庫県と協調しながら保全対策を進めます。

現 状	課 題
○大津茂川が流れており、地域に良好な自然のうらおいをもたらしています。	○大津茂川については、治水・防災機能を高めるための取組が望まれます。
○住宅の后背地や通学路の付近に土砂災害の区域指定がなされているところがあります。	○災害防止の観点から必要に応じた保全対策が必要です。

計画的な下水道の整備促進

◇公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、公共下水道への接続を促進し、水洗化率の向上に努めます。

現 状	課 題
○公共下水道が概ね整備済みであるものの、一部に未接続の世帯があります。	○公共下水道への接続の促進による、水洗化率の向上が望まれます。

社会ニーズに対応した子育て施設のあり方の検討

◇子育て学習センター（のびすく）については、「子育てグループ活動」や「子育て相談」などの活動、同世代親子の出会いや交流の場として活動内容の充実を推進します。また、児童館との統廃合も視野に入れ、町有地への移転や新たな子育て支援施設のあり方を検討します。

現 状	課 題
○子育て支援のために、子育て学習センター（のびすく）がありますが、利用者が減少しています。	○子育て世代の方々のニーズに応じた子育て支援施設が求められています。また、現在借地に立地されていることから、町有地への移転が望まれます。

地域住民の交流促進に向けた公共施設の活用

◇地域住民の交流や世代間交流の場として太田公民館の機能充実に努めるとともに、まちづくり団体活動の支援を推進します。

現 状	課 題
○高齢者世代と若者世代の交流など、地域交流のための場や機会が不足しています。	○地域交流を促進するための、既存施設の機能充実などが望まれます。



太子日本語教室（太田公民館）

その他のまちづくりの方針

集落環境の持続性の向上

◇集落においては、持続可能なコミュニティの形成に向けて、空き家対策等と併せた若い世代の居住を促進します。

◇住民の高齢化や人口減少などが進行しつつある旧ニュータウンについては、空き家対策などの既存のストックを活かした人口維持の取組やコミュニティレベルの安全・安心にかかる取組などにより、持続可能で安心して住み続けられる住環境づくりを進めます。

現 状	課 題
○集落等では人口減少に伴い、空き家が増加しています。	○空き家の発生抑制や中古市場への流通を促進する施策が必要です。
○旧ニュータウンにおいて、高齢化と人口減少が進みつつあります。	○地域コミュニティの維持に向けた取組が求められます。

農地の保全・活用と農業基盤の構築

◇地域の原風景である農村景観を育んできた農業の維持・振興のため、貸農園や農業体験などの取組による農地の有効利用を促進します。また、地域の農業経営のための重要な取水源であるため池について、計画的な整備と維持管理に努めます。

現 状	課 題
○地域内に広がる田園は、近年、休耕田の管理や後継者不足などの問題が顕在化しています。	○持続性のある農業や農地の保全が必要です。



集落営農（原地区）

地域の防災力の向上

◇防災性の向上を図るため、建築物の耐震化を促進するとともに、狭い道路の拡幅整備を促進するなど住環境整備に努めます。

◇災害時の救援活動などに備え、指定避難場所となっている太田小学校や太田公民館など、主な公共施設の防災機能の強化、備蓄機能の整備充実に努めます。

現 状	課 題
○入り組んだ狭い道路に面して古い木造住宅が立地する、集落や住宅地があります。	○住環境整備による防災空間の創出を図ることが必要です。
○点在する主な公共施設を災害時の指定避難場所として定めています。	○指定避難場所は、災害時に被災者や被災のおそれがある住民を収容する場所であるため、そのための機能充実が必要です。

歴史資源の保全・活用

◇黒岡神社や原大歳神社などの貴重な歴史資源の保全・活用に努めます。

現 状	課 題
○黒岡神社や原大歳神社などの貴重な歴史資源が残っています。	○地域資源は、地域の個性として保全・活用することが望まれます。

自然環境の保全・活用

◇緑のシンボル拠点である檀特山や地域の中央を流れる大津茂川、地域内に広がる農地などの恵まれた自然環境は、貴重な地域資源であり、地域を特徴づける良好な景観要素としても、その保全・活用に努めます。

現 状	課 題
○広く分布する田園、檀特山や大津茂川などの自然環境に恵まれています。	○自然環境と調和した暮らしや美しい風景を、地域の個性として守り育てることが望まれます。



黒駒蹄跡（檀特山）

協働型まちづくりの方針

◇檀特山や福井大池、大津茂川などの豊かな自然や黒岡神社や原大歳神社などの歴史資源が豊富にあることを踏まえ、これらを保全・活用により住民の郷土愛を育みながら、多様な交流を促進するまちづくりに取り組みます。

＜取組例＞

- ・檀特山や福井大池、大津茂川における学習会、観察会等の実施
- ・ホタルが生息する良好な河川環境の清掃活動等による維持・管理
- ・緑を生かした子どもが遊ぶイベント等の実施
- ・豊かな自然や歴史資源のPRとそれらを巡るウォークラリーやガイド付きツアーの実施



大津茂川



檀特山ガイド（太田小学校）

龍田地域

龍田地域の概況

町北東部に位置し、2つのバイパスランプを有する交通利便性の高い地域です。平地部ではまとまった農地と集落などからなる農村風景が広がっており、前山などの山々や大津茂川などと調和した、全体として豊かな自然景観を呈しています。



太子町総合公園陸上競技場



法伝鼓



サマーフェスティバル

総合公園を中心とした交流拠点の創出

農村環境と新たな産業が調和したまちづくり

龍田地域のまちづくりの目標

2つのバイパスランプを有する交通利便性の高い地域であり、それを活かした流通業務地への誘導やスポーツ・交流拠点である太子町総合公園の施設・機能の充実によるにぎわいの創出をめざします。また、豊かな自然環境に抱かれた美しい農村景観が広がる地域でもあり、農業振興のほか、地域内の交通ネットワークと併せた集落地の住環境整備に努め、地域住民や世代間の交流にも配慮した安心で快適なまちづくりを推進します。

(1)人々が元気で地域の活力があふれるまちづくり

太子町総合公園のさらなる機能充実に努め、にぎわいあるスポーツ・交流拠点の創出を図ります。太子北ランプの周辺地については、流通業務地としての確かな土地利用の誘導をめざし、太子上太田ジャンクションの周辺地については、新たな流通業務地として土地利用を推進します。また、地域の原風景である農村景観を育み地域経済を支えてきた農業の振興をめざします。

(2)歴史文化資源や自然環境と調和した質の高いまちづくり

緑のシンボル拠点である前山をはじめとした山々やまとまりある農地、大津茂川などの恵まれた自然環境は貴重な地域資源であり、これらを活かした個性あるまちづくりをめざします。

(3)利便性の高い交通網を構築するまちづくり

地域の生活軸となる道路整備の推進と新たな公共交通サービスの導入により、移動しやすい交通ネットワークの形成をめざします。

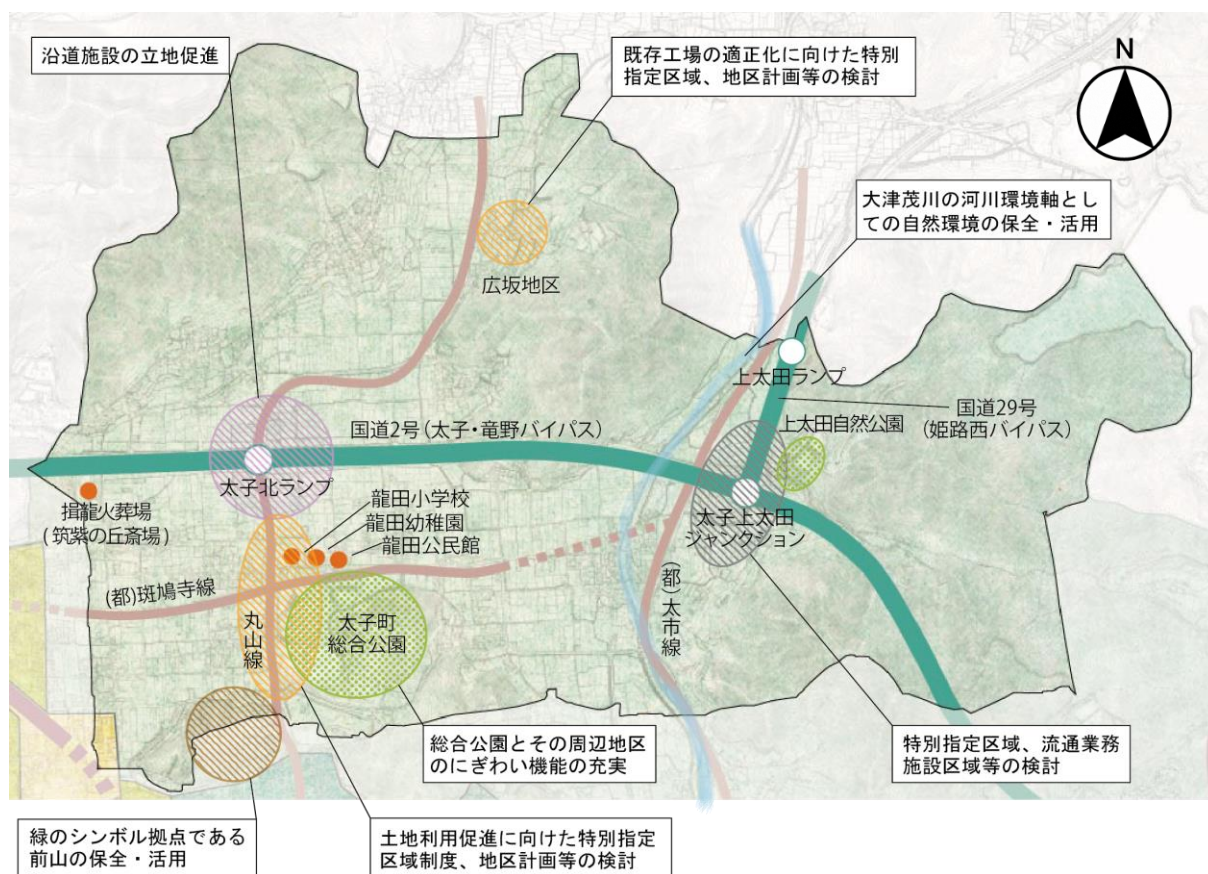
(4)安心した暮らしが続くまちづくり

地域内に分布する集落地においては、通過交通を排除し、建築物の耐震化や狭あい道路の解消などによる良好な住環境整備に努めつつ、新たな住宅の立地を促進します。また、防災拠点ともなる太子町総合公園の整備を推進し、安心で快適な生活環境の形成をめざします。

(5)協働によるあたたかい地域社会を育むまちづくり

地域住民の交流や世代間交流の場の創出により、あたたかな地域社会の形成を促進します。

龍田地域のまちづくりの方針図



- | | | | |
|---|-----------------------|---|--------------|
|  | 低層住宅地 |  | 広域幹線道路 |
|  | 中層住宅地 |  | 幹線道路 |
|  | 一般住宅地 |  | 補助幹線道路 |
|  | 生活複合地 |  | 鉄道 |
|  | 工業地 |  | シンボルロード |
|  | 自然・農住共生地 |  | コミュニティプロムナード |
|  | 流通業務施設の立地促進 |  | 都市公園 |
|  | 線引き見直しの検討 |  | 都市公園 (予定) |
|  | 用途地域見直しの検討 |  | 里山緑地 |
|  | 特別指定区域制度・流通業務施設区域等の検討 |  | 水辺緑地 |
|  | 特別指定区域制度、地区計画等の検討 | | |

龍田地域のまちづくりの方針

土地利用方針

交通利便性を活かした土地利用の検討・促進

◇工場がまとまって立地するなど、地域の振興や活性化のための土地利用が望まれる地区においては、適切な土地利用の維持・誘導をしていきます。さらに、特別指定区域制度や地区計画などの適用について検討します。

◇特別指定区域制度に基づき、太子北ランプの周辺地に位置づけられた沿道施設集約誘導等区域（目的型特別指定区域）では、従来の流通業務施設に加え、交通の利便性を活かした店舗などの沿道施設の誘導も可能になったことから、新たな施設の立地を促進します。

現 状	課 題
○太子北ランプの周辺地は、特別指定区域制度に基づく沿道施設集約誘導等区域（目的型特別指定区域）に位置づけられています。	○交通の利便性を活かし、流通業務施設のみならず、店舗などの新たな施設の立地が望まれます。
○「太子町土地利用基本計画」の策定により、市街化調整区域における計画的な土地利用誘導が可能となりました。	○ほぼ全域が市街化調整区域である本地域では、必要に応じて、地域の活性化のための土地利用が望まれます。

周辺環境を含めた工場立地の最適化

◇地域内に立地する工場については、周辺の住環境や農業環境の保全と工業の利便性の向上を図るため、その立地のあり方を検討します。

現 状	課 題
○工場が農地や集落に近接しており、農業環境や住環境に影響を及ぼしている場合があります。	○周辺環境と調和した工場立地の適正化が望まれます。

持続可能な集落の形成に向けた居住の促進

◇特別指定区域制度に基づき、松尾地区の集落縁辺部に位置づけられた地域活力再生等区域（目的型特別指定区域）では、集落での居住者の減少に対処するため新規住宅の立地を促進します。

◇松尾地区においては、「街並み形成のためのデザインルール」に基づき、住環境の維持・向上を促進します。また、その他の集落地においても、良好な住環境やまち並みを維持・形成するため、地区計画の適用なども視野に入れた住民主体のまちづくりを促進します。

現 状	課 題
○松尾地区の集落縁辺部の一部は、特別指定区域制度に基づく地域活力再生等区域（目的型特別指定区域）に位置づけられています。	○住民主体のまちづくり活動の継続が必要です。
○松尾地区では、「街並み形成のためのデザインルール」により、建物の形態、意匠などのルールを定め、良好な住環境の維持・形成に努めています。	○良好な住環境の維持・形成には、住民意識の高まりが重要であり、今後も、住民主体のまちづくり活動の充実が望まれます。

都市交通に関する方針

都市計画道路の整備促進

◇地域内の交通の円滑化を図るため、地域の生活軸を形成する（都）斑鳩寺線と（都）太市線のそれぞれの未整備区間の整備を推進します。

現 状	課 題
○未整備区間を含む都市計画道路があります。	○将来都市構造の実現に向けた整備が望まれます。

安全で快適に通行できる道路空間の創出

◇生活道路については、新たな歩道整備や交通安全施設の適切な維持管理などにより、快適な歩道空間の確保に努めます。

◇集落地における交通安全性の向上を図るため、交通安全施設の適切な設置を推進するほか、狭あい道路の拡幅整備の促進について検討します。

現 状	課 題
○生活道路については、歩行の安全性に支障を来している部分があります。	○生活道路における歩行空間の安全性の向上が望まれます。
○集落地内の狭い生活道路へ通過交通が流入している地区もみられます。	○住宅地での事故防止はもとより、小学生など通学児童の安全性を確保する対策が求められます。

環境に優しく利便性の高い公共交通機関の確保

◇地域住民の利便性や環境負荷に配慮し、だれもが自由に移動できる新たな公共交通サービスの導入について検討します。

現 状	課 題
○地域住民の高齢化の進行とともに、交通弱者が増加する傾向にあります。	○利用者のニーズに応じた施策が求められています。

新たな広域交通ネットワークの構築

◇播磨臨海地域道路については、経済・人・物流における広域交通ネットワークに重要な役割を担うことから、地域や商工及び観光関連団体などと合意形成を図りながら整備促進を進めます。

現 状	課 題
○国道 2 号（太子・竜野バイパス）の広域ネットワーク性を活かした企業誘致や産業拠点の新設機運があります。	○物流ニーズの増加から、拠点間などを結ぶためには、さらなる広域交通ネットワークの拡充が求められています。

公園・緑地に関する方針

総合公園の新たなにぎわい創出と利用拡充

◇太子町総合公園については、計画的な整備を進めていくとともに、指定管理者制度の導入やパークマネジメントの推進など、地域住民との協働による維持管理や民間事業者のノウハウの活用を促進し、さらなるにぎわいの創出を図るとともに、災害時の防災拠点機能を担う公園としてその整備を推進します。また、スポーツ・交流拠点として、だれもが楽しめる健康・レクリエーション空間、自然に親しめる空間の充実に努めます。

現 状	課 題
○太子町総合公園は、完成に向け整備中です。	○太子町総合公園の計画的で効率的な維持管理や防災拠点としての整備など、早期の完成が望まれます。また、さらなるにぎわい創出のための取組が必要です。

太子町総合公園完成イメージ



都市公園の新たな利活用の検討

◇上太田自然公園については、貴重な公共空間として、地域住民が集まり楽しめる新しい利用について検討します。

現 状	課 題
○上太田自然公園があるものの、適切な利用がなされていません。	○公共空間としての適切な利用が望まれます。

その他都市施設に関する方針

防災性の向上

◇大津茂川は、地域における治水のための主要な河川として、適切な維持管理を促進し、治水及び災害防除に努めます。

現 状	課 題
○大津茂川が流れており、地域に良好な自然の うるおいをもたらしています。	○大津茂川については、治水・防災機能を高める ための取組が望まれます。

計画的な下水道の整備促進

◇公共用水域の水質保全や生活環境の向上のため、公共下水道への接続を促進し、水洗化率の向上に努めます。

現 状	課 題
○公共下水道が概ね整備済みであるものの、一 部に未接続の世帯があります。	○公共下水道への接続の促進による、水洗化率 の向上が望まれます。

公共施設の適切な管理・運営の促進

◇揖龍火葬場（筑紫の丘斎場）の適切な管理・運営に努めます。

現 状	課 題
○揖龍火葬場（筑紫の丘斎場）が立地していま す。	○施設の適切な管理・運営が望まれます。

町有地の利活用の検討

◇地域住民との連携により、地域の特性やニーズに応じた活用を検討します。

現 状	課 題
○町営松尾住宅跡地の利活用がなされていま せん。	○地域活性化に向けたまちづくりに資する活用 が求められます。

地域交流のさらなる促進

◇より充実した世代間交流を推進するため、龍田公民館の機能充実に努めるほか、龍田小学校や龍田幼稚園などの一帯の施設については、地域に開かれたコミュニティの場としての活用を促進します。

現 状	課 題
○既存施設を利用した高齢者世代と若者世代 の交流などの地域交流が盛んです。	○盛んである地域交流の維持・向上が望まれま す。

その他のまちづくりの方針

地場ブランド発展と地域振興の促進

◇特産品であるタケノコ等の生産・加工や酒造などの地場ブランドを活用した地域振興を進めます。

現 状	課 題
○タケノコ等の特産品が作られています。	○地場ブランドとしての知名度向上や高付加価値化に繋がる新商品の開発等が望まれます。
○町内唯一の酒造所が廃業しています。	○過去の歴史を踏まえた酒蔵の再生や地場ブランドの発展が望まれます。



タケノコ水煮缶

農地の保全・活用と農業基盤の再構築

◇地域の原風景である農村景観を育んできた農業の維持・振興のため、将来の農業の担い手のニーズに応じた生産性の高い農業基盤の段階的な整備を検討するとともに、貸農園や農業体験の取組などに努めます。また、地域の農業経営のための重要な取水源であるため池や、地域の自然環境及び景観要素としての機能も持つ灌漑用水路についても、計画的な整備と維持管理に努めます。

現 状	課 題
○地域内に広がる田園は、近年、休耕田の管理や後継者不足などの問題が顕在化しています。	○持続性のある農業や農地の保全が必要です。

集落環境の持続性の向上

◇集落においては、持続可能なコミュニティの形成に向けて、空き家対策等と併せた若い世代の居住を促進します。

現 状	課 題
○集落等では人口減少に伴い、空き家が増加しています。	○空き家の発生抑制や中古市場への流通を促進する施策が必要です。

地域の防災力の向上

◇防災性の向上を図るため、建築物の耐震化を促進するとともに、狭い道路の拡幅整備を促進するなど住環境整備に努めます。

◇災害時の救援活動などに備え、指定避難場所となっている龍田小学校や龍田公民館など、主な公共施設の防災機能の強化、備蓄機能の整備充実に努めます。

現 状	課 題
○入り組んだ狭い道路に面して古い木造住宅が立地する、集落地があります。	○住環境整備による防災空間の創出を図ることが必要です。
○主な公共施設を災害時の指定避難場所として定めています。	○指定避難場所は、災害時に被災者や被災のおそれがある住民を収容する場所であるため、そのための機能充実が必要です。

自然環境の保全・活用

◇地域内のまとまりある農地や地域の中央を流れる大津茂川、それらを取り囲む山々などの恵まれた自然環境は、貴重な地域資源であり、地域を特徴づける良好な景観要素としても、その保全・活用に努めます。

現 状	課 題
○まとまりある田園や大津茂川、それらを取り囲む山々などの自然環境に恵まれています。	○自然環境と調和した暮らしや美しい風景を、地域の個性として守り育てることが望まれます。



田植え体験（龍田小学校）

協働型まちづくりの方針

◇住民に愛される太子町総合公園のさらなる利用促進に向けて、その緑や施設を生かしつつ、緑に期待される様々な効果を活用した取組を進めます。

＜取組例＞

- 子育て支援、健康づくり、防災、多様な交流促進などをテーマにしたイベント等の実施
- SNS等を含む様々なメディアを活用した公園の魅力やイベント情報等の発信
- 住民参加による樹木や公園施設等の適切な維持、清掃活動等の実施
- 公園の管理、運営への住民参画
- 民間事業者による公共還元型収益施設の設置の検討
- 公園機能と連携した公園周辺地域におけるにぎわい創出にむけたまちづくりの検討



太子町総合公園（遊具施設）



太子町総合公園（テニスコート）

第5章 実現化方策

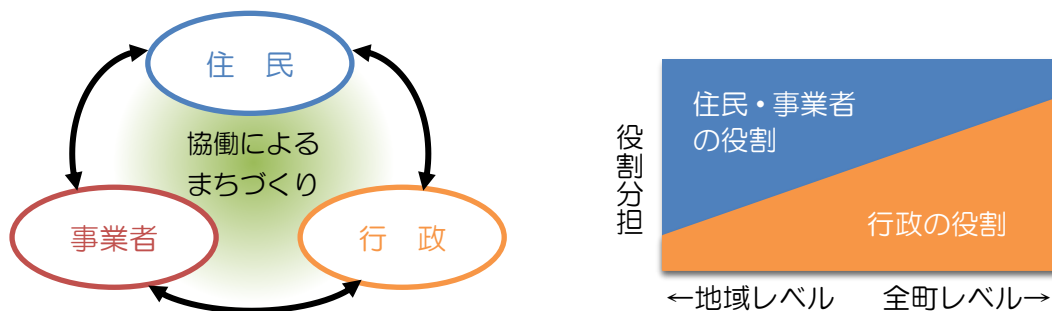
協働によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランの実現化に向けては、行政が積極的な取組を推進するのはもちろんのこと、住民や事業者も主体的にまちづくりに参画し、協働でまちづくりを進めていくことが不可欠であることから、協働のまちづくりを推進するための取組方針を示します。

住民・事業者・行政の役割

まちづくりの主役はそこで生活する住民であり、愛着と誇りを持てるまちをつくりあげていくためには、「自分たちで太子町をより暮らしやすいまちにしていきたい」という意識のもと、住民自らが自分たちの住むまちへの関心を高め、主体的にまちづくりに取り組んでいく必要があります。

これからの太子町のまちづくりは、住民や事業者が主体となり行政はこれらの活動を支援することも含め、住民・事業者・行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のもとで、「協働によるまちづくり」を進めていきます。



住民・事業者・行政の役割

住民の役割	○住民は、まちづくりの主役として、その地域のあり方やまちづくりに関する知識を身につけ、まちづくりへの理解を深めます。 ○まちづくりに関するセミナーやワークショップなどへ積極的に参加し、意見の表明やまちづくりに対する提案をします。 ○地域の魅力向上に向けて、様々な住民活動にも関心を持ち、積極的に参加します。
事業者の役割	○事業者とは、民間企業、NPO など、まちづくりに関わる団体を指します。 ○事業活動などを通して地域産業・経済の高揚に貢献するとともに、地域社会を構成する一員としてまちづくりに対する理解を深め、地域社会と調和を図りながら、公益的な活動に参加・協力します。 ○開発などを行う場合は、町がめざすまちづくりの方向性を十分理解し、周辺の環境や景観に配慮した施設計画とするなど、健全な事業活動を行います。 ○事業活動を通じ、地域社会にその経営ノウハウや専門知識、技術などの提供を行うことで、まちづくりの実現に貢献します。

行政の役割	○都市計画マスタープランに基づき、町の都市計画に関する事業の決定や見直し、地域地区などの指定や都市基盤整備など、行政でなければならない取組を担います。 ○町は都市計画を進めるにあたり、中心的な主体となりますが、法制度上必要な町の区域を超える広域的・根幹的な都市計画については、国や県、周辺市及び関係機関との連携・調整を図ります。 ○住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供や意向把握、住民主体のまちづくり活動の支援、住民参加の仕組みづくりなどを進めます。
-------	---

都市計画マスタープランの周知

まちづくりフォーラムなどを通じてまちづくりや都市計画に対する住民や事業者の意識を高め、本町の将来像を共有するとともに、まちづくりへの積極的な参加を促進するため都市計画マスタープランの周知に努めます。

まちづくりに関わる情報の提供

住民のまちづくりに対する意識の向上や町が抱える問題点や課題を共有するとともに、規制誘導に関わる制度の適用や都市施設などの事業実施の必要性・効果などの理解を促すため、必要な情報の適切な提供に努めます。

都市計画の指定状況や関連する数値情報、事業の進捗などの取組状況、まちづくり支援制度、優良なまちづくり活動事例などについて、広報やホームページなどの多様なメディアを活用して住民に発信し、情報共有を図ります。

近年は、計画策定時などにおいて住民意見聴取は広く実施されるようになっており、本町でも、事業の特性に応じて説明会やワークショップなどを適宜開催していますが、今後もこのような取組を大切にし、住民意向を直接的に聴取する機会を積極的に設けます。

また、まちづくりに関わる組織・団体の活動内容や学習会の開催案内など、住民が主体となったまちづくりを支援する視点から有効な情報の提供を進めます。

まちづくり活動の主体づくり

本町では、地域で活動する各種団体・組織が単独で対応することが難しいと考えられる広範な課題や問題を掘り起こし、地域の住民の皆さん自らが協議し、自らの力で解決していくことで自立した地域づくりを行うためのまちづくり協議会が設立されています。

今後も引き続き、まちづくり協議会を地域における協働のまちづくりの推進母体として、自治会をはじめ、地域コミュニティを構成する様々な団体等との連携を提案・調整し、協働することで、まちづくり協議会ならではの地域の特性を活かしたまちづくりの提案や公共的課題の解決に取り組みます。

事業者のまちづくりへの参加促進に向けては、住民とともに地域の社会活動を行う企業を企業市民として捉え、企業の自発的な企業市民活動の推進を促す太子町企業市民制度が創設されてい

ることから、この制度の活用を推進します。

また、まちづくりに関するNPO活動やボランティア組織など、様々なまちづくりに関わる組織の設立や活性化を促すとともに、まちづくりの担い手の育成を図ります。

住民発意のまちづくり制度の活用促進

住民が求める暮らしを実現するためには、そこに暮らす住民自らが地域の将来像を共有し、その実現に向かって住民・事業者・行政がそれぞれの役割分担のもとで、取組を進めることが必要です。

取組を進めるための制度としては、都市計画の決定や変更を土地所有者などが行政に提案できる都市計画提案制度、地区の特性に応じたまちづくりのルールを定める地区計画制度や特別指定区域制度、関係権利者全員で基準を定め守っていく各種協定制度などがあります。今後、住民・事業者・行政が協働・連携しながら、きめ細やかなまちづくりに向けて、地域の合意形成に基づくこれらの制度の活用を積極的に進めます。

活用が考えられる制度

制度名	概 要
地区計画制度	○身近な生活空間について、特色のある良好なまちづくりを進めるために、地区住民の意向を踏まえ、建物の建て方のルールなどについてきめ細かく都市計画に定める制度。
特別指定区域制度	○町や地域のまちづくり団体が住民と協働して、地域の課題を解決し、その将来の姿を描く土地利用計画を作成した場合に、町からの申出により県が条例で特別指定区域を指定し、市街化調整区域の建築制限の一部を緩和することにより、計画に沿ったまちづくりを実現していく制度。
都市計画提案制度	○土地の所有者やまちづくり NPO あるいは民間事業者等が、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の 3 分の 2 以上の同意等一定の条件を満たした場合に都市計画の提案をすることができる制度。町は、総合計画や都市計画マスタープラン、その他各種関連計画との整合性から、提案された内容の妥当性を検討し、必要に応じて都市計画の決定又は変更を行う。

効率的な都市計画行政の推進

都市計画マスタープランは、まちづくりの目標やその方針などを示すものであり、今後、本計画に基づく個別計画の立案や事業、施策の実施などが進められることとなります。効率的かつ効果的な都市計画行政を進めていくため、次のような取組を進めます。

推進体制の確立(実行するための体制をつくります)

都市計画マスタープランに基づくまちづくりを効率的・効果的に推進していくためには、産業、観光、教育、文化、福祉、環境、防災など様々な行政分野の総合的、一体的な取組が求められます。各行政分野を所管する部署間の連絡調整や情報交換の場を設置し、庁内における推進体制を確立します。

個別事業の推進(具体的取組を進めます)

都市計画マスタープランの進行管理のもと、本計画に位置づけられた都市計画の事業、施策等を推進します。

個別計画の策定、見直し(まちづくりに関する計画をつくります、または見直します)

本町では、これまで都市計画マスタープランによるまちづくりを推進するため、都市計画道路や都市公園などの個別計画を立案してきました。今後も必要に応じて新たな計画の策定や既存の計画の見直しを行います。

財政基盤の確立(まちづくりに必要なお金を確保します)

各種の事業などの実施にあたっては、自主財源の確保や各種補助事業制度を積極的に活用するほか、既存事業の見直し、財源の効率的配分などにより健全な財政運営に努めます。

民間活力の積極的な導入(民間のノウハウや資本を活用します)

効率的な財政基盤を確立する観点から、公的施設の整備・更新や市街地における住宅供給、各種都市機能の再整備等に、民間企業のノウハウや資本を活用するなど、積極的な民間活力の導入を促進します。

広域的な連携・協力体制の強化(国や県、周辺市町などとも協力します)

骨格的な道路整備や拠点整備などの広域的な影響が想定される事業の実施にあたっては、住民、事業者、町の連携だけでなく、国や県、周辺市町及び関係機関と必要な事項について協議するなど、広域的な連携・協力体制を強化しながら施策の推進に努めます。

太子町都市計画マスタープランの進行管理

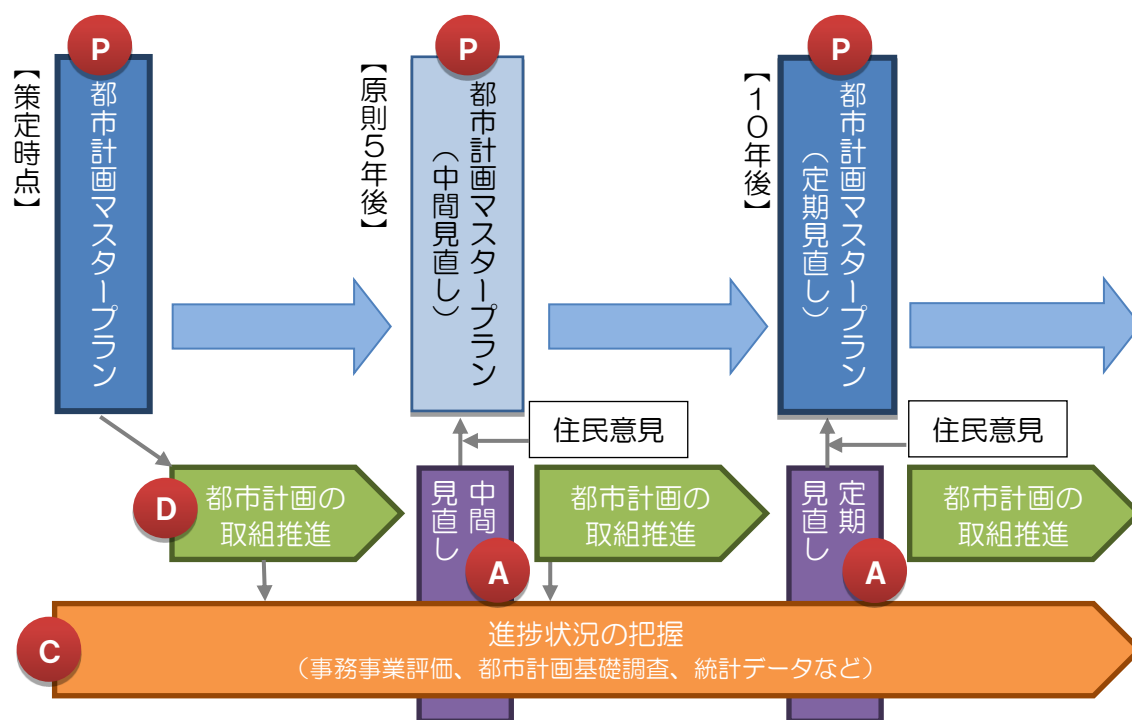
都市計画マスタープランによる着実な都市計画行政を実現するには、計画の進行管理が重要です。本計画の目標年次は、10年後の令和12年ですが、今後の社会経済情勢の変化などにより、新たな課題や住民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。これらに柔軟に対応できるものとするために、計画の進行管理を行いつつ、5年後あるいは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、本計画の見直しを行うこととします。

PDCAサイクルの運用

都市計画マスタープランに基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCA サイクルにより検証します。

施策・事業の進捗状況や達成度合いを把握し、原則5年後に中間見直しを行い計画の実効性を高めます。ただし、様々なまちづくりの取組を進めていく過程で、新たな課題等が発生した場合や上位計画等の見直しに伴う改定の必要が生じた場合には、随時改定を行うなど、柔軟な運用を図ります。

見直しの際には、住民意見の反映にも取り組みます。また、進捗状況や見直しの過程について、広報やホームページなどを通して公表します。



見直し段階での住民参加

見直しプロセスへの住民参加

まちづくりに関する情報の共有や学習の機会の提供などにより、住民のまちづくりに対する理解度が徐々に広がっていくことが期待されます。このため、住民意見を反映させる仕組みを含め住民参加の方法を検討するとともに、計画策定や進行管理への住民参画を積極的に呼びかけ、住民の意見やアイデアの適切な反映に努めます。

見直しに関する情報の公開

見直しの状況は、適宜公開し、その内容がどのようにまちづくりに反映されているか目に見える形でわかるように公表します。

参考資料

用語集

あ行

いえ・にわづくりガイドライン

まちづくり協議会が地区土地利用計画の中で、自分の敷地でまち並みへの配慮と創意工夫を行うために定めた独自基準のことです。

SNS

Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのことで。

SDGs

Sustainable Development Goals の略で、国連加盟国による 2015 年の「持続可能な開発サミット」において採択された、2030 年までに達成をめざす持続可能な開発目標のことです。

NPO

Non Profit Organization の略で、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称のことです。

オールドタウン化

主に高度成長期以降に開発されたニュータウンにおいて、住民の人口減少・少子高齢化や施設の老朽化が進んでいくことです。

か行

開発許可制度

都市計画区域内の開発行為について、公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務づけるなど、良好な宅地水準を確保することを目的とした制度のことです。

環境負荷

人の活動が地球環境や生態系などに与える負担のことです。

公共還元型収益施設

公共施設内に民間事業者が設置した店舗等からの収益を、施設の整備・更新へと充てる仕組みをもった施設のことです。

交通ネットワーク

道路交通や公共交通などの交通が網の目のように張り巡らされた繋がりのことです。

コミュニティプロムナード

歩行者優先の考え方に立ち、自動車の通過交通や速度を抑制するなどの工夫をした生活道路のことです。

さ行

市街化区域

「優先的に都市施設を整備し、建物を建てられる区域」として、都市計画で明確に定めた区域のことです。

市街化調整区域

「農地などの環境の保全を優先し、建築を抑制する区域」として、都市計画で明確に定めた区域のことです。

市街地開発事業

既成市街地や今後市街地とする区域において計画的なまちづくりを進める事業の総称です。

指定管理者制度

自治体が所管する公の施設の管理・運営を、民間事業会社を含む法人やその他の団体に委託することができる制度のことです。公の施設の管理・運営に民間等のノウハウを導入することで、効率化をめざします。

浸水想定区域

河川の氾濫により、住宅などが水につかる浸水が想定される区域のことです。

シンボルロード

地域特性を活かした道路環境整備を進めるために位置づけられる市町村を代表する象徴的な道路のことです。

ストックマネジメント

既存の施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法のことです。多様化する需要に対し、これまでのように施設を解体して新築（改築）するのではなく、既存施設の計画的な保全により、必要に応じて長寿命化等の有効活用を行います。

た行

大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム

兵庫県が、都市構造に広域的な影響を与える大規模な集客施設の適正な立地を図るために定めた立地誘導・抑制の方針のことです。太子町では、鵜東交差点周辺が準広域商業ゾーンとして指定されています。

地区計画

身近な生活空間について、特色のある良好なまちづくりを進めるために、地区住民の意向を踏まえ、建物の建て方のルールなどについてきめ細かく都市計画に定めた計画のことです。

地図混乱地域

登記所に備え付けの地図と現地の各筆の位置や形状が著しく異なっている地域のことです。

特別指定区域制度

都市計画法に基づき兵庫県が定めた市街化調整区域での住みよい環境の維持・活性化のための制度です。市町及びまちづくり団体が土地利用計画を策定した区域では、地縁者の住宅や既存工場の用途変更など、条例で定めた一定の用途の開発が可能となります。

都市機能

行政、教育、文化、医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能のことです。

都市基盤

都市の骨格を形成し、円滑な都市活動を確保し、良好な環境を維持するための道路、公園などの公共施設のことです。

都市計画区域

都市生活や機能的な都市活動を確保するため、都市計画を策定する区域のことです。自然的・社会的条件等を勘案し、都市として総合的に整備・開発及び保全する必要があります。太子町は全域が都市計画区域に含まれます。

都市計画道路

安全で安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するための都市交通における最も基幹的な施設で、都市計画として定められた道路のことです。

都市計画区域マスタープラン

都道府県が、一市町村を超える広域的見地から、都市計画区域ごとに、その都市の将来像を明確にし、その実現に向けた根幹的な都市計画に関する基本的な方針を定めたものです。太子町は「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」に位置づけられています。

都市公園

都市公園法に基づき、国または地方自治体が設置した公園または緑地のことです。

都市施設

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上を図り、良好な都市環境を確保するために必要な施設で、主なものに、道路や公園、下水道などがあります。

土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められた土地の区域のことです。市町村による警戒避難体制の整備が義務づけられます。

土地区画整理事業

道路や公園などの公共施設の整備と同時に、土地の区画を整えるまちづくりの事業のことです。

な行

は行

パークマネジメント

公園の整備・維持管理について、従来の行政主導の事業手法から転換し、住民・NPO・企業等と連携しながら住民の視点に立って実施していく取組のことです。

ハザードマップ

地震や洪水などの自然災害が起きたときの被害予測範囲や危険箇所などをまとめた地図のことです。

バリアフリー

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など、すべての障壁を除去するという考え方のことです。

PDCAサイクル

マネジメント手法の一種で、計画を作成（Plan）し、その計画を組織的に実行（Do）し、その結果を内部で点検（Check）し、不都合な点を是正（Action）したうえでさらに、元の計画に反映させていくことで、螺旋状に、品質の維持・向上や環境の継続的改善を図ろうとするものです。

PPP/PFI

PPPとはPublic Private Partnershipの略で、行政（Public）が行う各種行政サービスを、行政と民間（Private）が連携（Partnership）し民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念のことです。

PFIは、Private Finance Initiativeの略で、PFI法に基づき、公共施設等の建設や維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法です。PPPの考え方を行政として実現する為の手法の一つで、事業コストの削減及びより質の高い公共サービスの提供をめざします。

ビオトープ

本来の意味は、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間のことですが、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もあります。

ま行

まちづくり協議会

地域で活動する各種団体・組織が単独で対応することが難しいと考えられる広範な課題や問題を掘り起こし、自治会をはじめ地域住民自らが地域の特性を活かしたまちづくりについて協議・提案することで、自らの力で解決し自立した地域づくりを行う地域コミュニティ組織のことです。

街並み形成のためのデザインルール

まちづくり協議会が地区土地利用計画の中で、自分の敷地でまち並みへの配慮と創意工夫を行うために定めた独自基準のことです。

面的整備

建築物や公園等の整備を目的として土地を整地し、一体的にまちを整備することです。

や行

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のことです。

ユニバーサル社会

年齢、性別、障害の有無、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支え合うなかで安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会のことです。

用途地域

土地利用計画の基本となるもので、良好な生活環境や適正な都市機能を有する健全な市街地の形成を図るため、住居・商業・工業といった地域の特性に応じた土地の使い方と建物の建て方のルールを都市計画として定めた地域のことです。

ら行

ライフサイクルコスト

製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額です。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程（ライフサイクル）で必要な経費の合計額です。

立地適正化計画

人口減少や高齢化が進展していく中で、高齢者や子育て世帯にとって安心できる快適な生活環境を実現し、公共交通ネットワークと連携したコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するために策定する計画のことです。太子町では、平成30年7月に策定しました。

リノベーション

刷新、改善、修理、修復を意味する言葉ですが、近年では、建築物の改造についていうことが多く、特に、古い部分の補修や内外装の変更程度にとどまるリフォームに対し、増築・改築や建物の用途変更など、資産価値を高めるための大規模な改造のことを指します。

わ行

ワークショップ

参加者が自由に意見を出し合い、思いの共有を行う場のことで、地域のまちづくりの現場などで行われます。

策定経緯

太子町都市計画マスタープラン策定委員会

〈開催概要〉

日時	議事
	第1回太子町都市計画マスタープラン策定委員会
令和元年7月8日	I 現行プランの課題と現況について II 策定における見直し方針（案）について
	第2回太子町都市計画マスタープラン策定委員会
令和元年8月27日	I 太子町の現況報告とまちづくりに対する課題の整理 II 全体構想（案）について III 今後のスケジュールについて
	第3回太子町都市計画マスタープラン策定委員会
令和元年10月17日	I 全体構想（案）について II 地域別構想（案）について III 今後のスケジュールについて
	第4回太子町都市計画マスタープラン策定委員会
令和元年12月13日	I 地域別構想（案）について II 実現化方策（案）について III 今後のスケジュールについて
	第5回太子町都市計画マスタープラン策定委員会
令和2年2月7日	I 計画最終案について II まちづくりフォーラムについて

〈太子町都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿〉

	所属	職名	氏名（敬称略）	備考
1 号	兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所 まちづくり建築第 1 課	所長補佐 兼課長	梶原 佐利	
	兵庫県西播磨県民局光都農林事務所 農政振興第 1 課	課長	松本 孝	
2 号	太子町総務部	部長	森田 好紀	
	太子町生活福祉部	部長	木村 和義	委員長
	太子町経済建設部	部長	八幡 充治	
	太子町教育委員会	次長	栄藤 雅雄	副委員長
3 号	兵庫県立大学環境人間学部	准教授	杉山 武志	
	国立明石工業高等専門学校建築学科	助教	本塚 智貴	
4 号	兵庫県立太子高等学校	校長	松浦 りつ子	

※ 1 号委員：関係行政機関の職員

2 号委員：町職員

3 号委員：学識経験を有する者

4 号委員：町事業等に関与する団体等の代表者

（太子町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱第 3 条第 2 項）

〈太子町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱〉

訓令甲第 1 号

太子町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年 6 月 1 日

兵庫県太子町長 服 部 千 秋

太子町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、太子町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、都市計画マスタープランの原案（以下「原案」という。）の策定に関する事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 町職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 町事業等に関与する団体等の代表者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、前項の委嘱、又は任命の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を各 1 名置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席できなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 委員会には、原案の策定に必要な調査及び資料の収集、その他必要な作業を行うため、作業部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、作業部会に準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「作業部会」、「委員長」とあるのは「部会長」、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済建設部まちづくり課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。委員会の庶務は、経済建設部まちづくり課において処理する。

附 則

この訓令は、令和元年6月1日から施行し、令和2年3月31日に限り、その効力を失う。

住民参加の取組の実施概要

〈住民意向調査〉

実施日	実施事項
平成30年12月16日	おたいしマルシェアンケート調査 対象：おたいしマルシェに参加していた町内外の子育て世代20代～40代（太子町住民93人、町外住民176人、合計269人）
平成30年12月11日 ～平成31年1月11日	自治会アンケート調査 対象：太子町内の自治会（66 自治会）
平成31年1月24日 ～平成31年2月8日 （町内賃貸住宅居住者）	定住意向アンケート調査 対象：町内賃貸住宅居住者
平成31年1月24日 ～平成31年2月12日 （町外戸建て住宅居住者）	町外戸建て住宅居住者（姫路市内の青山、網干区、大津区、広畑区に位置している戸建て住宅居住者）

〈まちづくりワークショップ〉

実施日	実施事項
令和元年5月16日	『楽しくまじめな話をしよう』 みんなで創るまちの未来 高校生ワークショップ 参加者：太子高等学校 2 年生（総合学習で地域づくりを学ぶ生徒 12 名）【町内在住 4 名、町外在住 8 名】
令和元年7月10日	『みんなで語ろう！未来の太子町について』 子育て世代ワークショップ 参加者：各幼稚園・小学校 ときめきスクール生（PTA役員等）24 名
令和元年7月24日	まちづくりの集い『みんなで作ろう！太子町の未来について』 参加者：連合自治会役員、PTA 連絡協議会役員、商工会役員、農業関連団体、町内在住の若者代表、町議会議長、副議長、総務経済建設常任委員会委員長、副委員長
令和元年8月3日	『楽しくまじめな話をしよう』 みんなで創る まちの未来 中学生まちづくりワークショップ 参加者：太子西中学校 生徒 9 名、太子東中学校 生徒 7 名

〈まちづくりフォーラム〉

実施日	実施事項
	太子町まちづくりフォーラム
令和2年3月15日	第1部 基調講演
	第2部 『太子町都市計画マスタープラン』説明
	第3部 まちづくり活動発表

太子町都市計画マスタープラン

(令和2年3月改定)

発 行：太子町経済建設部まちづくり課

住 所：〒671-1592 太子町鵜 280 番地 1

T E L：079-277-5992

F A X：079-277-6041

E-mail：machidukuri@town.hyogo-taishi.lg.jp

U R L：http://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/

